

草津市 文化財保存活用地域計画



令和 2 年 3 月
草津市



目次

序章.....	1
1. 計画作成の背景と目的	1
1-1 計画作成の背景	1
1-2 計画作成の目的	3
2. 計画期間	4
3. 草津市文化財保存活用地域計画の作成体制	5
第1章 草津市の概要.....	6
1. 自然的・地理的環境	6
1-1 草津市の位置・面積	6
1-2 地名	6
1-3 地形・地質・水系	7
1-4 気候	10
1-5 生態系	11
1-6 景観	16
2. 社会的状況	18
2-1 人口動態	18
2-2 産業	20
2-3 土地利用	21
2-4 交通	22
3. 歴史的背景	23
3-1 先史	23
3-2 古代	24
3-3 中世	25
3-4 近世	27
3-5 近代・現代	28
第2章 草津市の文化財の概要と特徴.....	30

第3章 草津市の歴史文化の特徴.....	41
1. 生産の歴史文化	41
1-1 石と木を使ったものづくり	41
1-2 製鉄・鋳造	42
1-3 その他の生産	43
2. 信仰の歴史文化	44
2-1 草津市域の古代寺院と信仰の広がり	44
2-2 芦浦観音寺	44
2-3 民俗・風習	45
3. 街道の歴史文化	47
3-1 草津宿	47
3-2 草津川	48
3-3 陸と湖の道	49
第4章 歴史文化の保存・活用に関する方針.....	50
1. 既存の文化財調査の概要と調査状況	50
2. 歴史文化の保存・活用に関する課題	51
3. 草津市文化財保存活用地域計画の位置づけ	54
4. 歴史文化の保存・活用に関する基本理念	59
5. 歴史文化の保存・活用に関する基本方針	60
5-1 周辺環境を含めた総合的な保存・活用	60
5-2 歴史文化を継承するための情報共有の推進	60
5-3 地域との連携の強化	61
5-4 歴史文化の保存・活用のための体制づくり	61
5-5 防犯・防災を地域で担う体制づくり	61
6. 計画の進捗管理と自己評価の方法	63
第5章 草津市における歴史文化の保存・活用に関する措置	64
第6章 歴史文化の保存・活用の推進体制	73
1. 草津市の体制	73
2. 事務処理特例の適用について	75
資料編・参考文献	77

序章

1. 計画作成の背景と目的

1-1 計画作成の背景

草津市は、滋賀県の南東部に位置し、市域西側に琵琶湖が広がっています。古代から官道が通るなど、様々な歴史文化が花開きました。中世から天下を手中に収めようとした時の権力者にとっても重要な場所であり、近世には東海道と中山道の分岐・合流の地として発展をとげました。本市は、古代から豊かな歴史文化を育んでおり、各時代を通じた多様な文化財が今に伝えられています。

本市における文化財保護の取組の代表的な例としては、旧栗太郡草津町の時代である昭和 24 年(1949)の草津宿本陣の国史跡指定が挙げられ、同 37 年(1962)に本市は草津宿本陣の管理団体として指定されました。また昭和 35 年(1960)、中央自動車道西宮線(以下、「名神高速道路」という。)の造成工事に伴う北谷古墳群発掘調査も、市域の文化財行政の取組例として挙げられます。昭和 53 年(1978)3 月 30 日付で草津市文化財保護条例を制定し、同年には、市の正規職員として初めて埋蔵文化財技師が配置され、また、昭和 59 年の市制 30 周年に向けた記念事業として『草津市史』の編纂に着手するなど、市域の文化財保護の体制が整えられていきました。昭和 59 年(1984)には、「草津市文化財保存事業補助金交付要綱」を制定し、文化財所有者および保存団体(以下、「所有者」という。)への支援体制を整え、平成 12 年(2000)には、市域の発掘調査件数が増加し、申請内容の多様化も進んできたことから、「草津市埋蔵文化財調査保護要綱」および「草津市埋蔵文化財発掘調査等受託要領」を制定し、埋蔵文化財の保護や調査の体制整備も進めてきました。その後も滅失の危機にある文化財を保護するために、本格的な埋蔵文化財発掘調査や未指定文化財調査を実施し、これらのうち歴史的・文化的価値の高いものについては文化財指定するなど、積極的な取組を進めてきました。昭和 60 年(1985)には野路小野山製鉄遺跡が国史跡に指定され、さらに平成 17 年(2005)に大津市の源内峠遺跡と山ノ神遺跡が追加指定され、史跡野路小野山製鉄遺跡とあわせ、国指定史跡瀬田丘陵生産遺跡群に名称を変更しました。平成 4 年(1992)には本市を形づくる歴史に関する事柄を調査・収集した『草津市史』全 7 巻の刊行を終えました。その後、市史編纂時に収集された資料などの公開活用を目的に街道文化交流センターを開設し、その後、その機能は草津市立草津宿街道交流館(以下、「草津宿街道交流館」という。)に引き継がれています。

その後、平成 6 年(1994)の立命館大学びわこ・くさつキャンパスの開学や JR 南草津駅の開業を契機として、本市南部の都市開発が急激に進行するなか、大規模な埋蔵文化財調査を実施しました。さらに、平成 16 年(2004)には芦浦観音寺ならびに旧境内地を含む周辺地が芦浦観音寺跡として国史跡に指定されるとともに、平成 17 年(2005)に本市が史跡の管理団体として指定されました。

以後、「(以下、〇〇という)」は省略し、特に断らない限り国・県・市の指定・登録・選択文化財の指定区分・種別については、初出のみ記述することとします。ただし、例外として、史跡にのみ指定名称の前に種別を明示することとします。

一方、国の施策として文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)は、時代の移り変わりや社会の変化に応じて、適宜改正されています。例えば、昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長期には各地で都市化が進み、農村部の景観などが大きく変貌したため、昭和 50 年(1975)には、これまで規定されていなかった埋蔵文化財に関する制度が整備され、重要無形民俗文化財の指定制度を創設し、埋蔵文化財や民俗文化財の保護制度の充実が図られました。また、重要伝統的建造物群保存地区の制度を創設し、周辺環境と一体となって価値を形成する伝統的建造物群のある地区を文化財として位置づけることとなり、保存技術の選定制度も創設されました。昭和 40 年代から 50 年代には、地方の過疎化と住民の高齢化により、伝統行事の保存・継承が困難な状況となった反面、まちづくりや村おこしに歴史資産の活用が試みられるようになりました。さらに、平成 2 年(1990)には、わが国の近代化に貢献した産業・交通・土木に関わる建造物を近代化遺産と定義して全国で近代化遺産総合調査が実施され、平成 8 年(1996)の文化財保護法の改正により、登録文化財制度の導入や近代化遺産の保護が本格化しました。平成 16 年(2004)には、重要文化的景観の選定制度が創設され、民俗文化財や文化財登録制度の範囲拡大がなされるなど、保護の対象が広がっていきました。そして、平成 19 年(2007)には「歴史文化基本構想」を提言し、平成 20 年(2008)から 3 ヶ年にわたって「文化財総合把握モデル事業」を実施して得た情報をもとに、平成 24 年(2012)、「「歴史文化基本構想」策定技術指針」を取りまとめました。さらに、平成 30 年(2018)に文化財保護法が改正され、市町村が「文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)」を策定できることが文化財保護法上に位置付けられました。このように、わが国における文化財保護の方針は、個別の文化財保護を目的としたものから、歴史資産の総合的な保存・活用に向けた実践的取組へと移行しつつあります。

本市は、人口増加を続けていますが、増加している地域と減少する地域に二極化しています。中心市街地では、人口は増加していますが、転入者への市域の歴史や文化財に関する周知不足が課題となっており、中心市街地から離れた地域では、少子高齢化や人口の減少などが進行しています。市域の文化財は、指定未指定を問わず、地域の中で地域の人々や個人の方々の尽力により守り継がれてきたものが大半を占めます。しかし、少子高齢化などの社会情勢の変化により、市民の宝であり国民の宝であるはずの文化財が存続の危機にさらされています。これらの歴史文化が抱える課題について市民と行政が協働して、歴史文化の管理・継承・整備・活用を目指し、文化財を含む歴史資産を保存・活用するための仕組みと体制づくりを進めるため、マスタープランとして平成 31 年(2019)3 月に『草津市歴史文化基本構想』を策定しました。

先に策定した、『草津市歴史文化基本構想』において、本市の「歴史文化」、「歴史資産」および「文化財」の関係性について整理し、文化財そのものと、それにとまなう交通や特産品、



[写真 1] 上空から見た草津市
(平成 18 年(2006)頃)

その地域の産業など、文化財に付随する要素を含んだ概念を「歴史資産」、さらに「歴史資産」に周辺の地域や、所有者の周辺環境全体を含んだ概念を「歴史文化」として定義しました(図1)。

本計画においてもこの定義にのっとり、「歴史資産」と「歴史文化」を区別するものとします。

平成30年度に策定した『草津市歴史文化基本構想』を実現していくためには、本市における文化財の保存・活用に地域社会全体で取り組んでいくための目標や、より具体的な内容の検討が必要となったことから、「草津市文化財保存活用地域計画」の作成に着手することとなりました。



〔図1〕 歴史文化・歴史資産・文化財の関係図

1-2 計画作成の目的

上記の背景を受け、本計画は本市が抱える歴史文化の課題を市民と行政が協働して、歴史文化の保存・継承・整備・活用を図るための指針や、保存・活用の仕組みと体制づくりを推進することを目的とします。

本市は、縄文時代早期(約1万年前)の遺物が表採されており、この頃、本市の歴史が始まったと考えられます。これらの縄文時代の遺跡からはじまり、周知の埋蔵文化財包蔵地は153件を数えます。埋蔵文化財として扱う範囲はおおむね中世までとされていますが、地域において必要なものとして史跡草津宿本陣の周辺を含む草津宿場町遺跡を調査対象としています。また、志那神社などの古社・名刹をはじめ、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡(以下、「史跡野路小野山製鉄遺跡」という。)や史跡芦浦観音寺跡、史跡草津宿本陣など本市を代表する史跡のほか、国指定重要無形民俗文化財近江湖南のサンヤレ踊りの構成要素である草津のサンヤレ踊り(以下、「草津のサンヤレ踊り」という。)は市域7地域で継承されており、友禅染の下絵に用いられる青花紙の生産技術など、本市には文化財が数多く保存・継承されています(写真2・写真3・写真4・写真5)。

これらは、本市がたどってきた歴史の一端であり、市民のアイデンティティの根源となりうる資産です。これまで未指定文化財や埋



〔写真2〕 史跡草津宿本陣



〔写真3〕 史跡野路小野山製鉄遺跡

蔵文化財の調査、所有者への指導・助成を中心に進めてきた本市の文化財保護行政ですが、担い手の高齢化や都市化の進行など様々な要因により、保存・継承が困難な状況となっています。さらに、市域には未調査の歴史資産が数多く存在し、これらの現状を把握し、新たな視点で歴史文化の価値を見出すことで、文化財を個別にとらえるのではなく、周辺環境や関連する歴史資産を含めて総合的にとらえ、また、市全体で保存・継承が図られるよう、体制の検討が求められています。



[写真 4] 史跡芦浦観音寺跡



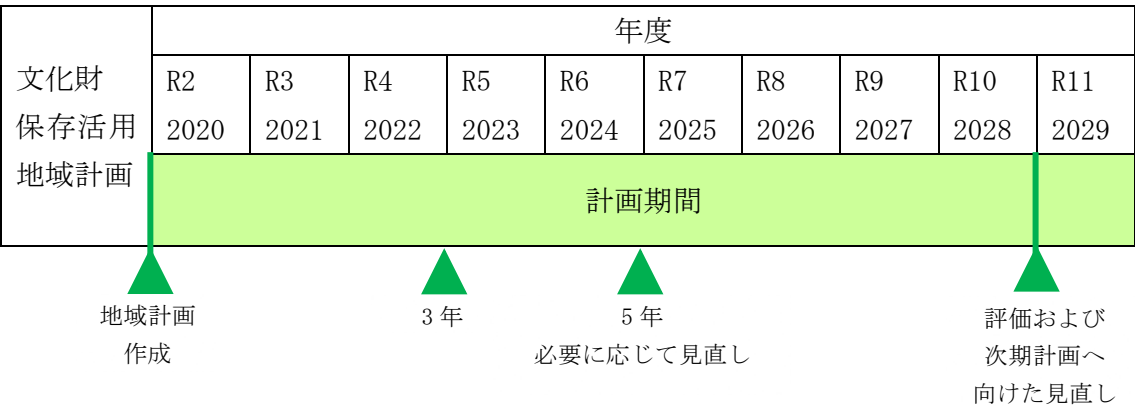
[写真 5] 草津のサンヤレ踊り(下笠町)

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間です。

令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間を短期、令和 6 年度までを中期、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間を長期とし、事業計画の目安とします(図 2)。

なお、文化財を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



[図 2] 「草津市文化財保存活用地域計画」計画期間

以後、特に注釈のない限り、掲載したデータは令和 2 年 3 月時点のものです。

3. 草津市文化財保存活用地域計画の作成体制

本計画の作成にあたっては、学識経験者・地元関係者で構成された「草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会」（以下、「懇話会」という。）を設置し、文化庁地域文化創成本部事務局広域文化観光・まちづくりグループおよび滋賀県教育委員会をオブザーバーとして迎え、助言を得ながら、本計画の意見を求めました（表 1）。また、庁内の関係課会議や関係団体との協議などもあわせて行いました。

草津市教育委員会は、草津市文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）に本計画について諮問し、審議会は懇話会の意見を参考に草津市教育委員会が作成した素案を審議して、その結果を答申しました。

[表 1] 草津市文化財保存活用地域計画策定懇話会委員名簿（五十音順・敬称略）

氏名	所属	分野
井上 ひろ美	華頂短期大学講師	美術工芸
○ 岩崎 奈緒子	京都大学総合博物館教授	歴史学
岡田 俊二	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議選出	地域代表
北川 義洋	草津市観光物産協会副会長	団体代表
◎ 金田 章裕	京都大学名誉教授 京都府立京都学・歴彩館館長	歴史地理学・景観
柴田 弘三	矢倉学区未来のまち協議会選出	地域代表
鈴木 久男	京都産業大学文化学部教授	史跡整備
藤井 健史	立命館大学理工学部助教	建築学
安井 正一	人と地域が輝く常盤協議会選出	地域代表
山本 理佳	立命館大学文学部准教授	観光学

◎は座長 ○は副座長を示す。（敬称略）

オブザーバーおよび事務局

オブザーバー 文化庁地域文化創成本部事務局広域文化観光・まちづくりグループ
滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
事務局 草津市教育委員会事務局歴史文化財課

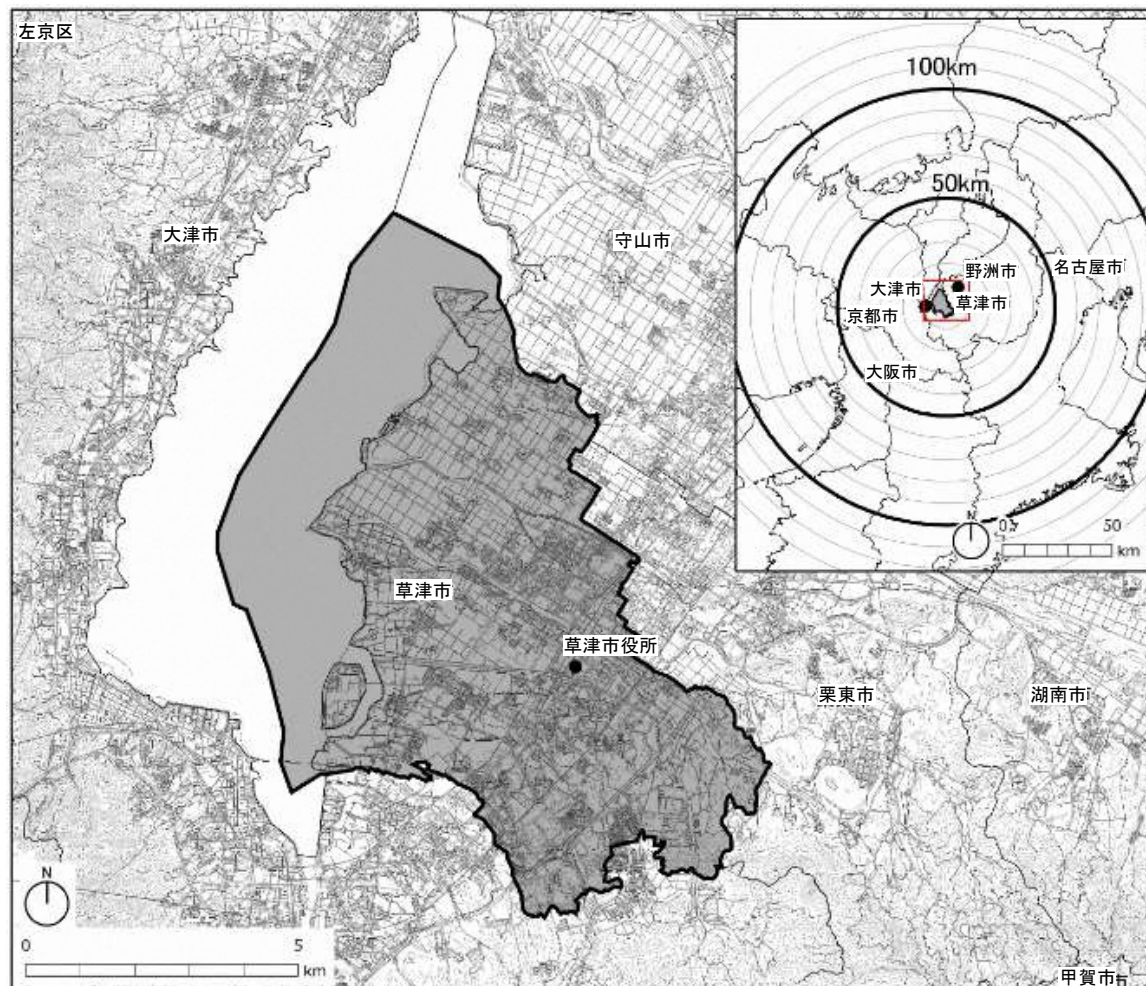
なお、庁内関係課および関係団体、審議会委員名簿については、第 6 章 文化財の保存・活用の推進体制に記載のため割愛します。

第1章 草津市の概要

1. 自然的・地理的環境

1-1 草津市の位置・面積

本市は、滋賀県の南東部、湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に面しています。東西約 10.9km、南北約 13.2km、面積は 67.82 km²(うち琵琶湖面積 19.17 km²を含む)です(図 3)。



〔図 3〕 草津市位置図

1-2 地名

「草津」の地名を最初に確認することができる文献は、鎌倉時代、正安元年(1299)に編纂された「一遍上人絵伝」巻七です。一遍の布教は人々が集まるところで行われたと思われます。「一遍上人絵伝」が描かれるよりも以前の市域には、『吾妻鏡』などに残る「野路」と呼ばれる宿駅があったと考えられています。発掘調査により、居館の跡や大型の井戸などが確認されている野路岡田遺跡が、「野路宿」にあたると推定されています。しかし中世に入ると、当時の日記類などに「野路はさびれて」と書かれるなど衰退していく様子が見えてくることから、「野路」に代わり交通の結節点になったのが「草津」であると考えられています。

内陸に位置するにもかかわらず、「津」と称される意味については、明らかにされていませんが、「種々の物資が集散する陸の津頭」を意味するとされることが多くあります。「草津」の地名はその後、応永 29 年(1422)、将軍足利義持が伊勢参宮に際し「草津御所」を造営したと記されている「花宮三代記」などの記録に登場します。

明治以降は、明治 22 年(1889)の町村制により、それまでの「草津村」「矢倉村」「大路井村」が合併し「草津村」が誕生しました。さらに明治 28 年(1895)には草津村に町制が施行され「草津町」となりました。その後、約 60 年を経た昭和 29 年(1954)には草津町と、志津・老上・山田・笠縫・常盤の 5 つの村が合併し、「草津市」が誕生し、昭和 31 年(1956)には栗東町渋川が本市に編入となり、現在の「草津市」へと引き継がれています。

1-3 地形・地質・水系

本市は琵琶湖の東南に位置し、市中央部から南部にかけて、信楽山地およびこれに連なる金勝山地から延びる瀬田丘陵が発達しています(図 4)。また、市北部には沖積低地が発達するとともに、旧野洲川が形成した自然堤防が手のひら状に形成され、古くから人々の生活の場となっています。

さらに湖岸の下物地先では、烏丸半島に尖角三角州状の湖岸線が形成されています。市南東部に広がる丘陵と山地は、標高 250m を越える場所は見られず、多くは標高 150m 前後です。また、丘陵の先端部には比高 1~2m の段丘崖が存し、湖岸の沖積地との境界をなしています。

このように、本市の地形は、湖岸および沖積低地が発達した北部、沖積低地および丘陵部の広がる中部・南部に分けることができます。

市域では、古代から中世後期にかけて行われた土地区画制度である条里遺構を見ることができ、この遺構からかつての琵琶湖の湖岸線をうかがうことができます。

市域の条里遺構を見ていくと、市域の平野の大半には整然と条里遺構が認められるのに対し、南西部の湖岸に近づくにつれて土地割が乱れています。この乱れは、河川による土砂の堆積によるものとも考えられますが、市城南西部の湖岸は、現在見ることできる湖岸よりも内側にあった可能性が考えられます。

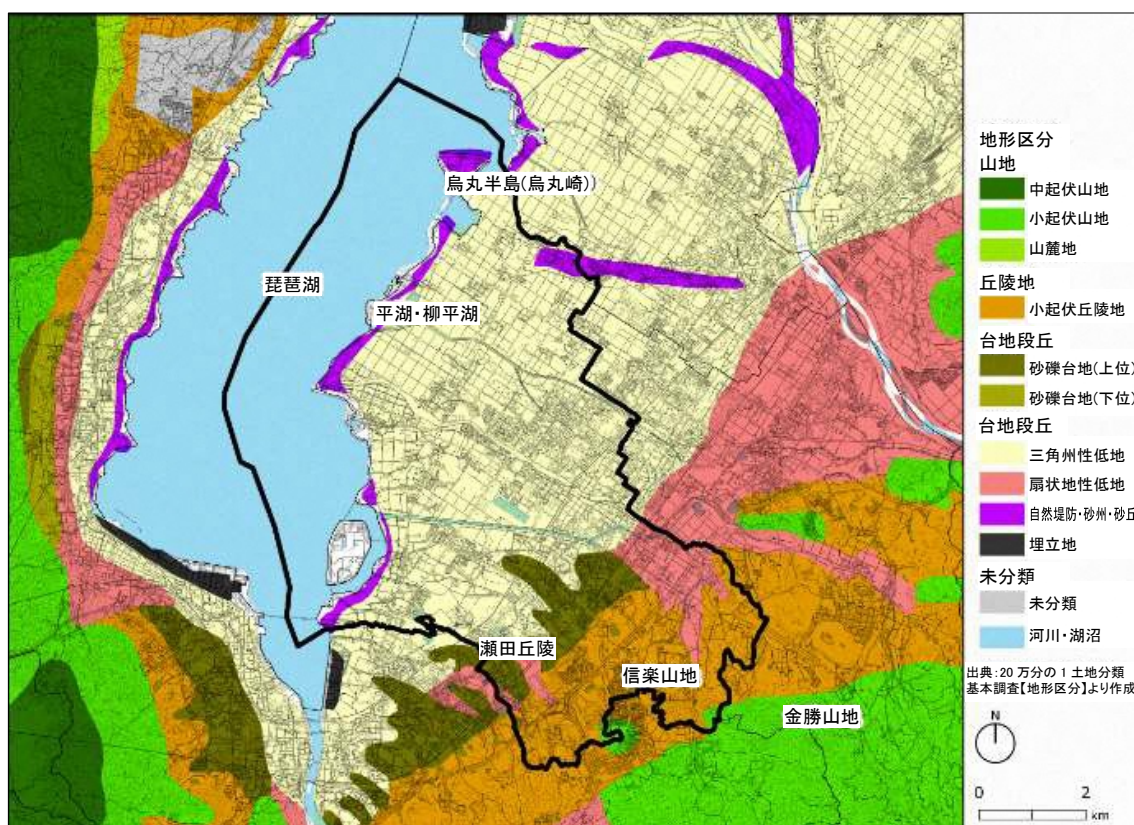
一方、北西部では条里風景が湖岸線まで広がっています。これは、河川の流路変更による土砂の堆積の停止や湖岸線の浸食作用および湖水面の上昇などによって、湖岸に接した土地が湿田化し、水没していったのではないかと推測できることから、市域北西部の湖岸は、現在よりも琵琶湖側であったと考えられます。

市城南部の山地を構成する岩石は砂岩、泥岩、頁岩、チャートおよびこれらが熱の作用で変質したホルンフェルスからなっています。丘陵部には粘土・砂・礫によって構成される古琵琶湖層群が広がり、丘陵末端で、同層は沖積低地の下へと潜り込んでいます。丘陵部を形成する地層は脆弱であり、中小河川によって下流に多くの土砂が運ばれ、自然堤防が発達しました(図 5)。

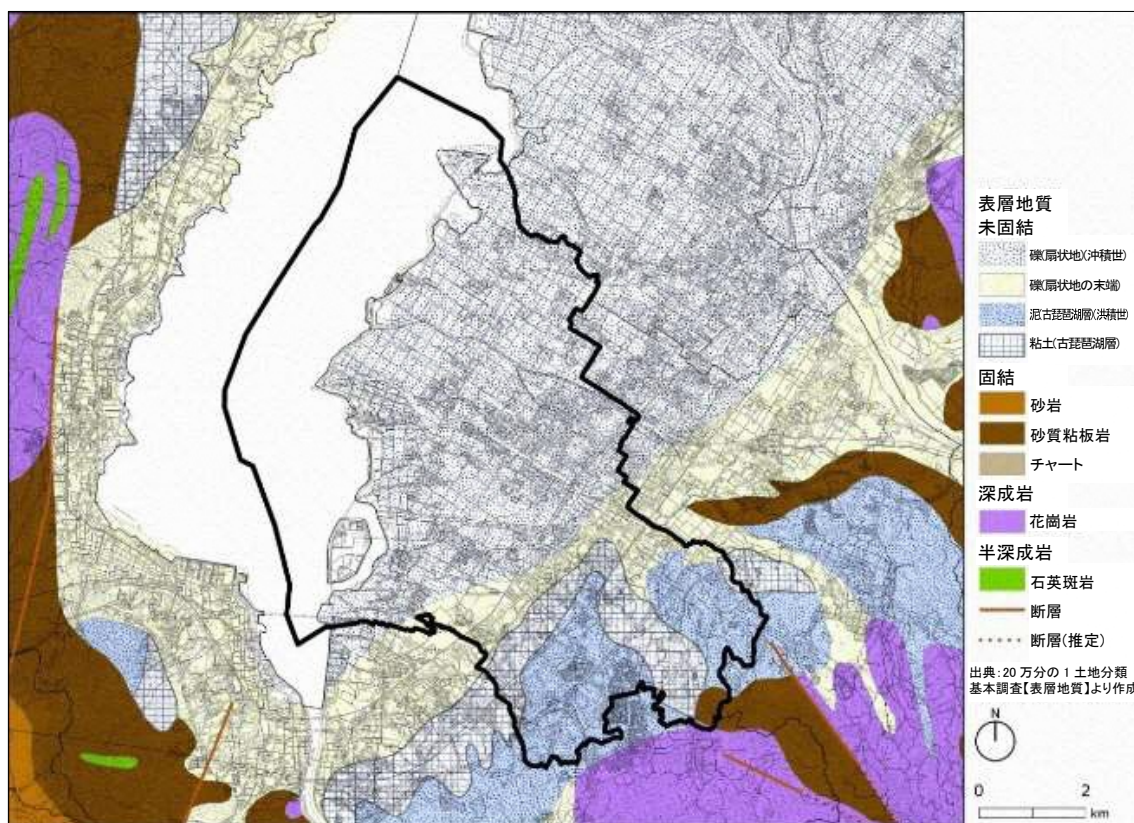
本市の西部は琵琶湖に接し、水系は、市域南部の金勝山地および瀬田丘陵を源とするものと、市域北部の旧野洲川より注ぐものとの2つに分けられます(図6)。

このうち、南部の河川は、金勝山地ならびに瀬田丘陵から供給された大量の土砂が堆積し、天井川が発達しました。天井川は周囲より川底が高いため、一度堤防が決壊すると、周囲へと全ての水があふれだすことから、洪水のリスクが高い危険な川でもありました。例えば、旧草津川はかつて砂川とも呼ばれ、度重なる洪水と築堤により、江戸時代から天井川化が進んでいました。時代を通じてしばしば発生した洪水は、市域に被害をもたらし、享和2年(1802)に大雨により草津宿付近で洪水が発生した記録があり、その後も明治18年(1885)には旧老上村、昭和28年(1953)には中心市街地などで、浸水被害が発生しました。また、明治29年(1896)には豪雨により琵琶湖の水位が+3.76mの過去最高水位を記録し、本市でも浸水による建物などへの被害が発生しました。

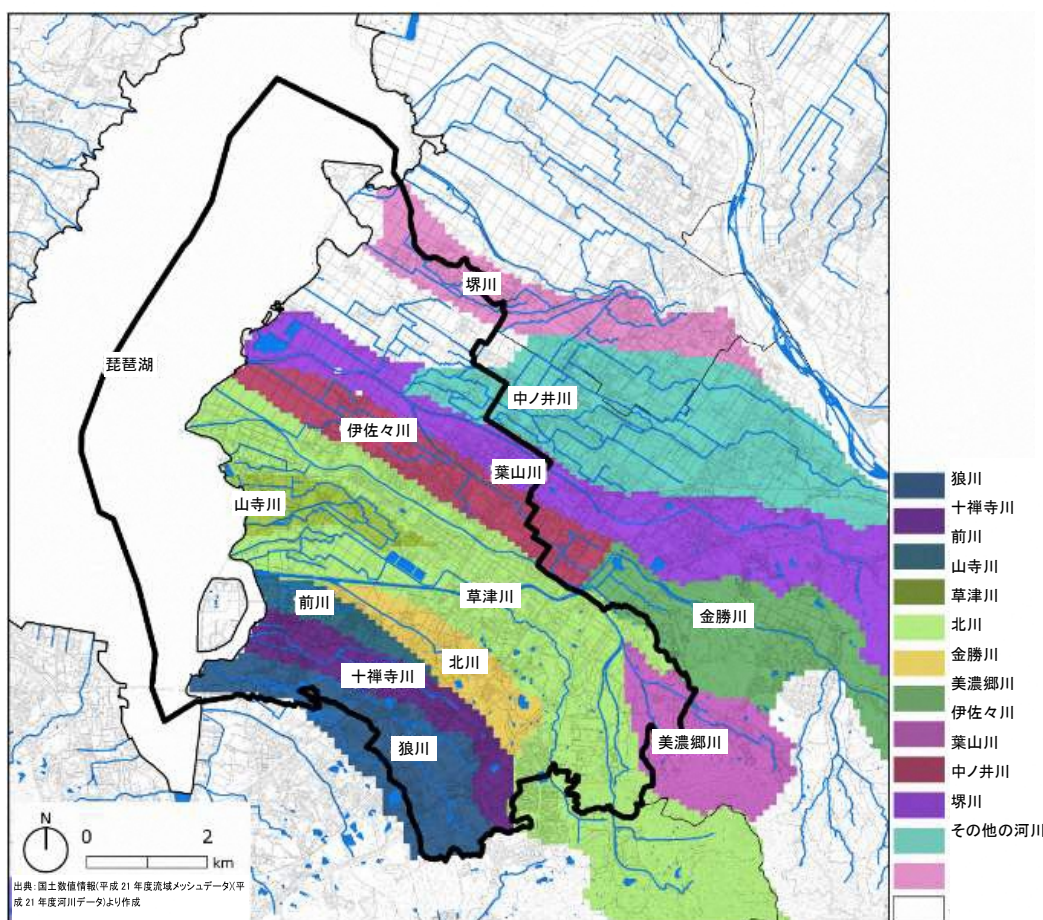
平成14年(2002)の草津川平地河川事業で流路が付け替えられ、通水後は市街地の水害に対するリスクは軽減されています。残存する堤防はJR草津駅周辺の中心市街地を分断することとなりましたが、旧草津川の歴史と地理的な立地条件を活かし、跡地を利用した公園整備が行われるなど、本市のまちづくりに活かされています。



[図4] 草津市の地形区分



[図 5] 草津市の地質図

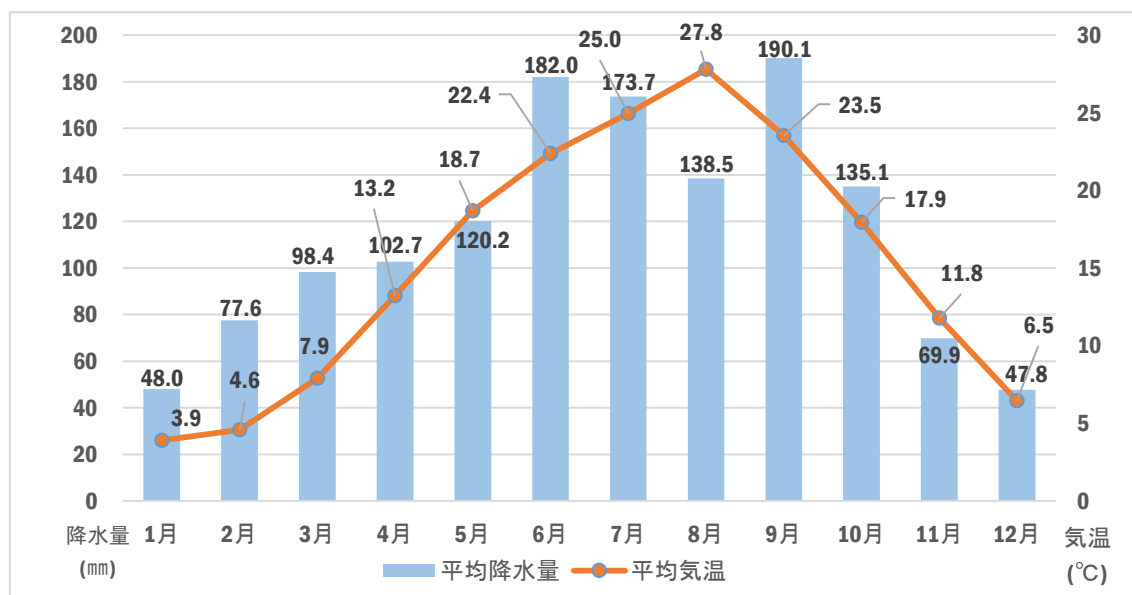


[図 6] 草津市の水系

1-4 気候

本市は、瀬戸内式気候に属し、『草津市統計書』（平成 20 年(2008)から平成 29 年(2017)版)によると、平成 20 年(2008)から平成 29 年(2017)の 10 年間の平均気温は 15.3℃、年間降水量は 1,383 mmを測ります。例年、6 月から 10 月頃に梅雨前線や台風などの影響で降水量が多くなる傾向があり、11 月から 1 月にかけての降水量は非常に少なくなっています(図 7)。

また、近年は温暖化に起因するとされる夏季のゲリラ豪雨や大型台風の襲来が顕著となっています。



[図 7] 草津市の気候 (『草津市統計書』（平成 20 年から 29 年版))

1-5 生態系

ア) 植生

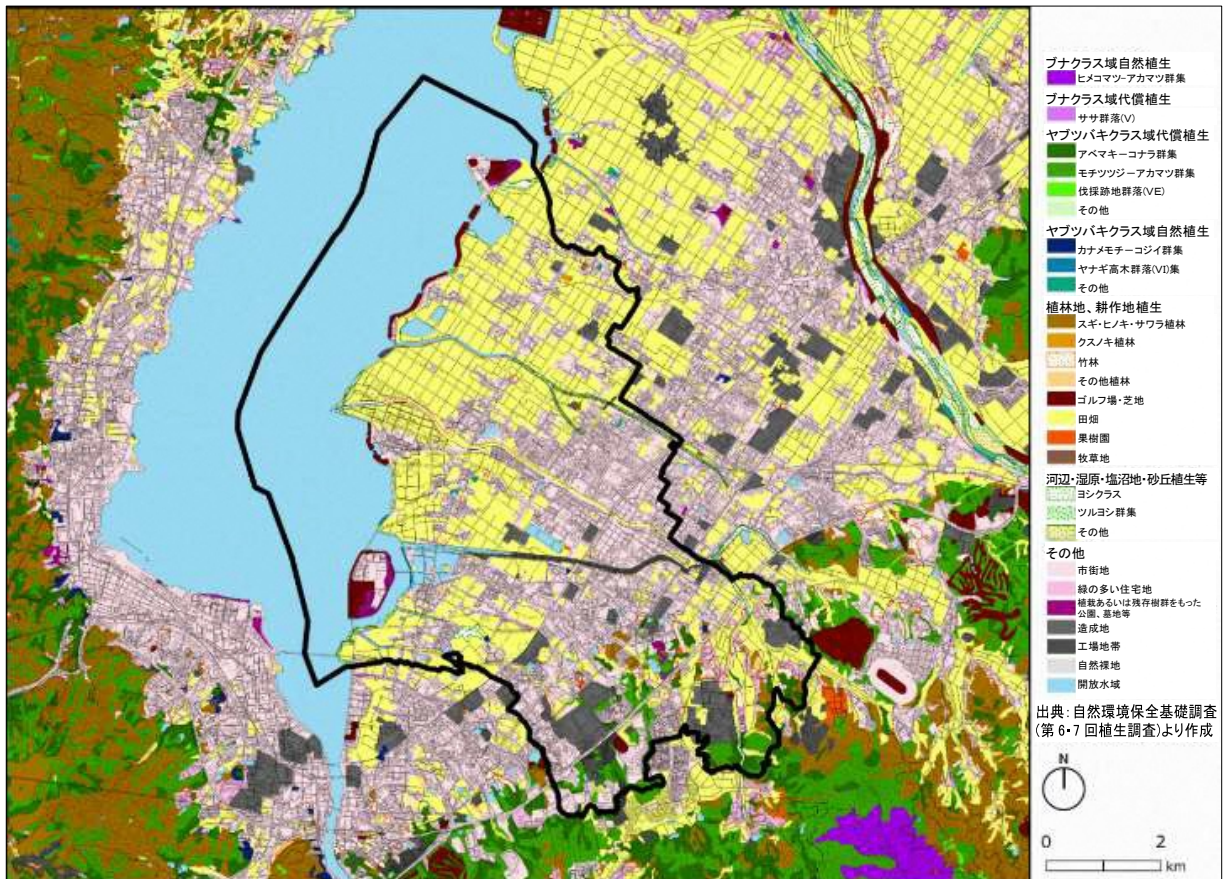
本市には 1,287 種の植物の生育が確認されています。そのうち草本類が最も多く、309 種を占めます。特に、『滋賀県レッドデータブック』（平成 22 年(2010)版)に記載されている絶滅が危惧される植物のうち、52 種が本市に自生します。一方で、本来自生していない帰化植物も 268 種存在します(図 8)。

かつて本市では、シイやカシなどを中心とする、暖帯性の常緑広葉樹の一大森林帯が形成されたと考えられています。しかし、人々の活動により常緑広葉樹の森林植生は失われ、現在は、小槻神社、大宮若松神社、山田正八幡宮、若宮八幡神社、印岐志呂神社などの一部地域に、寺社の森林の残存が認められているにすぎません。

現在は、常緑広葉樹に代わり市域の森林はアカマツが主体となっています。アカマツは、高度成長期前までは下生えの雑木が家庭用燃料として利用され、さらに松根油の原料として、また商品作物のマツタケの育成林として人々により保護されてきました。しかし、高度成長期以降、アカマツの森林が広がる丘陵部で大規模宅地造成、大学建設、高速道路建設などの大型開発が進み、アカマツの森林はその姿を消しつつあ

ります。

丘陵部の谷底平野あるいは谷を堰き止めた、ため池周辺には、中間湿原に認められるイネ科のヌマガヤやチゴザサ、モウセンゴケ科のモウセンゴケ、ラン科のサギソウなど、湿原植物が繁茂していますが、これらの植物についても、丘陵地の開発により急速にその姿が失われつつあります。



[図 8] 草津市の植生図

一方で本市の歴史文化の形成に影響を及ぼした植物が多く残っており、その中には2件の天然記念物が含まれています。

志那町吉田にある三大神社には、平成15年(2003)に市の天然記念物に指定され、地元で樹齢400年と伝える野田フジが伝存しており、地元保存会により守り継がれており、「砂ずりのフジ」として親しまれています(写真6)。

三大神社の北に位置する志那中町の惣社神社にも、指定などはされていませんが、野田フジが伝存しています。かつて行った樹木調査では、樹齢は判明しませんでした。三大神社のフジと花房や樹木の容姿などが近似しているという調査結果が得られています。また、志那町の志那神社にも野田



[写真 6] 三大神社のフジ

フジが植樹されており、これら3ヶ所は志那三郷のフジとして、開花時期には多くの見学者が訪れています。

次に、川原町の最勝寺には、樹齢400年を数えるツバキの古木(熊谷)が伝存し、平成15年(2003)に市の天然記念物に指定されています。毎年、手のひらほどの大輪の花弁をつけることで知られます(写真7)。

そして、指定などはありませんが、諸国六玉川の一つに数えられた萩の玉川は、古くから歌枕に詠まれた萩の景勝地として知られています(写真8)。かつての萩の玉川の位置は必ずしも明らかではありませんが、地名や文献などの検討から、野路町付近の丘陵部の谷底低地に形成された湿地帯がそれではないかと推測されています。

また、「近江八景」の一つ「矢橋帰帆」で知られる矢橋港の入口にあるイチョウは、推定樹齢260年と伝えられる巨木で、湖上からの船の目印にされていたといわれており、湖岸の志那浜は、中世から近世にかけて蓮の花の景勝地として知られ、多くの文人墨客が訪れました。しかしながら、現在は、琵琶湖総合開発などにより当時の様子をうかがうことは難しい状態となっています。

市の花にもなっている通称アオバナは、ツユクサ科のオオボウシバナと呼ばれる植物のことです。いつ頃から草津で栽培されるようになったのかは不明ですが、平賀源内による博物誌『物類品隲』宝暦13年(1763)や小野蘭山の『本草綱目啓蒙』享和3年(1803)には草津のアオバナが通常のツユクサに比べると非常に大きなものであるということが触れられています。これらの記述から、この時期にはツユクサとは異なるツユクサ科の植物が栽培されていたことが分かっています。市の花としては昭和49年(1974)に「キク」が選ばれましたが、定着には至らず、昭和55年(1980)に再選考されることになりました。その際、選考委員会で選



[写真7]最勝寺のツバキ(熊谷)



[写真8]萩の玉川 歌川広重画

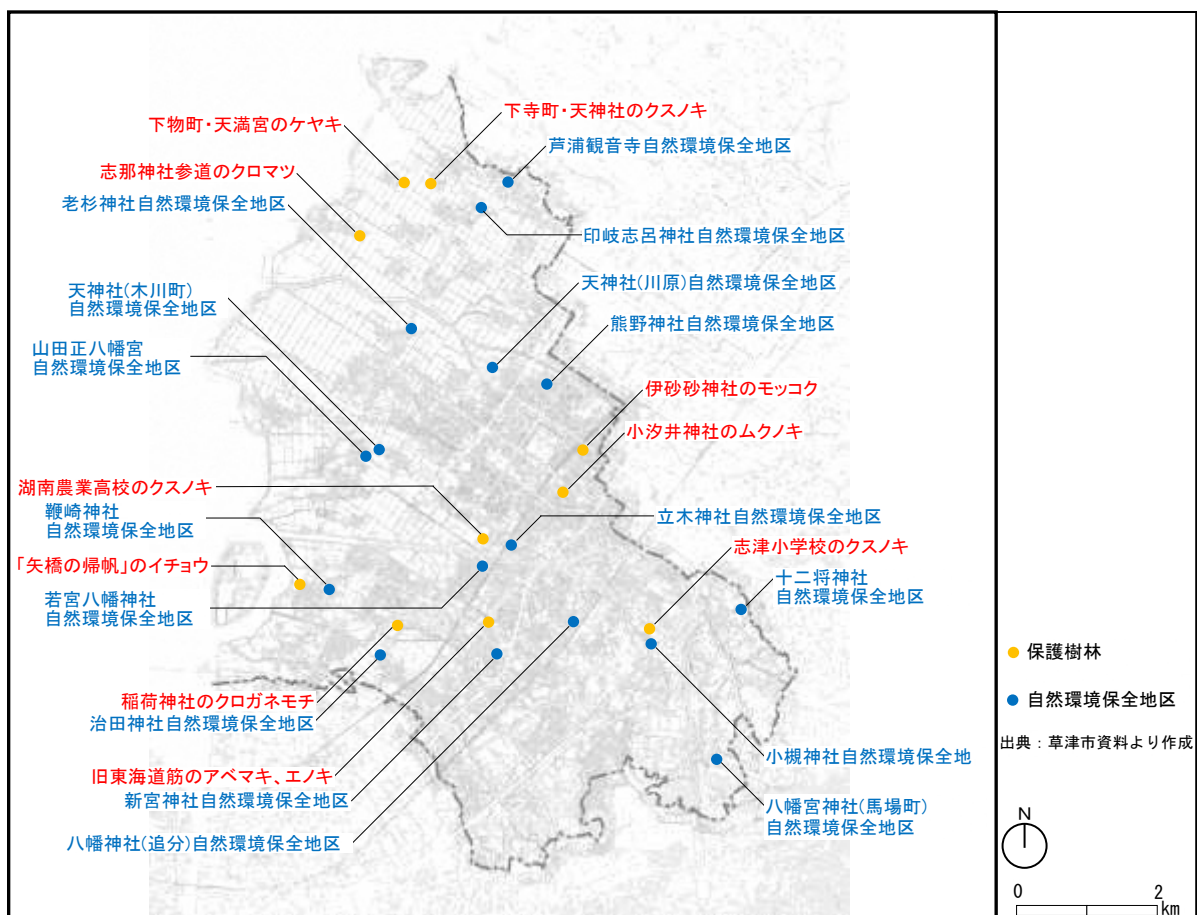


[写真9]昭和初めの旧草津川の
サクラ並木

ばれた5種の花を対象に市民アンケートが実施され、アオバナが選ばれました。アオバナは、本市特産の植物であることや歌川広重の旅日記に出てくるなど、歴史的にも有名であることから、選出されたようです。

さらに、旧草津川の堤防にはサクラの並木が存在します。明治43年(1910)以降、地元の草津尋常高等小学校(現、草津市立草津小学校)によりサクラとカエデの植樹が行われ、以後、サクラの名所として親しまれています(写真9)。市民の手で植樹されたサクラが成長し、春には、さくらまつりから名称を変えた草津宿場まつりが催されています。

なお、これらの樹木ならびに市域の名木などの中には、自然環境保護の観点から「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、「自然環境保全地区」および「保護樹木」に指定されているものもあります(図9・表2・表3)。



[図9] 草津市の自然環境保全地区と保護樹木

[表 2] 草津市の自然環境保全地区一覧

保全地区名称	所在地	指定面積(㎡)	指定日
立木神社自然環境保全地区	草 津 4	10,197	S61. 8. 7
小槻神社自然環境保全地区	青 地 町	16,946	同上
熊野神社自然環境保全地区	平 井 3	8,000	S62. 8. 18
印岐志呂神社自然環境保全地区	片 岡 町	7,041	S63. 7. 8
芦浦観音寺自然環境保全地区	芦 浦 町	11,000	同上
天神社(川原)自然環境保全地区	川 原 4	7,248	H4. 4. 20
老杉神社自然環境保全地区	下 笠 町	12,660	同上
天神社(木川町)自然環境保全地区	木 川 町	5,946	同上
山田正八幡宮自然環境保全地区	北 山 田 町	5,934	同上
治田神社自然環境保全地区	南 笠 町	6,631	同上
新宮神社自然環境保全地区	野 路 6	5,770	H6. 4. 15
若宮八幡神社自然環境保全地区	西 矢 倉 3	4,616	同上
八幡神社(追分)自然環境保全地区	追 分 5	4,160	同上
八幡宮神社(馬場町)自然環境保全地区	馬 場 町	5,751	同上
十二将神社自然環境保全地区	山 寺 町	13,408	同上
鞭崎神社自然環境保全地区	矢 橋 町	7,143	H24. 3. 1
大宮若松神社自然環境保全地区	南 山 田 町	8,796	H31. 4. 1

[表 3] 草津市の保護樹木一覧

保護樹木	樹齢(年)	指定日
青地町・志津小学校のクスノキ(3本)	150～190	H17. 3. 1
西矢倉一丁目・湖南農業高校のクスノキ(17本)	50～110	同上
大路二丁目・小汐井神社のムクノキ	510(伝)	同上
渋川二丁目・伊砂砂神社のモッコク	160	同上
野路町・稲荷神社のクロガネモチ(3本)	90～130	同上
野路五丁目・旧東海道筋のアベマキ、エノキ	110～160	同上
下寺町・天満宮のケヤキ	130	同上
下寺町・天神社のクスノキ	200	H21. 3. 1
矢橋町・「矢橋の帰帆」のイチョウ	260	同上
志那町・志那神社参道のクロマツ	60～80	同上

イ)動物

本市の森林は、2.14 km²(平成 30 年度滋賀県森林・林業統計要覧)しかなく、哺乳類が生息できるような森林がほとんどないため、生息する種類は限られています。市民の生存の基盤である植生の把握と、市域に産する野生動植物種の分布情報およびそれ

に関連して存在基盤が脆弱で減少傾向にある種などについて、本市の環境基本計画と関連する健康福祉施策、公害対策、教育・文化施策や生物多様性保全施策の基礎となる資料を得ることを目的として実施された平成 26 年(2014)の調査で確認されているのは、7 科 11 種、うち小型哺乳類 8 種、大中型哺乳類 3 種です。

このうち、大中型哺乳類にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルがいますが、本市には十分な面積の森林がないことから、定住しているのではなく、市外から一時的に食べ物を求めに来ているものと考えられています。大中型哺乳類による農業被害としては、ニホンジカよりもイノシシによるものが多く、大きな被害をもたらしています。

なお、飼育されていたと思われるアライグマが野生化し、個体数が増加しつつあります。野生化したアライグマによるとみられる寺社建造物への影響も確認されていることから、市ホームページでの注意喚起や罠の設置などの捕獲事業を実施しています。

鳥類は、35 科 113 種が確認されており、昭和 53 年(1978)に行われた調査と、普通種の生息状況に大きな変化はないとみられています。一方、近年カラスなどにより、社殿などの歴史的建造物の屋根が巢材として抜き取られる被害が顕著になっています。

爬虫類は 8 科 13 種、両生類は 5 科 11 種の分布を確認しています。この数は滋賀県全体の両生類の 52%、爬虫類の 76%を占めています。特に滋賀県の指定希少野生動物種であるナゴヤダルマガエルが、湖岸の水田地帯に分布していることが特筆されます。両生類の種類が少ないのは、本市には山地が少ないため、サンショウウオ類のような山地にのみ生息する種がほとんどいないためです。本市は丘陵地や水田の多くが開発され、都市化の影響が著しいものの、ヤマトサンショウウオやナゴヤダルマガエル、ニホンスッポンなど、希少な両生類や爬虫類が生息していることが分かっています。しかし、その生育環境は厳しく、このままの状況が続けば、いくつかの種が絶滅してしまう恐れがあります。

魚類は、亜種も含めて 8 科 34 種が確認されています。滋賀県内には約 70 種の淡水魚がみられますが、市域に生息する魚類の種類数は、県全体の約 50%を占めていることになります。しかし、外来魚の繁殖により、在来魚の減少がみられ、滋賀県の伝統食である鮒ずしの材料となるニゴロブナにも影響が発生しています。

魚類以外の水生生物では、トンボ・カゲロウ・ゲンジボタルなどの幼虫期のみ水中で過ごす種も含めて昆虫類 105 種、甲殻類 7 種、貝類 13 種、その他 4 種の計 129 種が確認されています。

動物の中で最も種類が多いのが昆虫類で、252 科 1,368 種が確認されています。昭和 53 年(1978)の調査と比べると、希少な水生昆虫が減少し、分布域が拡大している種の増加、外来種の増加などの傾向がみられました。ナガサキアゲハ、タイワンウチワヤンマ、ミナミアオカメムシなどが、近年の温暖化の影響で市域に分布域を広げてきた種の例です。また、昭和 53 年(1978)の調査ではアメリカミズアブのみが外来種として記録されていましたが、平成 26 年(2014)の調査では、8 目 38 種の外来種が確認されました。

1-6 景観

自然豊かな琵琶湖が西部に広がる本市は、湖岸沿いに広大な農地が広がり、湖辺からは対岸の比良・比叡の山並みを望み、背後には湖南アルプスや三上山が広がる、青い空と湖の広がりを実感できるまちです(図10)。

琵琶湖周辺に広がる平地部は、主に農地と集落からなり、その中に寺社の森林が残る景観が見られます。市域中央部とそれを挟む地域は、主に住宅用地や商業用地として利用されています。丘陵部にも田園と集落があり、一部山林なども残されているほか、大学や工場などの大規模な施設も立地しています。

現在の JR 南草津駅周辺には、かつて田園風景が広がっていましたが、JR 南草津駅の開業や大学の誘致を契機に、平成6年(1994)ごろから、それまでの田園風景から重層的な都市的景観へと、わずか10数年で変化していき、JR草津駅やJR南草津駅の周辺には商業施設が集まりました。(写真10)。

都市化が進む一方で、天井川として全国的に有名であった旧草津川を跡地公園として整備し、特徴的な景観を残すことで、自然そのものの姿、自然と人の関わりあいの中で形づくられ守られてきたものからなる、変化に富んだ景観があります。



[図10] 草津市景観計画基本理念
(草津市『草津市景観計画』
平成24年(2012)10月)



[写真10] JR南草津駅周辺の今昔
左・平成10年(1998)撮影 右・平成22年(2010)撮影

本市では、心地よさが感じられるまちを目指し、平成24年(2012)10月1日に市域を景観計画区域とした『草津市景観計画』を策定しています。その中で、重点的に良好な景観形成に取り組んでいく必要がある地域として「景観形成重点地区」を3ヶ所定めています。そのうちの1つ目に、史跡草津宿本陣が所在する周辺で、「東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区」があります。2つ目は、『滋賀県景観計画』で指定された「琵琶湖景観形成地域(琵琶湖景観形成特別地区含む)」を範囲とした「琵琶湖岸景観形成重点地区」で、3つ目は、『滋賀県景観計画』で指定された「沿道景観形成地区」を範囲とした「伝統的沿道景観重点地区」です。地区ごとに建物や工作物の届出対象行為や景観形成基準を定めており、これらの指針に基づき、各地域の資源を生かした景観づくりを推進しています(図11)。



〔図11〕重点地区位置図
(草津市『草津市景観形成ガイドライン』平成30年(2018)7月)

2. 社会的状況

2-1 人口動態

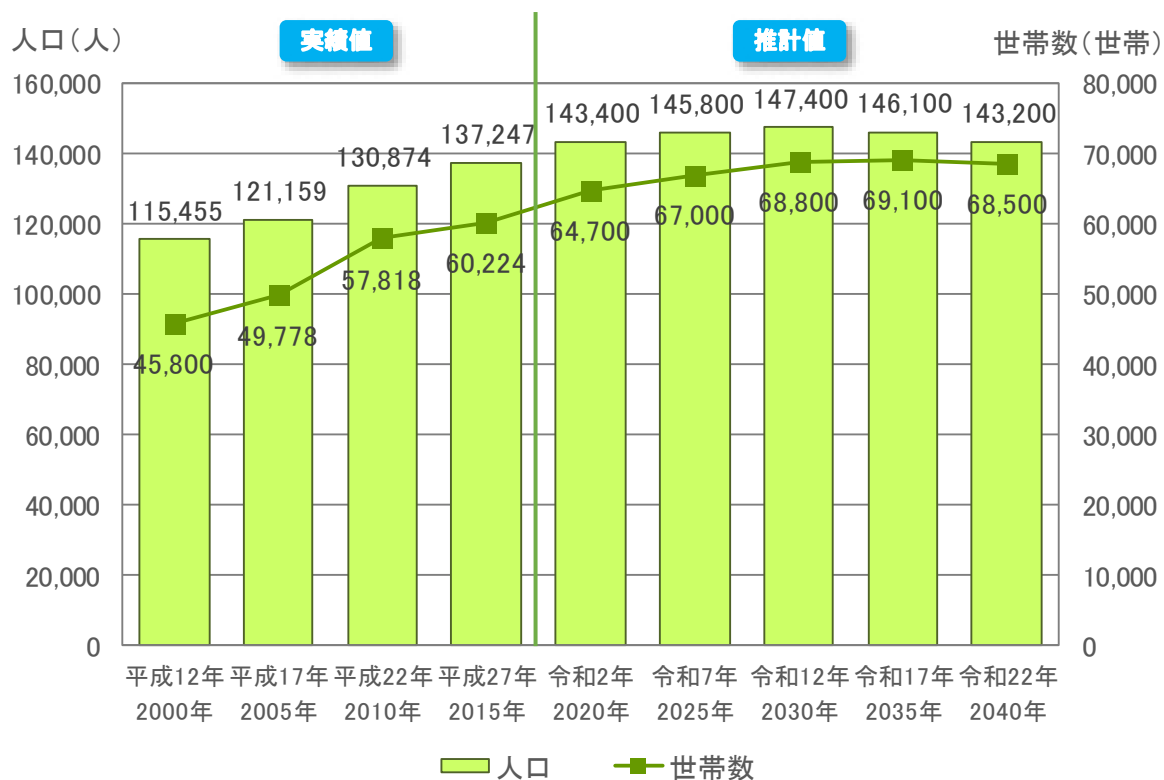
平成 27 年度国勢調査の結果を受けて公表された滋賀県の人口は約 1,413,000 人で、全国第 26 位、人口増加率は 0.17%で全国第 7 位ではあるものの、昭和 50 年(1975)の 10.77%をピークに低下し続けています。

一方、本市は鉄道などの整備によって京阪神のベッドタウンとして発展し、人口増加を続けています。昭和 24 年(1954)の市政施行時には 32,152 人だった人口が、現在(令和元年(2019)9 月)約 134,000 人(住民基本台帳登録者数)を数えます。

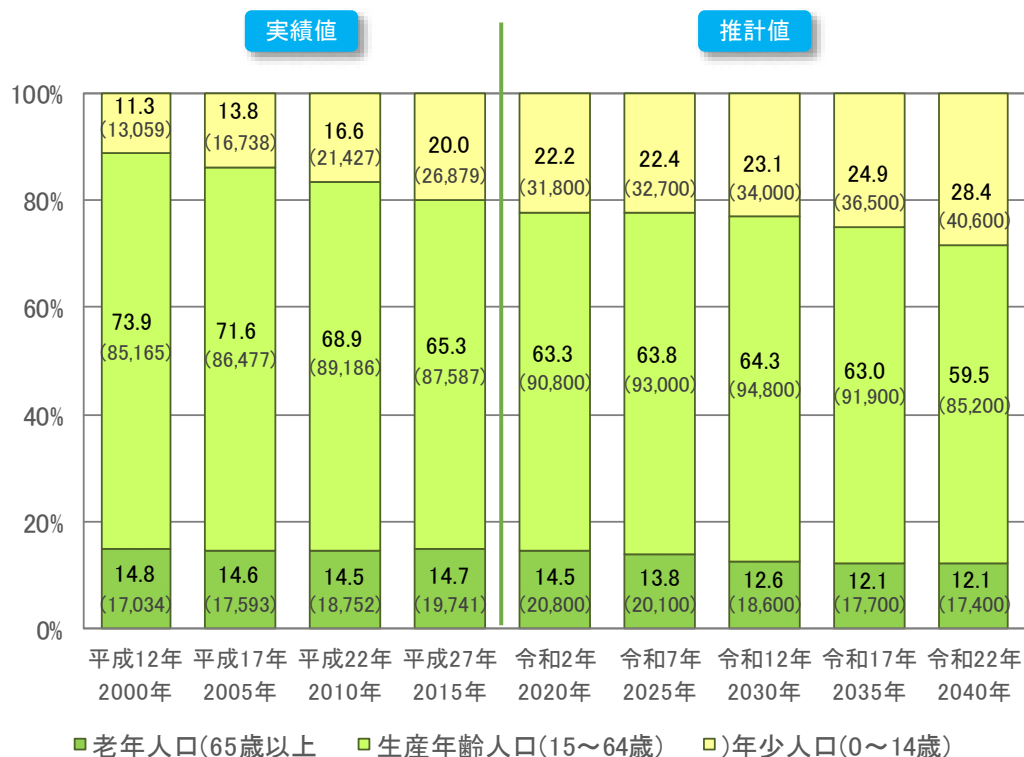
今後の人口の見通しとして、本市では依然として人口は増加し、令和 12 年(2030)には 147,400 人程度に達するとみられています。しかし、その後は減少に転じ、令和 22 年(2040)には 143,200 人程度になると見込まれています。

また、世帯数は平成 12 年(2000)に 45,800 世帯でしたが、人口増加に伴い平成 27 年(2015)時点で 60,224 世帯となっています。世帯数の今後の推計としては、人口増加と同様に緩やかに増加するものの、人口のピークにやや遅れる形で減少傾向に向かい、令和 22 年(2040)には 68,500 世帯程度になると見込まれています。世帯規模についても縮小が進み、平成 27 年(2015)に 2.28 人であった 1 世帯あたりの人員が、令和 22 年(2040)には 1 世帯あたり 2.09 人となることが見込まれています(図 12)。

そして、平成 17 年(2005)から 10 年間の世代別人口の推移と内訳に目を向けると、生産年齢人口とされる 15～64 歳人口が約 8 万人(約 58%)を維持しています。しかし、割合をみると 65 歳以上の高齢者が増加傾向にあり、平成 27 年(2015)には全体の 20%の 26,879 人でしたが、令和 22 年(2040)には全体の 28.4%の 40,600 人程度まで増加することが見込まれています(図 13)。



[図 12] 草津市の人口・世帯数の見通し
(草津市推計：実績値は各年国勢調査)



[図 13] 年齢3区分による人口構成の見通し
(草津市推計：実績値は各年国勢調査。

また、比率は年齢不詳を除いた総数に対して求めている。括弧内は人数)

2-2 産業

昭和 38 年(1963)の名神高速道路の西宮－栗東間の開通を契機に、それまでののどかな田園風景から急速に工業化が進み、日本国有鉄道(通称：国鉄、現 JR 東海道本線、JR 琵琶湖線)草津駅周辺に比較的小規模な事業所が多数立地し、都市郊外には、工業団地の開発が行われました。名神高速道路開通と同時に開発された野路町の丘陵部のほか、山寺町や馬場町で工業団地の開発が進み、県下有数の工業地域となりました。また、平成 20 年(2008)の近畿自動車道名古屋神戸線(以下、「新名神高速道路」という。)の開通に伴い、より一層交通の利便性が向上し、本市のさらなる活性化に繋がりました。

市域の他地域にも目を向けると、近年は先述した交通の利便性から、大企業の拠点が多く進出し、また、道路などのインフラ整備が進み、郊外に全国チェーンの店舗の出店が増加傾向にあります。

一方、本市の地域産業の活性化および市のイメージアップを図ることを目的に、本市の魅力的な農産物および加工品・工芸品を「草津ブランド」として認証し、その魅力を発信しています。その中には、昭和 57 年(1982)から栽培されるようになった草津メロンがあり、国内で有数の糖度を持つことから、人気の特産品となっており、また、市の花でもある「アオバナ」も選ばれています。「アオバナ」は最近の研究により、食後の血糖値の急激な上昇を穏やかにする成分や、皮膚の活性化を図ることで、老化を防ぐ数種類の成分などが発見されたことから、食品や化粧品などへの加工品が注目を浴びています。元々、「アオバナ」は、「アオバナ」の花びらを絞って抽出した青色色素の液体を、和紙に刷毛で何度も塗り、乾燥させた「青花紙」として、江戸時代以降、草津の名産品でした(写真 11)。しかし、現在では生産農家はわずかな数軒となっています。



[写真 11] 青花紙

2-3 土地利用

旧来は JR 草津駅南側の中心市街地に限定的であった都市的土地利用が、農地などの減少を伴いながら、JR 草津駅周辺において大きく拡大しました。また平成 6 年(1994)の JR 南草津駅開業と立命館大学びわこ・くさつキャンパス開学により、JR 南草津駅の北部と駅から立命館大学びわこ・くさつキャンパスに至るエリアの都市的土地利用が拡大しました(写真 12)。一部の市街化拡大の流れは、本市から隣接する大津市、栗東市に至っています。

『草津市立地適正化計画』平成 30 年(2018)によると、平成 21 年(2009)の都市的土地利用は、昭和 51 年(1976)と比較すると面積が大きく拡大しているものの、人口集中地区の人口密度は緩やかな増加となっていることから本市の土地利用は、人口増加に見合った市街地拡大がなされていると考えられます。しかし、今後さらに都市的土地利用が増加すると、新たなインフラなどの公共投資が必要となるとともに、公共施設などのストックに対する維持管理費の増大が懸念されます。



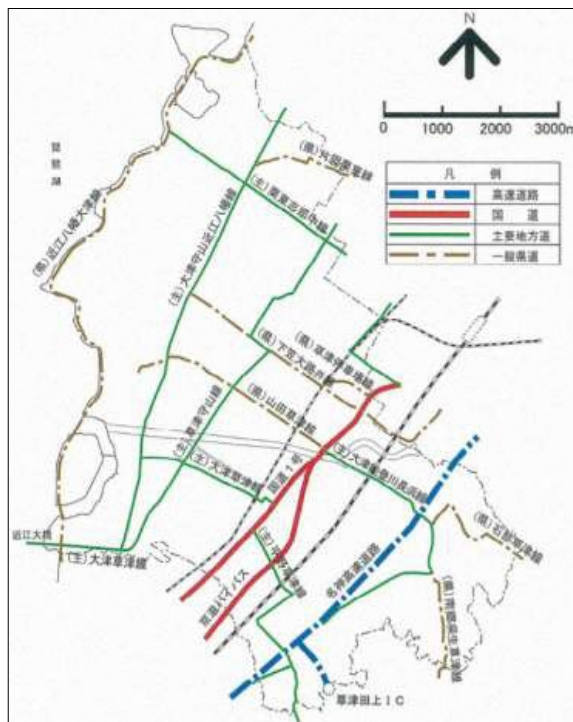
[写真 12] JR 南草津駅を中心に東側から(平成 22 年(2010)撮影)

2-4 交通

本市は古来より交通の要衝として知られていましたが、現在においても JR 東海道本線、JR 草津線、JR 東海道新幹線ならびに名神高速道路、新名神高速道路、国道 1 号などが通る交通の要衝であり、ここ数年は JR の駅の乗降者数において、JR 南草津駅が県下 1 位、JR 草津駅が県下 2 位で推移しています(図 14・図 15)。

また、京都・大阪などのベッドタウンとして発展し、大手企業の工場や立命館大学びわこ・くさつキャンパスが立地するなど、通勤・通学や雇用としての機能も備え、全国的に人口減少局面を迎える中で、現在も人口が増加するなど滋賀県の中核的な都市となっています。

一方で、自家用車への過度な依存による公共交通機関の脆弱化や慢性的な交通渋滞の発生、人口増加を背景とした郊外開発などによる都市機能の分散化、中心部の衰退などの問題が顕著化しており、今後の人口減少社会や、少子高齢社会に対応した交通環境の整備が急務となっています。



〔図 14〕草津市の幹線道路網図



〔図 15〕草津市の鉄道・バス路線図

(出典：草津市都市計画課『草津市都市計画マスタープラン』

平成 18 年(2006)策定、平成 22 年(2010)一部変更)

3. 歴史的背景

3-1 先史

市域で人々の活動が認められるのは縄文時代からです。この時期の遺跡は、市北部では旧野洲川の形成した自然堤防付近に、市中心部から南部にかけては丘陵部において広がると見られます。当時の住居跡は確認されていませんが、丘陵部に位置する野路岡田遺跡では、縄文時代中期末から後期頃の貯蔵穴とみられる土坑が検出されています(写真 13)。同じく丘陵部に位置する横土井遺跡からは、落とし穴とみられる土坑などが見つかっています。

続く弥生時代には、米作りの技術が海を越えて伝わり、木製の農耕具が作られました。木製農耕具として代表的なものに「鋤」と「鍬」があり、市域中部の柳遺跡から「平鍬」と「ナスビ形木製品」が見つかっています。また、沖積低地の烏丸崎遺跡や宮前遺跡などでは、弥生時代中頃と推測される玉つくりの痕跡が見つかっており、管玉などの製品や未成品が出土しています。また、弥生時代後期には中沢遺跡において、旧河道から舟形木製品や和琴などの多くの木製品が発見されています(写真 14)。

古墳時代に入ると、丘陵部の山寺町に北谷古墳群をはじめとした多くの古墳が築かれました。前期古墳として知られる北谷 11 号墳は仿製方格規矩鏡の他、鉄器や製作途中の鍬形石が見つかっていることから、この地を治めた有力者であり、生産に関わりが深い人物が埋葬されたと考えられています(写真 15)。中沢遺跡からは、鍬形石が出土しました(写真 16)。これは、国内 2 例目で、県内では初の集落遺跡からの出土事例です。鍬形石は、古墳の副葬品であり、古墳から出土する 3 種類の腕輪型石製品(鍬形石、車輪石、石釧)の中でも特に出土例が少ないことで知られ、特別な意味を持つものであったと考



[写真 13] 野路岡田遺跡
貯蔵穴とみられる土坑



[写真 14] 中沢遺跡出土 和琴



[写真 15] 北谷 11 号墳出土
仿製方格規矩鏡
(滋賀県立安土城考古博物館所蔵)



[写真 16] 市指定(考古資料)中沢遺跡出土
祭祀関連遺物一括のうち、鍬形石

えられていたものが、集落遺跡から出土したことになります。出土した要因として、旧栗太郡を中心とした湖南地域の古墳時代前期の社会状況の特徴づけるものであり、近在する地域の有力者の墓と考えられる北谷 11 号墳からも鋤形石が出土していることから、これらの関係性が注目されます。加えて、中畑遺跡や谷遺跡では滑石の原石が出土しており、工房とみられる住居跡も見つかっています。

現存する古墳は、市指定史跡である追分古墳と南笠古墳群を含め、数ヶ所で見られるのですが、この他にも、発掘調査によって埋没古墳が確認された事例があります。なお、狭間遺跡で見つかった古墳の周濠からは、鳥形木製品などの古墳時代中頃の遺物が確認されています(写真 17・写真 18)。



[写真 17] 狭間遺跡 埋没古墳



[写真 18] 狭間遺跡出土
鳥形木製品

3-2 古代

市域をはじめとした湖南地域には、天智天皇により近江大津宮に遷都された時期と前後して造営された古代寺院跡が随所に認められます。市域においては、市指定(史跡)花摘寺跡、宝光寺跡、観音堂廃寺、笠寺廃寺などの古代寺院が営まれており、これらの所在地の多くが北部に想定されることが特徴の一つとなっています。

下物天満宮付近に所在する史跡花摘寺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地としては花摘寺廃寺という名称になっています。『近江栗太郡志』に「其地礎石古への儘に点在し」と記述されており、天満宮の手水鉢に転用された塔心礎のほか、数十個の石材が残されています。(写真 19)。

宝光寺跡からは、これまでの発掘調査により、大量の瓦や土器とともに瓦積基壇が確認されました。また、真偽に疑問はありますが、『興福寺官務牒疎』嘉吉元年(1441)には宝光寺の記載が見られます。現宝光寺には、平安時代中期の彫刻が残されていることから、古代中世に繋がる寺院である可能性が考えられます。



[写真 19] 史跡花摘寺跡



[写真 20] 笠寺廃寺出土軒瓦
上：軒丸瓦 下：軒平瓦

このほか、市域南部で現在確認されている唯一の古代寺院である笠寺廃寺は、これまでの発掘調査により、底付きの大型掘立柱建物や回廊のような二重に巡る柱列、寺域に関連すると思われる区画溝、寺域の西側に隣接して生産遺構(瓦窯・鑄造)、寺域南端付近には、廃絶時に廃棄されたとと思われる大量の瓦溜まりが見つかっています。複数の文様を持つ瓦が出土しており、一番多く出土したのは、複弁蓮華文軒丸瓦と三重弧文軒平瓦です(写真 20)。軒丸瓦は蓮の花をあしらった川原寺式と呼ばれるもので、外側の文様が省略され退化したものです。軒平瓦は、三重の線をあしらった重弧文と呼ばれる文様が入ったものになります。笠寺廃寺は、平安時代前期には廃絶したと思われ、廃絶後に築かれたとみられる瓦を使った塚も確認されています。印岐志呂神社の社伝には敏達天皇 13 年(584)に勧請されたとの記述があります。

本市には古代の寺社建築は現存していませんが、これまでの発掘調査成果や寺社の社伝を見ると人々の信仰が古代にさかのぼることがうかがえます。

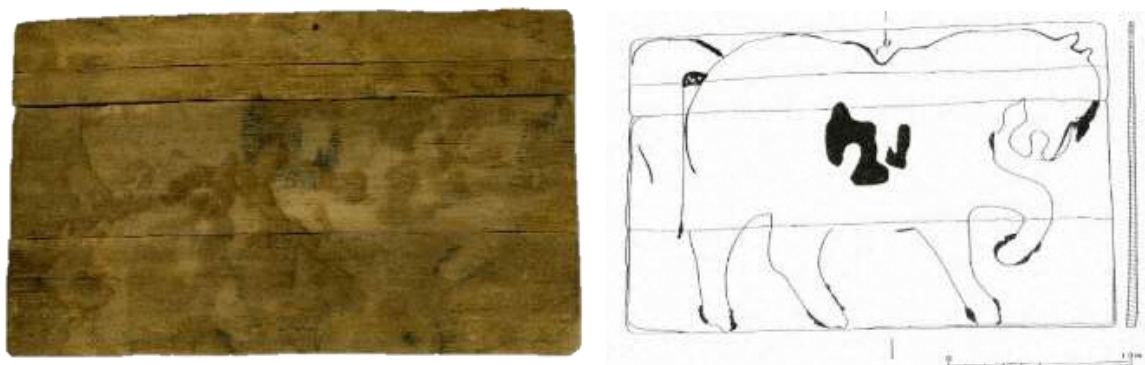
さらに、市域南部の丘陵地帯では、史跡野路小野山製鉄遺跡、木瓜原遺跡、観音堂遺跡、笠山遺跡、西海道遺跡などで、製鉄・鍛冶・鑄造・製陶などの生産が認められます(写真 21)。このうち、史跡野路小野山製鉄遺跡では、整然と配置された 14 基を超える製鉄炉、木炭窯および生産を管理した管理棟とみられる建物など、製鉄の工程を示す様々な遺構が発見されています。これら生産遺跡は、隣接する大津市域にも存在しており、出土品などから、おおそ大津から草津へと北上しながら生産していた様子が想定されています。



[写真 21] 木瓜原遺跡遺製鉄炉
(滋賀県教育委員会提供)

鉄製品などの生産が盛んに行われた一方で、少し後の時代の奈良時代から平安時代にかけて、絵馬や斎串、木簡、木沓、扇子の骨組みなど様々な木製品が市域の遺跡から出土しており、例えば大將軍遺跡では、絵馬や斎串などの木製品が見つかっています(写真 22)。

また、市域でも約 109m 四方の格子状に土地を区画する条里制が施行されていたと見られ、墾田永年私財法が制定され有力寺社による土地所有が進むと、都に近い立地から、皇室領や興福寺領、比叡山延暦寺領、日吉大社領などの荘園が増大したとみられます。



[写真 22] 大將軍遺跡出土絵馬と復元図

3-3 中世

東山道が通過する本市は、交通上重要な位置にあり、源平合戦をはじめとする合戦の際に、多くの兵馬が行き交いました。鎌倉時代以降は、東山道の宿駅地である野路宿が整備され、物流・軍事の要衝となりました。

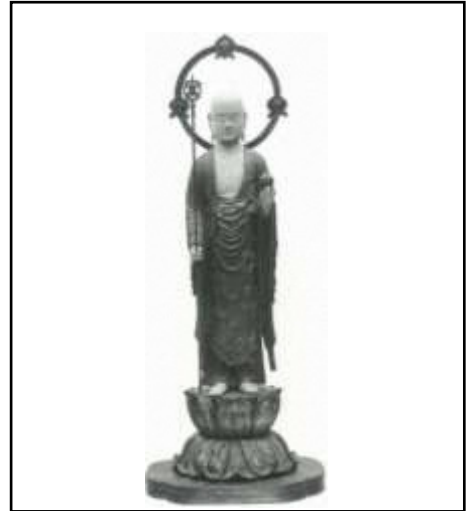
室町時代以降になると、本市は都の玄関口としての性格を強めていきます。湖岸では、矢橋港、山田港、志那港が湖上交通の拠点として発達し、特に志那港は対岸の比叡山延暦寺の渡船場として、近江守護職である佐々木氏(六角氏)などから重要視されました(写真 23)。さらに、織田信長や豊臣秀吉などに重用された芦浦観音寺は、船奉行として湖上交通を管理しました。

また、鋭いノミ跡を留める平安時代初頭の聖観音立像が伝わっていることや、本市の西側には琵琶湖が広がり、対岸には比叡山延暦寺が位置することから、平安時代の早い段階で天台密教が市域に伝播したことがうかがえます。市域の国指定文化財の彫刻は11 軀あり、その内2ヶ所に所在する4 軀を除く5ヶ所7 軀が旧草津川以北に伝わっています。本市の古代寺院跡が、市域北部に集中することが推測されていることから、この時代背景に基づくものであると考えられています。この他にも10 世紀頃からの観音信仰に影響を受けたとされる像が伝わっています。鎌倉時代には、浄土や禅などの諸宗が登場しますが、本市においても密教系に加えて浄土教系の仏像も見られるようになっていきます。また、この時代に庶民に浸透した熊野信仰をあらわす本地仏も残っています。

近江名所風俗屏風にも描かれる蓮の景勝地として著名であった蓮海寺には国指定重要文化財(彫刻)木造地蔵菩薩立像が祀られ、水難除けの地蔵として広く信仰されていました(写真 24)。そして、草津宿の東海道沿いに建つ常善寺には、国指定重要文化財(彫刻)である木造阿弥陀如来及両脇土像が祀られています。中央に本尊となる阿弥陀如来を配し、その左右に脇士を配しています。本尊の立つ台座と呼ばれる部分を飾る蓮弁に「康元」とある



[写真 23] かつての志那港
(昭和 46 年)



[写真 24] 木造地蔵菩薩立像
(蓮海寺)



[写真 25] 阿弥陀如来及
両脇土像(常善寺)



[写真 26] 老杉神社本殿

ことなどから、鎌倉時代の作であることが分かっています(写真 25)。

市域最古となる寺社建築は、志那神社本殿が鎌倉時代前期の永仁 6 年(1298)です。その後、南北朝時代の延文 4 年(1359)の石津寺本堂、室町時代の大永 3 年(1523)の老杉神社本殿と続きます(写真 26)。これらは、一間社流造の比較的小規模な志那神社本殿、伊砂砂神社本殿や、同様の一間社流造で比較的大型な新宮神社本殿、三間社流造の老杉神社本殿であり、いずれも檜皮葺きで棟札などにより建立年代が明らかとなっています(写真 27、写真 28)。

市域に所在する指定文化財は寺社の本堂や本殿、本尊などであり、地域の人々の信仰と地域を愛する思いにより、現在まで守り伝えられています。これらのことから、中世において市域は天台密教と浄土教の影響を強く受けてきたことが分かります。

さらに、美術工芸品や建造物などの有形文化財だけでなく、中世末期に畿内で流行した風流踊りの系譜を引く草津のサンヤレ踊りや、滋賀県選択無形民俗文化財である老杉神社の頭屋行事などの無形民俗文化財が伝わるなど、宮座制度を色濃く残す古くからの信仰が現在も受け継がれています。



[写真 27]伊砂砂神社本殿



[写真 28]新宮神社本殿

3-4 近世

近世の草津の地は、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町であり、交通・物流拠点としてにぎわいました。街道の分岐点や宿場の出入り口には道標や高札場などが建てられ、数多くの旅人などの交通の便を図っていました(写真 29)。

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、慶長 6 年(1601)に東海道、翌年に中山道の各宿場に定書を発し、各地を結ぶ交通・運輸の体制を整えました。寛永頃には幕藩制の社会が確立し、この中で草津宿も、荷物の継立や旅人の休泊を担う宿場町として発展していくことになります。天保 14 年(1843)頃の東海道沿いの各宿場について記録した『東海道宿村大概帳』によると、草津宿には本陣が 2 軒、脇本陣が 2 軒、大小 72 軒の旅籠が軒を連ねていたことが記載されており、宿札など数多くの歴史資料も現存します(写真 30、31)。

また市域には東海道・中山道のみならず、東海道から分かれて矢橋港へ向かう矢橋道、守山宿から志那港へ延びる志那街道など、多くの道があります。これら、湖上交通の拠



[写真 29]市指定(有形民俗文化財)石造道標「右東海道いせみち 左中山道美のち」(通称: 追分道標)

点となった矢橋港・志那港・山田港の中でも、特に矢橋港は近江八景の一つである「矢橋帰帆」に数えられ、浮世絵にも描かれるなど、広く知られていました(写真 32)。

このように、各地からの情報や文化が流れ込み、多彩な街道文化が形成されていました。弄石学の先駆者として知られる木内石亭や、文人画家・横井金谷など、多くの文化人を輩出した背景にも、人と物の行き交う土地柄があったといえます(写真 33)。



〔写真 30〕史跡草津宿本陣の宿札



〔写真 31〕歌川広重画
「東海道五拾三次之内草津」



〔写真 32〕矢橋帰帆 歌川広重画
「近江八景 矢橋帰帆」(中神コレクション)



〔写真 33〕東海道名所図会に描かれた
木内石亭収集資料

3-5 近代・現代

明治5年(1872)、明治政府により宿駅制度が廃止され、宿場町草津のあり方は大きく変化しました。鉄道が敷設される以前、主な交通手段は船による湖上交通でした。古くは帆船が琵琶湖を往来しましたが、近代になると蒸気船が導入されました。明治9年(1876)には、杉江善右衛門らにより大津―山田間に蒸気船が就航しました。明治13年(1880)に大津―京都間、明治17年(1884)に敦賀―米原間に鉄道が開通してもなお、琵琶湖の蒸気船は鉄道の連絡船として機能していました。子ども用の墨灸で著名な「もんや」は、かつて穴村港から訪れる人々でにぎわっており、その近くではそうもく団子が売られていました。



〔写真 34〕草津マンポ(明治)

明治19年(1886)には、大井戸村長らが嘆願してきた中山道・草津川隧道(草津マンボ)が完成し、明治20年(1887)には、そばに洋館2階建ての草津警察署が完成しました(写真34)。しかし、明治22年(1889)に長浜―大津間に鉄道が整備され、草津駅が開業されると連絡船は廃止されました。また、琵琶湖総合開発などの様々な要因により衰退し、現在、湖上を行き交う船は遊覧船などが主となっていますが、かつては琵琶湖につながる数多くの水路が市域に通っていました。

昭和29年(1954)10月15日、当時の滋賀県栗太郡草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村の1町5村の合併により人口32,152人で本市は誕生し市章が制定されました。その後、昭和31年(1956)9月1日、滋賀県栗太郡栗東町渋川が本市に編入され、現在の本市の形となりました(写真35)。続いて昭和39年(1964)に草津市民歌が策定されました。また、昭和41年(1966)にはさくらまつりを改め草津宿場まつりが始まり、昭和56年(1981)には市の木として「キンモクセイ」が、市の花として「アオバナ」が選定されるなど、市民が集いふるさと意識を育む取組も行われてきました(写真36)。



[写真35] 合併当時の中心地

その後、本市では鉄道路線や高速道路の整備が進展したことで、京阪神地区へのアクセスが便利になり、工場が進出するとともに、市外からの移住者が増え、昭和40年代後半から50年代を中心に著しく人口が増加しました。

これに伴って市域の各種施設も整備され、昭和58年(1983)には草津市立図書館が整備されたほか、平成8年(1996)には史跡草津宿本陣の一般公開の開始、草津市立水生植物公園みずの森、滋賀県立琵琶湖博物館の開設が相次ぎました。さらには平成11年(1999)には草津宿街道交流館が開館するなど、市民が歴史や文化に親しみ、また市内外からの訪問者を迎える施設が整っていきました。平成14年(2002)には、草津川平地河川事業により現在の草津川が整えられ、天井川であった旧草津川は廃川となりました。

近年では平成29年(2017)に、市民センター・公民館が「地域まちづくりセンター」となり、住民が中心となったまちづくりが推進され、廃川となった旧草津川に、「草津川跡地公園 de 愛ひろば」「草津川跡地公園 ai 彩ひろば」が開園するなど、さらに市民活動の機会や場所が広がりつつあります(写真37)。

[写真36] 市の木
「キンモクセイ」市の花
「アオバナ」

[写真37] 草津川跡地公園

第2章 草津市の文化財の概要と特徴

ア) 指定文化財の状況

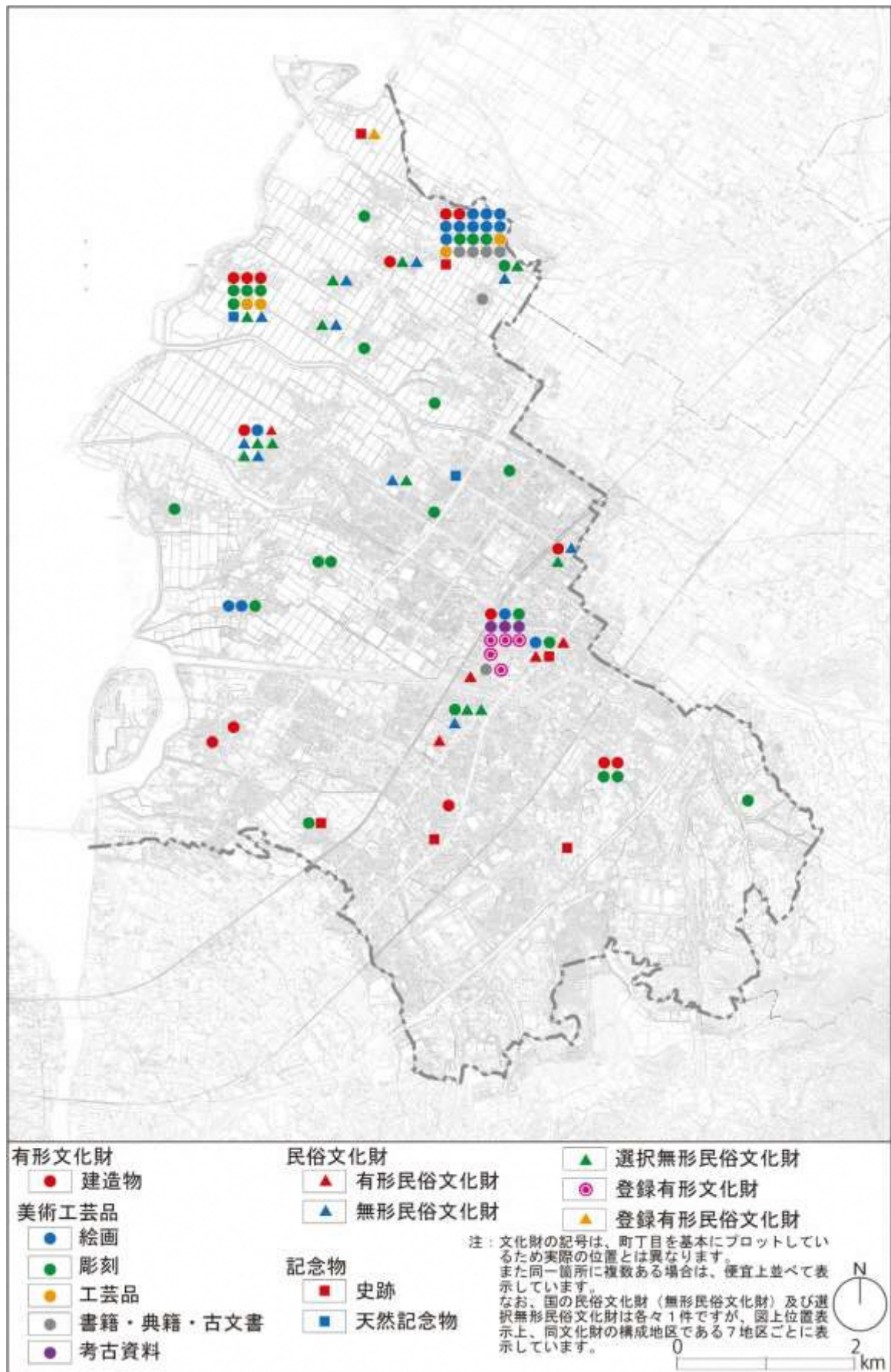
文化財保護法に基づく指定文化財件数は、94 件です。このうち、有形文化財 65 件（国 23 件、県 10 件、市 32 件）、民俗文化財 9 件（国 1 件、県 1 件、市 7 件）、史跡名勝天然記念物 8 件（国 3 件、市 5 件）、選択無形民俗文化財 6 件（国 1 件、県 5 件）、登録有形文化財（建造物）5 件、登録有形民俗文化財 1 件となります（表 4）。

草津市文化財保護条例に基づく文化財指定は、同条例施行規則に基準を定め、本市にとって貴重な文化財などについて、審議会の意見を聞きながら行っています。また、これらの指定文化財の保存活用を図るための事業に対し、草津市文化財保存事業補助金交付要綱に基づき国および県の指導を受け、補助金を交付するなどの支援を行っています。これらの指定文化財を広く周知するため、本市のホームページで「草津市指定文化財一覧表（目録）」として情報提供しています。

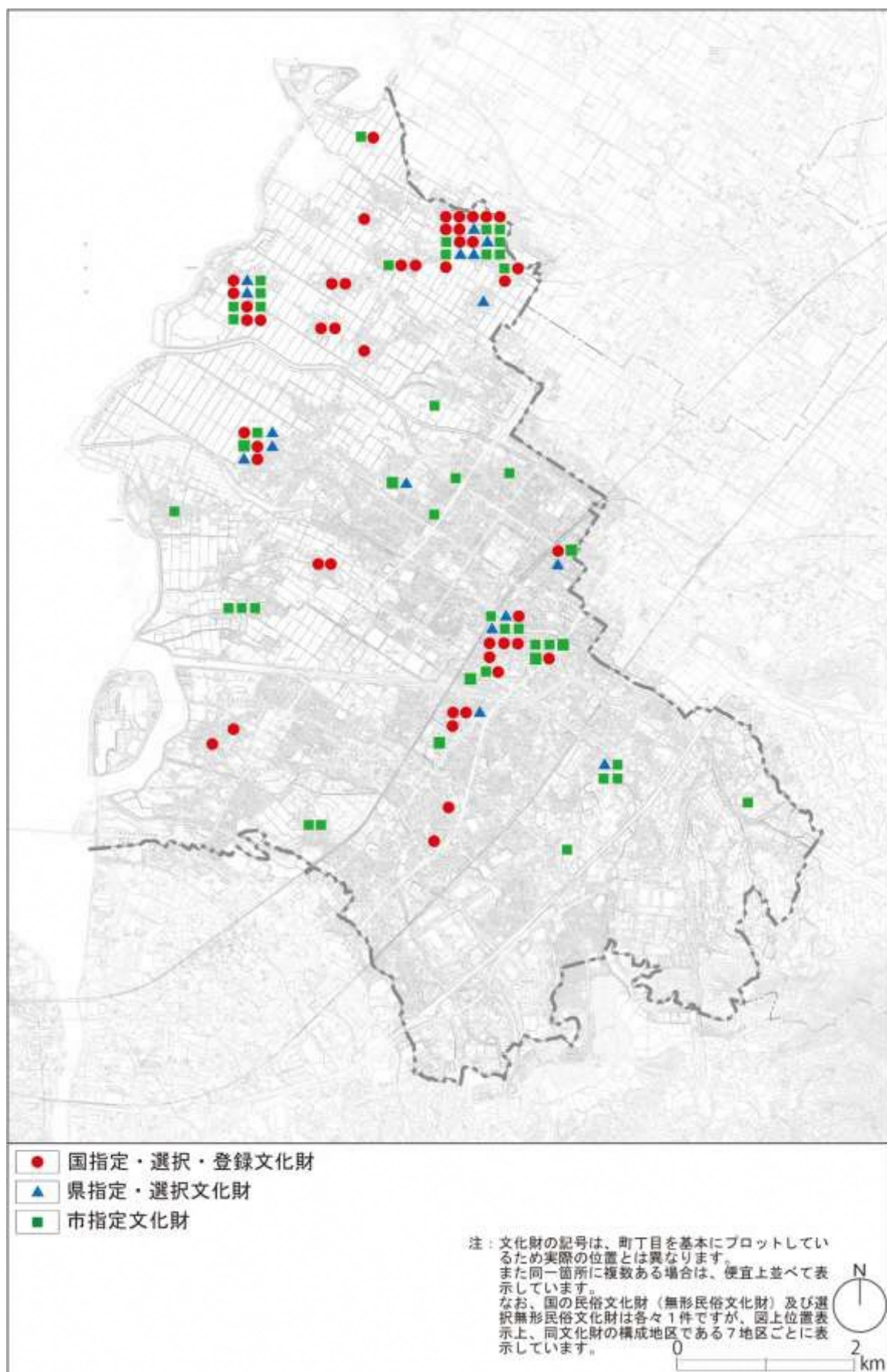
指定文化財の分野別分布図および指定種別分布図を見ると、本市の指定文化財の多くが、琵琶湖岸の志那町と芦浦町、そして江戸時代の宿場町である「草津宿」に該当する草津二丁目～三丁目付近に集中して所在していることが分かります（図 16・図 17）。

〔表 4〕 指定文化財件数

種別			国	県	市	計
有形文化財	建造物		8	2	4	14
	美術工芸品	絵画	5	2	7	14
		彫刻	9	2	13	24
		工芸品	1	0	3	4
		書籍・典籍・古文書	0	3	3	6
		考古資料	0	1	2	3
		歴史資料	0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財		0	1	4	5
	無形民俗文化財		1	0	3	4
記念物	史跡		3	0	3	6
	名勝		0	0	0	0
	天然記念物		0	0	2	2
選定保存技術			0	0	0	0
選択無形文化財			0	0	0	0
選択無形民俗文化財			1	5	0	6
登録有形文化財			5	0	0	5
登録有形民俗文化財			1	0	0	1
計			34	16	44	94



[図 16] 指定・選択・登録文化財分布図



[図 17] 指定・選択・登録文化財種別分布図

イ) 指定文化財一覧

● 国指定文化財(表 5)

本市の国指定文化財は、市域全体に広く分布しています(図 17)。これは、古代には史跡野路小野山製鉄遺跡や琵琶湖の対岸に所在する比叡山延暦寺の影響で造営された古代寺院を中心に発展しました。中世には、芦浦観音寺が船奉行として発展し、永原御殿の作治奉行を務めるなど、一地方寺院としてだけでなく、政治的にも重要なポジションを務めていたことを裏付けるかのように、本市で一番多くの文化財が守り伝えられています。近世になると、宿場町が発展を見せたことを今に伝える史跡草津宿本陣の建物が残っています。

平安時代の早い段階で天台密教が伝播したことから、平安時代初頭の本造聖観音立像や平安時代中期に作られた木造薬師如来立像が伝えられており、鎌倉時代以降になると、阿弥陀如来立像など密教系に加え浄土教系の仏像も見られるようになっていきます。

鞭崎神社表門は、市域で唯一神社の表門が重要文化財に指定されており、慶長年間創築の旧膳所城の城門の一つで、明治4年(1871)の廃藩置県に際し移築されたものです。昭和52年(1977)の屋根葺替工事の時に銘札が見つかり、元は南大門であったことが明らかとなっています。

[表 5] 国指定文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日
建造物	伊砂砂神社本殿	1 棟	室町(応仁 2)	T11. 4. 13
建造物	新宮神社本殿	1 棟	室町(大永 3)	T12. 3. 28
建造物	老杉神社本殿	1 棟	室町(宝徳 4)	M39. 4. 14
建造物	志那神社本殿	1 棟	鎌倉(永仁 6)	S24. 2. 18
建造物	鞭崎神社表門	1 棟	江戸	T13. 4. 15
建造物	石津寺本堂	1 棟	南北朝	M40. 8. 28
建造物	観音寺阿弥陀堂	1 棟	室町	M34. 3. 27
建造物	観音寺書院	1 棟	江戸	M40. 8. 28
絵画	絹本著色黄不動尊像	1 幅	鎌倉	M33. 4. 7
絵画	絹本著色薬師三尊像	1 幀	鎌倉	M33. 4. 7
絵画	絹本著色五大尊像 (不動尊を欠く)	4 幅	鎌倉	M33. 4. 7
絵画	絹本著色聖徳太子像	1 幅	鎌倉	M33. 4. 7
絵画	絹本著色十六羅漢図	2 幅	室町	M33. 4. 7
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	鎌倉	M33. 4. 7
彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍土像	3 躯	鎌倉(康元 1)	M33. 4. 7
彫刻	木造薬師如来坐像	1 躯	鎌倉	M38. 4. 4
彫刻	木造毘沙門天立像	1 躯	平安	M38. 4. 4
彫刻	木造聖観音立像	1 躯	平安	M33. 4. 7
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 躯	鎌倉	M33. 4. 7
彫刻	木造地藏菩薩立像	1 躯	鎌倉	M33. 4. 7
彫刻	木造薬師如来立像	1 躯	平安	M33. 4. 7

種別	名称	員数	時代	指定年月日
彫刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	鎌倉	M33. 4. 7
工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉(正応 4)	S37. 2. 2
史跡	草津宿本陣	4, 829. 13 m ²	江戸	S24. 7. 13
史跡	(瀬田丘陵生産遺跡群のうち) 野路小野山製鉄遺跡	6, 940. 92 m ²	奈良	S60. 10. 26
史跡	芦浦観音寺跡	25, 804. 07 m ²	安土桃山～江戸	H16. 9. 30
無形民俗	近江湖南のサンヤレ踊り			R2. 3. 16

● 県指定文化財(表 6)

県指定文化財(建造物)のうち西方寺鐘楼は、本市で唯一の鐘楼建築の指定文化財です。元は室町時代後期頃の部材を用いて京都東山建仁寺棟頭常光院に建てられたものが、明治時代に京都三条の壇王法林寺へ移築され、さらに昭和 37 年(1962)に現在の位置に移されたという来歴を持つ文化財です。

下笠のサンヤレ踊り衣装については、一部に貞享 5 年(1688)の墨書銘があり、技法などから、製作年におおよそ間違いはないと考えられています。その他にも安永 7 年(1778)、天明 5 年(1785)など、江戸時代前期の衣装が残されており、サンヤレ踊りが地域で脈々と受け継がれてきたことを物語っています。

[表 6] 県指定文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日
建造物	吉田家住宅主屋	1 棟	江戸	H4. 3. 31
建造物	西方寺鐘楼	1 棟	桃山(慶長 9)	H6. 3. 31
絵画	絹本著色観経变相図	1 幅	南北朝	S53. 3. 17
絵画	板絵著色 二十五菩薩来迎図	1 面	南北朝	H20. 7. 23
彫刻	木造普賢菩薩坐像	1 軀	南北朝 (建武 1)	S41. 7. 4
彫刻	木造聖観音立像	1 軀	鎌倉(建暦 3)	S59. 3. 30
書	豊臣秀吉自筆 北野湯茶道具目録	1 幅	桃山	S32. 8. 26
書	芦浦観音寺文書	233 点	室町～江戸	S57. 3. 31
書	教行信証	7 帖	南北朝・室町	H19. 6. 1
考古資料	安国寺遺跡経塚出土品	一括	江戸	H17. 4. 20
有形民俗	下笠のサンヤレ踊り衣装	102 点	江戸～昭和	S63. 3. 31

●市指定文化財(表7)

市指定文化財として4件の石造道標があります。これは江戸時代、市域に東海道・中山道をはじめ、様々な街道が通る交通の要衝として栄えたことを物語っています。

2件指定されている考古資料のうち、中畑遺跡出土銅印(印文「永カ」)は本市で唯一かつ、県内では7例目と希少であり、当該地周辺に私印として銅印を所有した有力者層の存在を示す数少ない事例です。もう1件の中沢遺跡出土祭祀関連遺物一括は、本来古墳に副葬されるものが含まれ、他の多くの祭祀遺物とともに古墳時代の祭祀の特異性を考える上で貴重なものです。

[表7] 市指定文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日
建造物	無量寿寺宝篋印塔	1基	鎌倉(正安2)	S51.4.22
建造物	印岐志呂神社本殿	1棟	桃山(慶長4)	S60.7.11
建造物	志那神社宝塔	1基	鎌倉～南北朝	S61.10.23
建造物	常善寺本堂須弥壇	1基	鎌倉	H26.7.22
絵画	絹本著色春日鹿曼荼羅図	1幅	室町	S48.10.15
絵画	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	鎌倉	S57.12.6
絵画	絹本著色熊野垂迹曼荼羅図	1幅	南北朝	S57.12.6
絵画	紙本金地著色王会図六曲屏風	1双	桃山	S57.12.6
絵画	紙本著色法然上人絵伝 (横井金谷筆)	4幅	江戸(寛政11)	H22.3.3
絵画	絹本著色仏涅槃図(岳陽筆)	1幅	江戸(安永1)	H22.3.3
絵画	絹本著色当麻曼荼羅図 (岳陽筆)	1幅	江戸(文化5)	H22.3.3
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	南北朝	S55.7.18
彫刻	木造薬師如来坐像	1躯	鎌倉	S51.4.22
彫刻	木造大日如来坐像	1躯	鎌倉	S51.4.22
彫刻	石造薬師如来坐像	1躯	南北朝	S55.7.18
彫刻	木造不動明王・毘沙門天立像	各1躯	鎌倉	S56.8.24
彫刻	木造大日如来坐像	1躯	平安	S55.7.18
彫刻	木造熊野本地仏像	9躯	鎌倉～室町	S53.10.18
彫刻	木造十一面観音立像	1躯	平安	S56.8.24
彫刻	木造獅子頭	1面	室町(文亀2)	S56.8.24
彫刻	木造狛犬	1対	鎌倉	S56.8.24
彫刻	木造不動明王立像	1躯	平安	S48.10.15
彫刻	木造三面六臂観音立像	1躯	平安	H11.12.7
彫刻	木造男神坐像	1躯	平安	H29.7.27
工芸品	秋草蒔絵湯桶	1口	桃山	S57.12.6
工芸品	孔雀文磬	1面	鎌倉	S57.12.6
工芸品	朱漆塗大般若経経箱	3合	室町(応永10)	S56.8.24
書	装飾法華経	8巻	平安・江戸	S57.12.6
書	観音寺詮舜書状	1幅	桃山	H29.7.27
書	福島正則禁制 (慶長五年九月十七日付け)	1幅	江戸(慶長5)	H29.7.27

種別	名称	員数	時代	指定年月日
考古資料	中畑遺跡出土銅印 (印文「永カ」)	1 顆	平安	H24. 8. 1
考古資料	中沢遺跡出土 祭祀関連遺物一括	44 点	古墳	H26. 7. 22
有形民俗	石造道標「みぎはたうかいど ういせみち ひだいりハ中せ んだうをた加みち」	1 基	江戸(延宝 8)	S57. 12. 6
有形民俗	石造道標「右金勝寺志がらき 道 左東海道いせ道」	1 基	江戸(文化 13)	S48. 10. 15
有形民俗	石造道標「右や者せ道 これ より廿五丁大津へ 船わた し」	1 基	江戸(寛政 10)	S48. 10. 15
有形民俗	石造道標「右東海道いせみち 左中仙道美のち」	1 基	江戸(文化 13)	S48. 10. 15
無形民俗	上笠天満宮講踊			S53. 10. 19
無形民俗	下笠のサンヤレ踊り			S61. 10. 23
無形民俗	渋川の花踊り			H2. 7. 25
史跡	花摘寺跡		白鳳	S45. 3. 6
史跡	南笠古墳	2 基	古墳	S48. 10. 15
史跡	追分古墳	1 基	古墳	H2. 7. 25
天然 記念物	三大神社のフジ	149 m ²		H15. 10. 1
天然 記念物	最勝寺のツバキ(熊谷)	1 株		H15. 10. 1

●選択文化財(表8)

本市では、中世の風流踊りの系譜を引く草津のサンヤレ踊りや上笠天満宮講踊、渋川の花踊りが市域の各地で行われています。草津のサンヤレ踊りは矢倉・下笠・片岡・長束・志那・吉田・志那中の7地域で行われており、矢倉を除く6地域と上笠天満宮講踊、渋川の花踊りは旧草津川以北で踊られています。

このような風流踊りの系譜を引くとされる民俗芸能の他にも、古くからの信仰の姿を伝えるものとして、老杉神社で行われる老杉神社の頭屋行事があります。この行事は、神社を中心に「村」と呼ばれる集団(宮座)が中心となって執り行うオコナイ(神事)です。市域の選択文化財は、いずれも中世の姿をうかがうことのできる伝統行事といえます。

[表8] 選択文化財

種別	名称	保護団体	選択年月日
国選択	草津のサンヤレ踊り	下笠町参弥礼踊保存会他	H5. 11. 26
県選択	上笠天満宮講踊	上笠天満宮講踊保存会	S54. 3. 30
県選択	下笠のサンヤレ踊り	下笠町参弥礼踊保存会	S62. 3. 30
県選択	老杉神社の頭屋行事	老杉神社頭屋行事保存会	S63. 3. 31
県選択	矢倉のサンヤレ踊り	矢倉居住組	H4. 3. 31
県選択	渋川の花踊り	渋川花踊り保存会	H7. 3. 31

●登録文化財(表9)

登録文化財である吉川芳樹園店舗兼主屋、八百久店舗兼主屋、双葉館魚寅楼本館・奥座敷・塀はいずれも江戸時代の宿場町周辺に所在しており、宿場町の景観と調和した意匠が特徴です。吉川芳樹園店舗兼主屋は江戸時代に建てられた建造物ですが、その他の建造物はいずれも昭和初期のものであり、これらが建てられた当時の宿場町周辺のまちなみをうかがうことができます。

[表9] 登録文化財

種別	名称	員数	時代	登録年月日
建造物	吉川芳樹園店舗兼主屋	1 棟	江戸	H19. 5. 29
建造物	八百久店舗兼主屋	1 棟	昭和3年	H19. 5. 29
建造物	双葉館魚寅楼本館	1 棟	昭和11年頃	H20. 5. 7
建造物	双葉館魚寅楼奥座敷	1 棟	昭和初期	H20. 5. 7
建造物	双葉館魚寅楼塀	1 棟	昭和11年頃	H20. 5. 7
有形民俗	琵琶湖の漁撈用具及び 船大工用具	2,437 点	近現代	H30. 3. 8

ウ) 未指定文化財の傾向

未指定文化財は、昭和 48 年(1973)から平成 31 年(2019)までに行われた滋賀県文化財
 悉皆調査および本市の歴史資産に関する調査により、令和元年度現在、合計 4,721 件の
 存在が確認されています(表 10)。

美術工芸品の歴史資料については、その多くが江戸時代中期から後期頃に、珍しい鉱
 物や奇石、化石などを収集・分類し考察する学問である弄石学を起こした木内石亭に関
 係する資料です。石亭は京・大坂・堅田方面への玄関口であった北山田港のそばに居を
 構えていたとされています。これは、本市が全国から情報を集め、文物の集まる港とい
 う立地条件があったことによるのでしょう(表 10)。

[表 10] 未指定文化財件数

種別		計
有形文化財	建造物	210
	宗教建築	178
	住居建築	4
	近代その他	28
	美術工芸品	3,681
	絵画	597
	彫刻	325
	工芸品	32
	書籍・典籍・古文書	385
	考古資料	0
	歴史資料	2,308
	その他	34
民俗文化財		750
	有形民俗文化財	421
	無形民俗文化財	329
その他		80
計		4,721

エ) 埋蔵文化財一覧

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことです。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、国内に約46万ヶ所あり、市域には153件が周知されています(表11)。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合には、事前に届出を行うよう定めています。やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行い、遺跡の記録保存を行うこととしています。

このうち、烏丸崎遺跡、津田江湖底遺跡、志那湖底遺跡、七条浦遺跡、北山田湖底遺跡、矢橋湖底遺跡(矢橋港跡)の6つの遺跡は水中遺跡です(図18)。

水中遺跡には、はじめから水中に形成された遺跡や、陸地に形成された遺跡が水底に水没したもの、河川活動(洪水・氾濫など)を要因として、内陸部にある遺跡から遺物が流出し、その遺物が水辺や水面下に沈み、堆積した遺物を含んだ層など、様々な要因によって形成された遺跡が認められます。

市域最北端部に位置する烏丸崎遺跡は、琵琶湖に突き出た地形として知られる烏丸半島のほぼ全域に広がる遺跡で、縄文時代から平安時代の遺構・遺物が認められ、過去の複数回にわたる発掘調査で、弥生時代の竪穴建物や方形周溝墓、古墳時代の水路や平安時代の掘立柱建物などが確認されています。特に、烏丸崎遺跡の弥生時代の遺構群は、半島の全域に大規模な方形周溝墓群が形成されるとともに、その形成初期の段階には国内で最古級となる玉づくり関連の遺物が確認されています。

[表11] 周知の埋蔵文化財包蔵地件数

種別		計
埋蔵文化財	古墳・古墳群	18
	社寺跡または旧境内・寺院跡	28
	集落跡	55
	城跡・館跡	15
	遺物散布地	23
	その他	14
計		153

凡例

<u>草津市</u>	
1	北山田湖底遺跡/縄文～江戸/散布地
2	矢橋湖底遺跡/縄文・鎌倉・室町/散布地
3	矢橋港跡/江戸/港跡
4	北萱遺跡/縄文～鎌倉/散布地
9	烏丸崎遺跡/縄文～弥生/集落・墓
10	津田江湖底遺跡/縄文～古墳/散布地
11	志那湖底遺跡/縄文～中世/集落・墓
12	七条浦遺跡/弥生/散布地
13	山田港跡/鎌倉・室町/港跡
14	中兵庫遺跡/弥生～近世/集落・墓・古墳
15	御倉遺跡/縄文～近世/集落・墓・古墳
16	狭間遺跡/古墳～平安/集落・古墳群
17	襖遺跡/縄文～近世/集落・墓
18	墓ノ町遺跡/古墳～平安/集落
19	谷遺跡/縄文～平安/集落
20	中畑遺跡/弥生～近世/集落
21	大將軍遺跡/縄文～近世/集落
22	柳遺跡/弥生～鎌倉/集落
<u>守山市</u>	
5	赤野井湾遺跡/縄文～古墳/集落
6	赤野井浜遺跡/縄文～鎌倉/集落・墓
7	小津浜遺跡/縄文～古墳・中世/集落・墓
8	山賀遺跡/古墳・中世/集落
A	服部遺跡/縄文～鎌倉/集落・墓・水田
B	下之郷遺跡/弥生～古墳/集落・墓
C	下長遺跡/縄文～鎌倉/集落
D	伊勢遺跡/縄文～中世/集落・墓
<u>栗東市</u>	
E	下釣遺跡/縄文～平安/集落・墓
<u>大津市</u>	
23	大江湖底遺跡/縄文/散布地
24	栗東湖底遺跡/縄文/貝塚
25	石山遺跡/縄文/貝塚・墓



[図 18] 琵琶湖南湖東南地域の湖底・湖岸遺跡位置図

(「滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書 12 琵琶湖東南部草津川地域の湖底・湖岸遺跡(北山田湖底遺跡・矢橋湖底遺跡・矢橋港跡・北萱遺跡)』平成 25 年(2013)3 月」より転載加筆修正)

第3章 草津市の歴史文化の特徴

これまでに述べてきた本市の自然的環境、歴史の変遷、文化財の概要と特徴から、本市の歴史文化には次の3つの特徴が導かれます。

1. 生産の歴史文化

1-1 石や木を使ったものづくり

本市のものづくり文化は、弥生時代から古墳時代にかけての管玉などの玉づくりや木製品の加工などに始まります。弥生時代中頃の烏丸崎遺跡や宮前遺跡、門ヶ町遺跡などからは管玉などの製品とともに未成品が出土することから玉づくりの痕跡が確認され、当時のものづくり文化を知ることができます。また、柳遺跡や中沢遺跡からは木製の鋤や鍬とともに未成品の木製農具が見つっています。中沢遺跡から出土した弥生時代後期の和琴や舟形木製品などからも、当時の加工技術をうかがい知ることができます。

前期古墳として知られる北谷 11 号墳から出土した鉄製品や未製品の鍬形石は、当古墳に生産にかかわった人物が埋葬された可能性を示すものであり、古墳時代の早い段階のものづくり文化の担い手の姿を想像させるものです。中畑遺跡や谷遺跡では滑石原石が出土し、工房とみられる住居跡も見つっています。

本市のものづくり文化の担い手を考える時、『日本書記』に興味深い記述があります。それは、垂仁天皇 3 年(634)に、新羅より渡来したとされるアメノヒボコが、近江国「吾名邑」に住んだという記録です。本市の穴村町は近江国「吾名邑」の候補とされることや、アメノヒボコは生産技術を持つ人物として記されていること、穴村町には渡来人とされるアメノヒボコを祀る安羅神社が所在し、野村町にも同名の神社があるなど、当地域と渡来系氏族との関連が注目されます(写真 38)。

小槻神社ならびに栗東市の小槻大社は、その名のとおり古代の豪族の一つである小槻氏と関わりを持つとされる神社であり、神社周辺地がその小槻氏の拠点であったと推定されます。小槻氏は小槻山君とも称され、山君の名から、金勝山地や瀬田丘陵の森林資源にかかわる有力者とみられています(写真 39)。小槻神社には、平安時代後期の作とされる市指定彫刻木造男神坐像が伝わっています。



[写真 38] 安羅神社(穴村町)



[写真 39] 小槻神社

1-2 製鉄・鋳造

古代の瀬田丘陵上には、製鉄・鋳造・製陶といった山林資源を多く必要とする生産遺跡が本市から大津市にかけて展開します。特に、史跡野路小野山製鉄遺跡では、整然と配置された14基以上の製鉄炉や、木炭窯、管理棟、原材料となった鉄鉱石などの存在が発掘調査によって明らかになりました。遺跡の規模とともに、製鉄原料にこの地では産出しない高純度の鉄鉱石を使用している点から、当時大国であった近江国府(大津市)と深く関連すると考えられ、古代律令国家を支えた製鉄遺跡として貴重です(写真40)。

市域では、他にも史跡野路小野山製鉄遺跡の東に位置する木瓜原遺跡で、製鉄・梵鐘鋳造・須恵器生産が行われたことがわかっています。木瓜原遺跡は、現在の立命館大学びわこ・くさつキャンパスの敷地内に所在しており、製鉄炉は大学構内の地下に保存されています。

観音堂遺跡では製鉄の燃料となる木炭生産や須恵器生産が、笠山遺跡では須恵器生産が行われ、この地は巨大な生産遺跡群を形成していました。

また、国内最古級の鋳造遺構が見つかり、国内最古の獣脚の鋳型が出土した榊差遺跡は、本市だけでなくわが国の鋳造の歴史を考えるうえで、極めて重要な遺跡です。同遺跡からは他に類例のない奈良時代の仏像の光背のものとみられる鋳型も出土しており、近接する笠寺廃寺へ製品を供給していたのではないかと推定されます。しかし、廃棄されている鉄塊などの量が多く、地方の一寺院のための生産拠点とは考えにくく、古代の官道である推定東山道が近くを通っていることや、対岸の近江大津宮造営と前後して生産遺跡が広がることなどから、笠寺廃寺との関連よりも、近江国府・近江大津宮との関わりがうかがえます(写真41)。

さらに、当遺跡の北側に位置する矢倉口遺跡や岡田迫分遺跡でも鋳造が行われたことが、出土した鋳型や鉄鉗などから判明しています。このように古代の鋳造関連遺跡が集中して見つかる地域は、全国的に見ても珍しい事例です。

史跡野路小野山製鉄遺跡周辺を見ると、生産遺跡は市域にとどまらず、隣接する大津市域にも展開しており、山ノ神遺跡では須恵器生産に用いられた窯を転用して鴟尾が焼かれ、源内峠遺跡では、多量の鉄鉱石や鉄滓とともに製鉄炉が確認されています。さらに、月輪南流遺跡では、多量の鉄滓と須恵器の窯跡が見つかっています。

このように、市城南東部の丘陵地帯は古代国家を支える一大生産拠点であり、関連する生産遺跡が大津市域まで広がります。



[写真 40] 史跡野路小野山製鉄遺跡
炭窯

1-3 その他の生産

本市における農業生産の痕跡は、弥生時代にさかのぼり、烏丸崎遺跡や門ヶ町遺跡からは稲を刈り取るために用いられたと考えられる石包丁が、中沢遺跡、柳遺跡、志那中遺跡からは木製の農耕具などが複数出土していることから、この頃には水田耕作(稲作など)を行っていたと思われます。

市域の条里は、飛鳥・奈良時代からあったとされていますが、明確に確認できるようになるのは、平安時代以降のこととなり、当時の律令制度下の条里施行や農業の基盤整備が行われたことがうかがわれます。平安後期に至ると、一町(109m)四方の統一的条里が施行され、開削が困難であった丘陵地や湖辺部、河口部などに形成された湿地を除き、全域的に条里が施行され、農地の整備が急速に進みました。このことは当時の荘園制の展開との関連性が深いものです。

中世後期以降、近世から近代までの間は、この統一地割に規制された農地が継続して存在し、現在の農業基盤の礎となっています。市域北東部や南東部を主とし、局地的に条里地割が残りますが、大規模なほ場整備や区画整理事業などの実施により消失しつつあります。

こうした古代から連綿と続く農耕生産は、時代の変革や当時の技術革新によりその様態が変容し、現代の機械化農法が進むまでは、伝統的な民具を用いて行われてきました。かつての人々の生業のあり方を具体的に示す民具などの民俗資料は、現在も各所(小学校など)に収蔵され、かつての暮らしを偲ばせています。

さらに、市域西部の湖辺地では、琵琶湖特有の定置性の漁法の一つであるエリなどによる伝統的な漁業も行われ、近代には政治家・実業家であり「淡水真珠の父」と呼ばれた吉田虎之助によって、志那町に所在する内湖(平湖・柳平湖)を利用した淡水真珠養殖がはじまり、琵琶湖にいきづく水産業についても、発展することとなりました。志那町吉田には吉田虎之助の生家である近世に建てられた建造物が現存しています。吉田家は中世来の土豪の系譜を引く有力な農家で、吉田村において代々庄屋を務めており、村政に係わる文書なども伝わっています。そして、現存する建造物は、江戸時代の民家としては規模が大きく、幕末に建てられた庄屋の屋敷構えを残す貴重な文化財であることから、吉田家住宅主屋として、県の有形文化財(建造物)に指定されています。



[写真 41] 榊差遺跡 鋳造遺構

このように、本市の地形や水系など、自然環境に調和した草津の生業は、弥生時代以降、時代に応じて様々なものづくりが行われました。特に古代には、瀬田丘陵周辺で大規模な製鉄・鋳造を中心とした火を使ったものづくりが行われており、当時の都との関わりをうかがうことができます。

2. 信仰の歴史文化

2-1 草津市域の古代寺院と信仰の広がり

古代寺院跡としては、宝光寺跡、花摘寺廃寺、観音寺廃寺、観音堂廃寺、大般若寺跡、笠寺廃寺などが埋蔵文化財包蔵地として周知されています。宝光寺跡では、発掘調査により大量の瓦や土器とともに瓦積基壇が確認されています(写真 42)。下物天満宮周辺に寺域が推定されている史跡花摘寺跡は、大正 15 年頃までは礎石が昔のままに所在していたとの記述が『近江栗太郡志』にあります。しかし、昭和 35 年度に発掘調査を行った際には、既に下物天満宮が所在し、石材は一ヶ所にまとめられていました。発掘調査により、白鳳時代の瓦が出土したことから、白鳳時代に創建されたと考えられ、また、平安時代半ば頃の土器類と瓦をまとめて捨てた跡に見つかったことから、平安時代半ばには廃絶していたものと考えられています。また、笠寺廃寺には、空を飛ぶ雲を表現した飛雲文をあしらった軒瓦が出土しており、この瓦は近江国庁(大津市)や南滋賀町廃寺(大津市)でも出土しています。その内、近江大津宮と関連する寺院といわれている南滋賀町廃寺で出土した軒瓦と、笠寺廃寺で出土した軒瓦は同じ範(型)を使用して作られたことが分かっており、近江国庁や近江大津宮との関連が考えられます。



[写真 42] 宝光寺跡 瓦積基壇

市域には、現存する古代寺院は確認できず、最古の現存する寺社建築は志那神社本殿の鎌倉時代前期の永仁 6 年(1298)のものであります。しかし、発掘調査により、白鳳寺院の様相が見られていることや古墳時代の土馬、奈良時代の絵馬、平安時代の人形など当時の人々の信仰の姿をうかがうことができるものが出土しています。

2-2 芦浦観音寺

安土桃山時代から江戸時代まで、琵琶湖の船舶およびその航行を管理していたのが、芦浦観音寺です。寺伝に聖徳太子開基、秦河勝創建とあります。その後、応永 15 年(1408)に歓雅が天台宗寺院として中興したとされています。

芦浦観音寺が湖上交通に携わり始めた時期は不明ですが、少なくとも戦国時代には、湖南を治める佐々木氏(六角氏)に志那渡船の手配を命じられています。のちに佐々木氏に代わってこの地を治めた織田信長も同様に、志那渡船の役割を任じ、芦浦観音寺の寺領と水運の権利を保障しました。



[写真 43] 観音寺阿弥陀堂(芦浦観音寺)

豊臣政権下では、第9世詮舜が近江国の蔵入地代官と船奉行を兼任し、さらに大きな役割を果たしました。船奉行は琵琶湖の水運を統括し、船改めを行ない、極印(焼印)を押すものとされました。近世に入っても同様の役割が与えられ、貞享2年(1685)に船奉行と湖南の代官職を解任されるまで、船の数や加子(漕ぎ手)の把握、運上銀の徴収を行いました。中世から近世に至る歴史を考えるうえで重要であり、現在も室町時代から江戸時代の建物や当時の堀や土塁などの遺構が良好に残っていることから、国史跡に指定されています。

また、当寺院には多くの文化財が伝えられています。観音寺阿弥陀堂は天文22年(1553)に京都普勸寺から、観音寺書院は貞享2年(1685)に野洲郡永原村(野洲市)の永原御殿から移築したものと伝えられています(写真43・写真44)。絹本着色黄不動尊像・木造阿弥陀如来立像など、8件の重要文化財をはじめ、「豊臣秀吉自筆北野湯茶道具目録」、「芦浦観音寺文書」などの県指定文化財や中・近世の書跡・絵画・工芸品も多数所蔵しています。



[写真 44] 観音寺書院(芦浦観音寺)

2-3 民俗・風習

祭礼や年中行事などにも、中世からの信仰の姿を見出すことができます。市域で行われているサンヤレ踊りは、その起源が風流踊りに求められるとされます。風流踊りとは、華やかな衣装を身に付けた集団が歌い舞うもので、室町時代に近畿各地で流行しました(写真45)。



[写真 45] 草津のサンヤレ踊り(長束町)

草津のサンヤレ踊りは、5月3日に各神社の祭礼時に、御輿に随行するなどして踊られています。この踊りは、子どもや大人が楽器を持って踊り、その周囲を笹や扇子などの採り物を持ったものがこれを取り囲み囃し歌うもので、繰り返す歌詞のなかに「サンヤレ」という囃子詞があることからこれが踊りの名称となったとされます。

草津のサンヤレ踊りは、独特の囃子詞を伴う踊りで、芸能の構成内容から中世後期にみられる祭礼芸能の姿を今に窺わせ、疫神祓いの性格を持つものであったものが、近世農村の祭礼芸能として定着し伝承されるなかで、災いを祓うとともに五穀豊穡の願いを込めて行われるようになったものです。以上のように、芸能の変遷の過程や地域的特色を示して重要であることから、「近江湖南のサンヤレ踊り」として本市で初めて国の重要無形民俗文化財に指定されました。

草津のサンヤレ踊りの他にも風流踊りの系譜を持つものとして、伊砂砂神社で行われる渋川の花踊り、上笠天満宮で行われる上笠天満宮講踊があります。風流踊りは、京都近郊

を発祥としています。本市は、古くは東山道、近世以降は東海道・中山道が通り、京都から多くの人や情報が行き交う交通の要衝であった土地柄から、風流踊りの系譜を持つ芸能が多く伝わり、定着したものと考えられます。

このような風流踊りの系譜を引くとされる民俗芸能の他にも、古くからの信仰の姿を伝えるものとして、下笠町で行われる老杉神社の頭屋行事があります(写真 46)。この行事は、神社を中心に「村」と呼ばれる集団(宮座)が中心となって執り行うオコナイ(神事)です。宮座を構成する8つの村は、現在の行政区域の「村」とは全く異なるものであり、地域の祭礼などを行うための組織です。その起源は中世にまでさかのぼるといわれ、一連の行事は、中世の宮座の姿を色濃く伝えるものとして、滋賀県の無形民俗文化財に選択されています。また、鮎ずし切り神事で知られる下寺町の天満宮でのオコナイも老杉神社の頭屋行事と同様に宮座を強く残す神事です。



[写真 46] 老杉神社の頭屋行事

このように、寺社などの建造物や、地域に受け継がれる風習や民俗芸能は、現在まで大切に守り伝えられるとともに、発掘調査によって古代からの人々の祈りの姿を見ることができる遺構や遺物が確認されています。

3. 街道の歴史文化

3-1 草津宿

現在の市の名前にもなっている草津の初見は、鎌倉時代後期の正安元年(1229)に編まれた「一遍上人絵伝」巻七に認められます。この頃から草津は交通の要衝であり、織田信長・豊臣秀吉の時代にも、東国から京都に入るための要所として重視されていました。市指定(書)である福島正則禁制(慶長5年9月17日付)によれば、慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いのわずか2日後には、徳川方で先鋒をつとめた福島正則が草津村に禁制を出し、支配下に置いていることが分かります。続く慶長6年(1601)・7年(1602)にかけて東海道と中山道が整備され、荷物をリレー方式で輸送する継ぎ立てのために常時36人・36疋の人馬を備えておくこと、土地の税金にあたる地税を免除することなどを取り決めた「伝馬定書」が各宿場に向けて出されました。明確な資料はありませんが、この頃から草津宿も形成されたものと考えられます。



[写真 47] 草津宿 復元模型

荷物の継ぎ送りの拠点であるとともに、宿場運営の中心であった問屋場には、運賃の不正を防ぐため、荷物の重さを検査する貫目改所が置かれました。貫目改所が設置されたのは全街道のうちでも当初5ヶ所のみであり、草津宿がいかに重視されていたかがうかがえます。こうして草津宿は、参勤交代の大名から一般の旅人まで、さまざまな人が行き交い賑わう交通の要衝となりました。まちなみの全長は1.3kmと宿場町としてはさほど大規模ではないものの、本陣、脇本陣、旅籠が旅人を迎え、茶屋や荒物屋、両替商などの商家、農家などが軒を連ねていました。

本陣は、大名などの限られた人々のみが利用できる施設です。草津宿には江戸時代を通して、田中七左衛門本陣と田中九蔵本陣の2軒が置かれていました。このうち、田中七左衛門本陣は今でも江戸時代後期の姿を残し、近世交通史を語る上で重要であることから、昭和24年(1949)に草津宿本陣として本市初の国史跡に指定されました。

史跡草津宿本陣には、本陣の建物とともに、代々守り伝えられた資料も数多く残されています。宿帳にあたる「大福帳」は、元禄年間から明治に至るまでの計181冊が現存し、休泊者の一覧には、吉良上野介や浅野内匠頭、土方歳三をはじめ新選組隊士、皇女和宮など、多くの歴史上の著名人の名前も見られます(写真48)。また、休泊者を迎える際、門前や宿の出入り口に掲げられた木製・紙製の札「宿札」は、3,400枚余りを数えます。いずれも、全国でも類を見ない点数であり、保存状態も良好です。このほか、大名らを迎えるために当主が身に着けたと



[写真 48] 大福帳

伝わる祓、休泊手続きに使われた屋敷地および建物配置などを描いた絵図とその版木、その他調度品も多数現存し、本陣経営の実情を知る貴重な資料となっています。現在も歴史資料の調査を行っており、新たな成果が期待されます。

さらに、発掘調査では、複数の地点で火災層や洪水によると見られる砂層が確認されています。しかし、発掘調査ではこれらの地層の時期を断定できるほどの資料が伴うことが少ないことなどから、今後も検証が必要です。

市域南部に広がる野路岡田遺跡、榊差遺跡および黒土遺跡で古代の主要官道である東山道と推定される道路状遺構が検出されていることから、本市は東海道と中山道が通るより以前から、古代の官道が通っていたと考えられています(写真 49)。さらに中世に入ると、野路岡田遺跡では、野路と矢橋港をつなぐ馬道と呼ばれる古道に面して、建物群が並び建っていたことが分かっています。



[写真 49] 榊差遺跡 推定東山道

平安時代後期以降、現在の市域に「野路」という地名が記録に現れます。野路宿は宿泊地として用いられていましたが、鎌倉時代後期から、宿駅として衰退をはじめたことが当時の記録から読み取れます。中世の宿駅「野路宿」は、発掘調査の成果から野路岡田遺跡に推定されています。この野路宿の衰退と入れ替わりに登場するのが「草津」です。

3-2 草津川

草津宿のすぐ北側を、かつては砂川とも呼ばれた川(旧草津川)が流れていました。旧草津川は普段は水の流れがない川でしたが、ひとたび大雨が降ると氾濫し、たびたび洪水の被害をおよぼしており、草津宿に残る記録の中で最も甚大な被害をもたらしたのは、享和2年(1802)の大雨でした。この大雨にともない旧草津川は氾濫し、草津宿の四町目・五町目までが濁流に沈み、宿内の家々300軒が流されたと記録されています。当時の人々は、川底に堆積する土砂をすくい、堤防を高くすることで水害に対する対策を行っており、これを繰り返すことで徐々に天井川化が進んでいきました。

旧草津川は中山道を分断しており、これを解消するため、明治19年(1886)には、東海道と中山道の分岐点から中山道方面へ向かう旧草津川の渡し場付近に、旧草津川の堤を貫く形で、トンネル「草津マンボ」が建設されました。これにより、中山道の道筋はこの草津マンボを通るルートに変更されました。草津マンボの開通により、それまで旧草津川によって隔てられていた草津宿と大路井地区が直結し、利便性が向上しました。

平成14年(2002)には、草津川平地河川事業により流路が付け替えられたことで、現在の草津川が整えられ、天井川であった旧草津川は廃川となりましたが、平成29年(2017)には、廃川となった旧草津川に「草津川跡地公園 de 愛ひろば」「草津川跡地公園 ai 彩ひろば」が開園し、用途は変化したものの、天井川の名残を残しています。

3-3 陸と湖の道

市域は、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町を有していただけでなく、多くの街道が通っています。東海道から矢倉で分岐し矢橋港へ至る矢橋道、守山宿から本市に入り志那港へ至る志那街道、矢橋道から志那街道までを南北に縦断する芦浦道など、東海道および中山道の枝道が市域を縦横に通っており、多くは琵琶湖に面する港へと接続していました。現在でも当時の道筋を残す旧街道とともに、この地を往来した旅人の道案内として設置された道標も、旧街道の分岐点などに数多く残っています。

陸路のみならず、草津は矢橋港・志那港・山田港を中心に、湖上交通においても重要な交通の要衝でした。特に、江戸時代以降、大津の石場港と草津を結んだ矢橋港は、東海道の渡し船の発着場として、大いに賑わいました。多くの船が行き交う港の風景は「矢橋帰帆」として、近江八景の一つに数えられ、広くその名が知られました(写真 50)。

歌川広重や葛飾北斎らによって、浮世絵の「名所絵」が庶民の間に広まり、人々は浮世絵を通じて、旅に憧れを抱いたのでしょう。東海道と中山道が出会う草津も、数多くの浮世絵が描かれ、全国へ広まっていきました。

その一方で、浮世絵や文学作品以外に実用性の高い「道中案内記」も多く出版されました。秋里籬島がそのスタイルを確立した、挿絵入りのガイドブック「名所図会」は特に人気を博し、「東海道名所図会」のように街道に沿ったもの、「近江名所図会」などの地域ごとにまとめられたものなど、さまざまな名所図会がみられます。草津も複数の名所図会に登場するだけでなく、矢橋港・木内石亭・青花紙・野路玉川など、街道沿いの名所や名物が挿絵付きで取り上げられるなど、その関心の高さがうかがえます。

明治時代に入ると、矢橋の渡しが廃止され、山田港を整備し草津と大津を結ぶ汽船運行が始まったことにより、湖上交通の要衝は、矢橋港から山田港へと変化していきました。しかし、明治 22 年(1889)に大津―米原間で鉄道が開通したことを契機に、交通の主軸は鉄道へと移行し、湖上交通は衰退していきます。

道路や鉄道は瀬田への回り道となっていました。昭和 49 年(1974)、草津と大津を結ぶ「近江大橋」が開通し、現代版「矢橋の渡し」としての機能を引き継いだともいえます(写真 50)。



[写真 50] 矢橋港の石積突堤

このように、本市は古代から交通の要衝として知られ、陸上交通と琵琶湖を介した湖上交通の集積地となり、人と物が行き交う地としてその名を広めました。本市は、今でも京阪神へのベットタウンとして発展しており、交通の要衝であるという歴史性は連綿と引き継がれています。

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要と調査状況

滋賀県が各種(石造物、祭礼行事、近代和風建築、伝統食文化、近世民家、近代化遺産、自然神信仰)悉皆調査を実施し、未指定文化財リストなどを作成しています(巻末資料編表 17)。ただし、これらの調査の実施から年月が経っていることから、新たな観点による調査を行う必要があります。

また、市でも独自に未指定文化財の調査を実施し、その内容などの把握に努めています。市が独自に行った未指定文化財の調査は、昭和 51 年度以降、建造物、美術工芸品、歴史資料、民俗、天然記念物などの分野について実施しました。(巻末資料編 表 18)これらの調査を受け、市域に所在する様々な文化財の価値が評価されました。評価に応じて指定や選択および登録がなされるなど、文化財の適切な保護に向けた取組を行っています。

随時、様々な分野の文化財調査を行っていますが、平成 6 年度から平成 11 年度にかけて、史跡草津宿本陣の各種歴史資料調査を行いました。これにより、史跡草津宿本陣に伝わる様々な資料の概要が明らかになりました。さらに、平成 30 年(2018)6 月から令和 4 年(2022)3 月にかけて、これまでの調査後に新たに発見された文書資料を含め、史跡草津宿本陣に残る古文書などについて、専門家を交えて包括的に調査する「草津宿本陣歴史資料調査」を進めています。なお、この調査については、期間中に「草津宿本陣資料調査だより」を発行することで、調査成果の情報発信に努め、さらに、調査後には報告書を刊行し結果を取りまとめて周知を図るとともに、当時の本陣や宿場の状況がさらに明らかとなることが期待されます。

様々な調査を行い、必要に応じて指定などを行うなど、適切な保護に向けた取組を行う一方で、市による主体的な指定文化財の経過観察を行って来なかった一面があります。所有者による指定文化財の保護とあわせ、本市における取組として、補助金の交付以外にも、近年の文化財の自然災害や火災による被災などの不測の事態に備え、定期的な現状記録を行う必要があると考えています。

未指定文化財調査の他に本市が実施してきている事業として、遺跡の発掘調査があります。本市で行われた初めての発掘調査は、昭和 35 年(1960)の北谷古墳群調査となりますが、この時は滋賀県などが主体となって実施しており、本市が主体となって発掘調査を実施できるようになるのは、昭和 53 年度からのことです。

その後、現在にいたるまで確認調査や開発に伴う発掘調査を実施してきており、過去 5 年は区画整理に伴う大規模な発掘調査を中心に、年平均 12 件程の本発掘調査が生じています。区画整理に伴う大規模調査では、国内最古級の鋳造遺構が発見されるなど、大きな調査成果を得ています。

2. 歴史文化の保存・活用に関する課題

本市は計 94 件の指定・選択・登録文化財などの文化財を有するほか、多くの未指定文化財が所在しています。指定文化財については、現在、所有者に補助金を交付し、保存・管理・継承などに努めています。

未指定文化財については、滋賀県が平成 2 年度から平成 18 年度にかけて各種悉皆調査を行いました。

本市では、昭和 51 年度以降、随時、未指定文化財に対する詳細調査を実施してきており、平成 26 年度からは、市域北部に所在する未指定建造物の調査を行い、北部地域における未指定建造物調査はおおむね終了しました。今後は他地域の未指定建造物調査に加え、歴史資料や民俗行事などについても順次、実態の把握と記録作成などを行う必要があります。



[写真 51] 史跡草津宿本陣の見学会

本市の歴史文化の中心的存在である 3 件の国指定史跡のうち、史跡草津宿本陣は、管理団体である本市が、昭和 59 年度に『史跡草津宿本陣保存管理計画』を策定し、同管理計画に基づき、平成元年度から平成 8 年度にかけて東地区の主要な建物などの保存修理工事を実施し、江戸時代後期の姿へ近づけることを目指しました。平成 8 年度より整備の完了した東地区の一般公開を開始しました。さらに平成 17 年度には、『史跡草津宿本陣保存管理計画(第 2 次)』を策定し、同計画に基づき平成 19 年度から第 2 次保存修理工事を開始し、平成 29 年度に終了しました。本史跡については、一般公開するとともに、小学校の歴史学習に利用するなど、本陣建物を活用した積極的な取組を進めています(写真 51)。しかし、未だ本史跡内には未整備の建物が残されており、また、第 1 次に整備を行った建物の耐震調査の必要性が出てきたことから、令和元年度に『史跡草津宿本陣保存活用計画』を策定しました。

史跡芦浦観音寺跡は、毎年春と秋に、所有者と草津市観光ボランティアガイド協会により一般公開されています。一方、境内の建造物などの経年劣化に対する修理や境内を囲む堀の浚渫などを行う必要があることから、早期に保存整備工事に向けた取組を進める必要があります。そのため、重要文化財(建造物)2 棟の修理に向けた調整を行うとともに、史跡の管理団体である本市が、平成 30 年度に『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画』を策定し、令和元年度は『史跡芦浦観音寺跡整備基本計画』を策定しました。

史跡野路小野山製鉄遺跡は、野路公園整備予定地と隣接していることから、史跡整備については都市公園と歩調をあわせた整備を検討する必要があります。また、これにあわせて周辺地域の住民の公開への意識を醸成することも必要です。

草津のサンヤレ踊りや渋川の花踊り・上笠天満宮講踊・老杉神社の頭屋行事などの民俗文化財は、地域の保存団体による保存・継承が行われています(写真 52・写真 53)。しかしながら、少子高齢化など担い手の減少、伝統文化の継承に対する関心の低下など、活動の維持が困難な状況もみられることから、情報発信を積極的に行い、新たな担い手を育成するなど、体制の整備を進める上で行政もともに考えていく必要があります。



[写真 52] 渋川の花踊り



[写真 53] 上笠天満宮講踊

天然記念物については平成 10 年頃に悉皆調査が行われており、これを受け三大神社のフジと最勝寺のツバキ(熊谷)の 2 件が市の天然記念物に指定されました。これらの文化財は、地元保存団体および所有者により、日常的な管理がなされています。

これら国・県・市指定文化財は、各所有者を中心に保存・管理が行われており、本市でも助成制度などの支援を行っています。しかしながら、大規模な保存修理など、多額の費用を要する場合は、各所有者の財政状況によっては対応が困難な場合もあります。次世代へ歴史文化を継承するためには、補助制度以外にも、資金や人的支援などの新たな視点での支援の方策などを検討する必要があります。

指定などはありませんが、本市の伝統産業の一つである青花紙生産については、生産者の高齢化、後継者不足により伝統技術の保存・継承が危ぶまれる状況を受け、平成 28 年度・29 年度の 2 カ年にわたり、独立行政法人東京文化財研究所無形遺産部との共同調査を行い、青花紙製作技術についての記録保存を行いました。平成 30 年度以降は、青花紙担い手セミナーを開催し、保存・継承に努めています(写真 54)。



[写真 54] 青花紙担い手セミナー実施風景

個別の現状と課題がそれぞれ見られる中で、本市の抱える歴史文化全体の課題は、下記の5点に集約されます。

課題① 歴史資産の保存・継承と支援

- ・市と所有者、保存団体などとの連携体制を整える必要があります。
- ・歴史資産の担い手不足に対する支援を行う必要があります。
- ・未指定文化財の調査と文化財指定を今後も継続する必要があります。
- ・文化財のデータベースの見直しが必要であります。
- ・指定文化財の指定後の経過を、定期的に記録に残す必要があります。
- ・史跡の調査・保存・整備を進める必要があります。

課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

- ・歴史文化を知り、親しむ機会が不足しています。
- ・歴史文化を巡る周遊ルートの整備の必要があります。
- ・情報発信の手段として、ホームページ・SNSなどの活用を検討する必要があります。
- ・歴史文化の魅力発信が不十分です。

課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

- ・歴史文化を広く活かしていくための取組を進める必要があります。
- ・地元住民・関係団体との協働が不十分です。

課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

- ・生涯学習・学校教育との連携が不十分です。
- ・文化財ごとの公開・活用が不十分です。
- ・ワークショップ・講演会・講座をさらに充実させる必要があります。

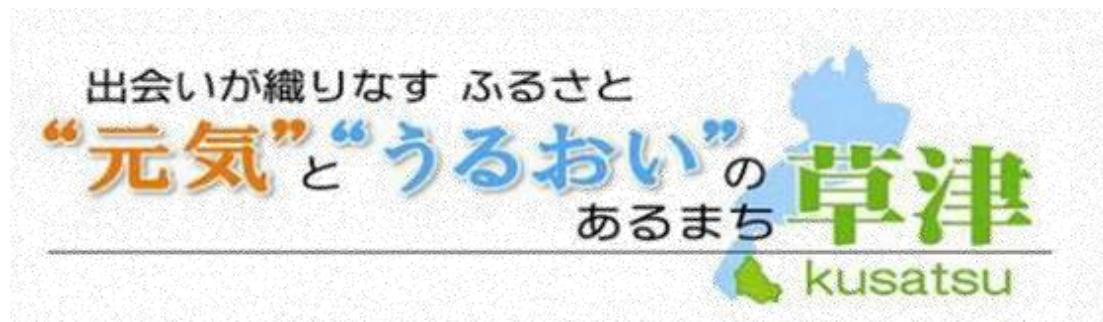
課題⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討

- ・防犯・防災対策が不十分です。
- ・緊急時(災害時など)に対応する体制の整備が不十分です。
- ・防犯・防災訓練を充実させる必要があります。
- ・所有者・地域・行政の防犯・防災体制の連携が不十分です。

3. 草津市文化財保存活用地域計画の位置づけ

本市では、平成 28 年度に策定した『第 5 次草津市総合計画 2010－2020 第 3 期基本計画』（平成 29 年(2017)3 月）において、市民の間に”ふるさと草津の心”が醸成されるよう、誰もが文化に触れることができる機会を充実するとともに、都市の魅力として文化の創造と発展に取り組むことをうたっており、市が目指す将来像とまちづくりにおける基本方針を明確にしています。

【総合計画にある本市の目指す将来像】



本計画の上位計画は、本市の市政全般にかかる『第 5 次草津市総合計画』のほか、人口減少対策および地方創生に特化した取組の考え方を示す地域活性化を推進する「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015－2019」（平成 28 年(2016)3 月）、本市の様々な観光資源や歴史資産などを活かし、住む人も、訪れる人も健幸になれるまちを目指す『草津市健康都市基本計画 2017－2022』（平成 29 年(2017)3 月）があります。

『第 5 次草津市総合計画 2010－2020 第 3 期基本計画』（平成 29 年(2017)3 月）に基づく事業として「芦浦観音寺の保護・PR」や「史跡草津宿本陣の拡大整備」などがありますが、これらについては実施してきており、新たなステップへ進む時期を迎えています。

草津市教育委員会にて令和元年度に策定した『草津市教育振興計画(第 3 期)2020－2024』は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画として国の第 3 期教育振興基本計画を参酌しつつ、本市教育の進行を図るための基本方針として策定しました。本教育振興計画では「歴史と文化を守り育てる」ことを基本方向とし、歴史文化の特徴を後世に守り伝えるため、「文化財の保存と活用」についてを項目に位置づけ、市民が地域の歴史に触れる機会づくりに努め、地域主体による保存・活用の機運の向上や、歴史文化を活用した草津らしいまちづくりを目指しています。

誰もが文化に親しめる環境を整えるとともに、文化の力によって都市の魅力を高めることを目指す『草津市文化振興計画』の方針は本計画と関連する計画であり、これらの計画のもとに進められる施策との連携・整合をさらに進める必要があります。

さらに、歴史資産を活かしたまちづくりや観光振興、草津らしい景観の形成、歴史資産の防犯・防災の推進、そしてこれらについての市民との協働体制のあり方などについて、多様な分野の計画・施策との連携を図ることが必要です。文化財の活用にかかる事業についても次期の草津市総合計画へ位置づけ、他部局の諸計画や事業などとの、横断的な事業の実施・連携について検討します(図 21)。

【草津市総合計画】

第5次草津市総合計画 2010—2020 第3期基本計画(平成29年(2017)3月)

市政運営の最上位計画であり、本市が将来に向けて目指すまちづくりの方向やそれを実現するための施策等を定めているものです。基本構想では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来像に掲げています。平成29～32年度までを計画期間とする第3期基本計画では、「文化・芸術の振興」の重点方針の中で、「文化財の保護と活用の推進」の施策を掲げ、この分野の主要事業に「史跡芦浦観音寺跡整備事業」や「史跡草津宿本陣整備事業」、ロードマップ事業に「芦浦観音寺の保護・PR」や「草津宿本陣の拡大整備」を掲げています。

草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年(2016)3月)

国および県の総合戦略や本市の人口ビジョンにおける現状分析等を踏まえ、将来を見据えた課題解決のために必要となる取組の基本的な考え方を示すことで、本市のまち・ひと・しごと創生を効果的に推進することを目的とします。

プロジェクトの一環に草津川跡地整備事業や、史跡草津宿本陣を含む中心市街地活性化推進事業、くさつ女性活躍応援事業、シティセールス推進事業等を掲げ、ふるさと草津の心を育むとしています。

草津市健康都市基本計画(平成29年(2017)3月)

「健康」を「生きがいを持ち、健やかで幸せであること」と考えた基本計画であり、「健康くさつ21」等の関連計画とも連携しつつ、これまで十分に連携が取れていなかった分野等と連携した取組も含め、健康都市を実現していくために全市的に取組む事項を定めています。

交流機会の充実を図るべく、市内の魅力を再発見することを目的に「景観ウォーキングマップ」を活用して、まちあるきを実施するとしています。

【草津市教育委員会策定の関連計画】

草津市教育振興基本計画(第3期)(令和2年(2020)3月)

「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」を基本理念とした教育行政分野における計画であり、令和2～6年度までの5年間を計画期間としています。施策の基本方向の一つに「歴史と文化を守り育てる」を位置づけ、文化財の保存と活用を進めることを目標としています。

草津市文化振興計画(平成30年(2018)3月)

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることを目的とした計画であり、平成30～平成39年度の10年間を計画期間としています。基本方針として「自主性・創造性の尊重」「市民文化施策の推進」「都市文化政策の推進」を掲げています。

草津市歴史文化基本構想(平成31年(2019)3月)

本市に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための基本方針となるものです。本構想の中で、歴史文化保存・活用区域を設定しており、各区域が持つ特徴を、史跡野路小野山製鉄遺跡を中核とした「生産の歴史文化」、史跡芦浦観音寺跡を中核とした「信仰の歴史文化」、史跡草津宿本陣を中核とした「街道の歴史文化」として位置付けています。その中で、各まちづくり協議会などとの歴史文化にまつわる協働の推進、学習会やイベントの開催による相互理解の推進などを基本方針として定めています。

【歴史文化に関連する計画】

草津市都市計画マスタープラン(平成18年(2006)3月、平成22年(2010)6月一部変更)

都市計画の総合的な指針であり、平成32年を目標年次として、「ゆとりと活力のある生活実感都市草津～美しく魅力あふれる都市空間をめざして～」を基本テーマとしています。

都市づくりの目標の一つに、「草津市らしい都市づくりの推進」として「歴史と調和した美しく潤いのある都市環境の形成」を設定しています。

草津市景観計画(平成 24 年(2012)10 月)

「ふるさと草津の心」を育む景観づくり～“広く碧い湖と空”、“趣のある歴史のみち”、“質の高い都市生活”が調和する～」を基本理念とし、本市全域を景観計画区域に定めています。

「歴史景観」については、「古の歴史・文化が暮らしに薫る風景を次世代に引き継ぐ」ことを目標としています。

草津市協働のまちづくり推進計画(改訂版)(平成 30 年(2018)3 月)

様々な地域づくり、市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力してまちづくりを進める協働型社会を目指し、平成 26 年(2014)7 月に施行した「草津市協働のまちづくり条例」を具現化し、進めるものと定めています。

くさつ環境文化プラン～第 2 次草津市環境基本計画～(平成 28 年(2016)3 月)

第 5 次草津市総合計画で定める将来像の実現に向けて、“環境”の側面から推進していくものであり、『草津市環境基本計画』の成果と課題を引き継いで策定されたもので、草津市の環境づくりに関わる諸計画と整合性のとれた内容としています。

基本方針の一つに「うるおい豊かな環境づくり」を掲げ、歴史景観の継承のため、草津宿の歴史的文化を継承し、歴史的町並みや街道景観等の保全・再生・活用を図るとしています。

第 2 次草津市みどりの基本計画(改訂版)(平成 30 年(2018)8 月)

平成 29 年(2017)に策定した「第 5 次草津市総合計画(第 3 期基本計画)」の基本方針の一つ「ガーデンシティの推進」の内容を踏まえて、「第 2 次草津市みどりの基本計画」の見直しを行い、公園・緑地の安全性・快適性の向上を図るとともに、整備が完了した草津川跡地の区間 2・区間 5 の整備を契機とした「ガーデンシティくさつ」の実現を図るものです。

草津市版地域再生計画(平成 30 年(2018)10 月)

地域再生制度を活用し、人口減少、少子高齢化等の深刻化が先行してきている市街化調整区域に重点を置き、主に郊外部における地域の生活基盤やコミュニティを支える生活拠点の形成、効率的な公共交通ネットワークの形成、地域資源を活用した産業振興を図ることで、将来にわたって住み慣れた地域で暮らし続けることができる、持続可能なまちづくりを目指すものです。

草津市地域防災計画(令和 2 年(2020)3 月)

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、本市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。

草津市中心市街地活性化基本計画(第 2 期)(平成 31 年(2019)4 月)

JR 草津駅を中心とした区域を中心市街地として位置付け、「ひとが行き交い ひとが集い にぎわいと交流の広がる健幸なまち」を目指す中心市街地像に設定し、「歴史と景観を活かした“ひとが行き交うまち”」を掲げ、地域の特性を活かして、中心市街地の活性化に取り組むことを目標としています。

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画(令和 2 年(2020)3 月)

近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、前回計画の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支援する環境を整備することを目的としています。

社会全体で子育てを支援する環境づくりの一環として、遺跡や文化財の活用を通じた学習の支援を行います。

草津市子ども・若者計画(令和2年(2020)3月)

本市の子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、次代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援し、若い世代が自分らしく生きるまちの実現を目指します。

【所管する関連計画】**『史跡草津宿本陣保存活用計画』(令和2年(2020)3月)**

・計画策定の目的

史跡草津宿本陣の管理団体である本市が、史跡の適切な保存・活用・整備などを図り、次世代へと確実に継承することを目的として策定するものです。

・史跡の地区区分(図19)

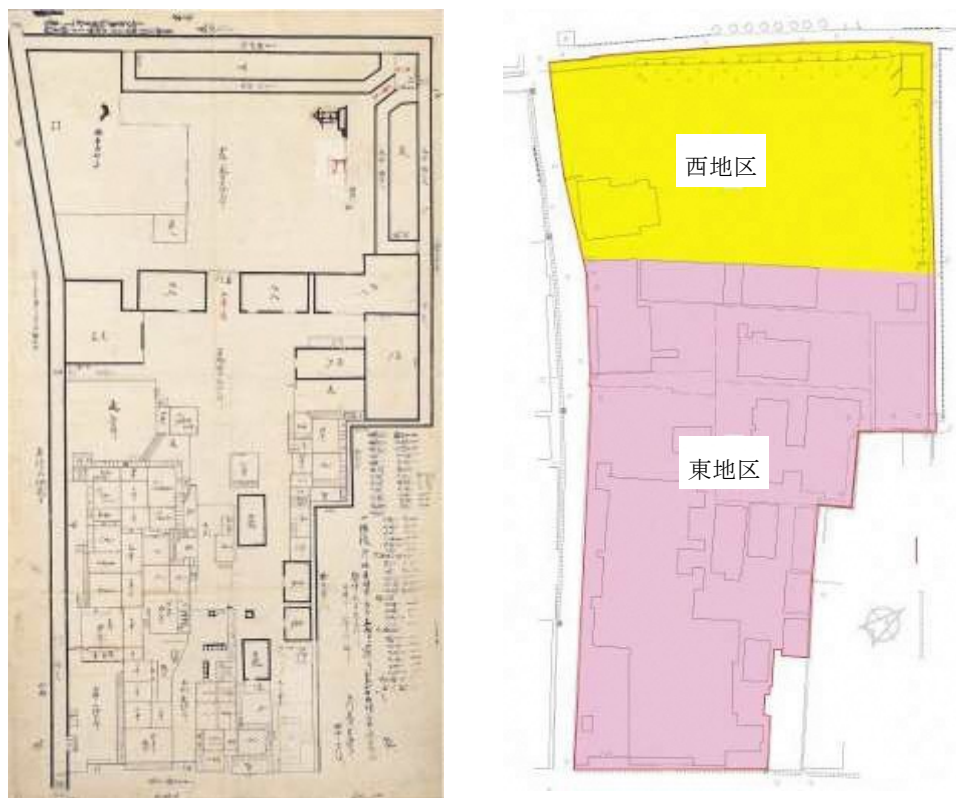
弘化3年(1846)、嘉永2年(1849)および嘉永6年(1853)の絵図によると建物群が建ち並ぶ東側と西側の空地とに大きく空間を区分し、その境に「裏門」の表記もあり、東側の表と西側の裏を区分していたことが分かることから、それを踏襲した東地区と西地区の2地区に分けることとします。

・活用の方向性

往時の姿と歴史的価値を正確に分かりやすく伝えられるよう、これまでの公開範囲を拡大するとともに、本質的価値以外の建物を活用した収蔵展示の方法を検討します。

・整備の方向性

本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないことおよび所有者の生活を守ることを大前提とし、保存・活用のための整備を計画的に行います。



[図19] 「寿明宮入奥二付差出絵図」嘉永2年(1849)と地区割り図

『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画』（平成 31 年(2019)3 月）

『史跡芦浦観音寺跡整備基本計画』（令和 2 年(2020)3 月）

・計画策定の目的

史跡芦浦観音寺跡の管理団体である本市が、史跡の適切な保存・活用・整備などを図り、次世代へと確実に継承することを目的として策定するものです。

・史跡の地区区分(図 20)

多様な土地の利用形態、史跡の歴史的な構成を考慮し、本史跡を境内地区・西地区・北地区の 3 地区に分けてとらえています。

・活用の方向性

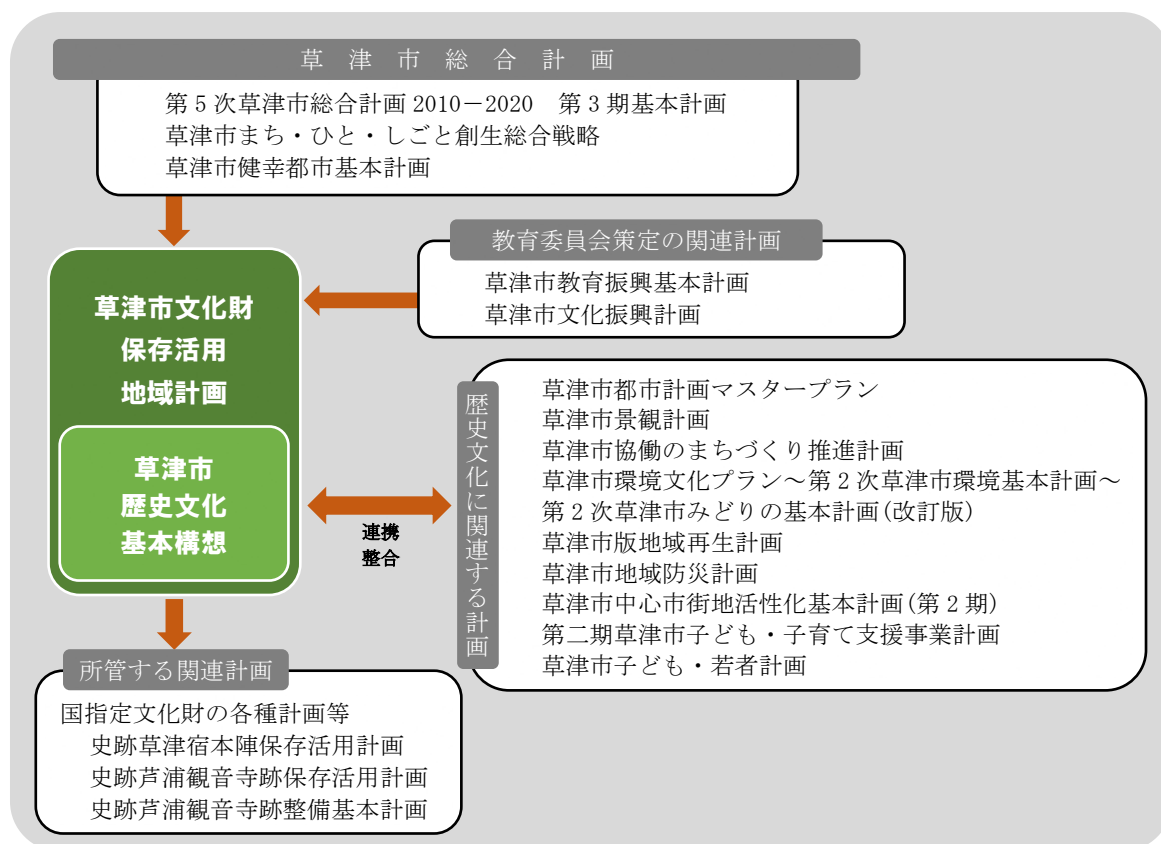
船奉行として天下統一の一翼を担った芦浦観音寺の歴史や文化について、来観者が学ぶことができるよう水と緑あふれる学習拠点や憩いの場として活用を図ります。

・整備の方向性

史跡の本来の構造や機能が十分に理解できるよう、史跡内の構成要素の整備を進めていく必要があります。現在の寺の姿を維持しながら、活用に必要な要素について所有者と協議調整を図りながら整備を行い、寺の歴史を理解することができる整備を行います。



[図 20]地区割り図



[図 21]草津市文化財保存活用地域計画と関連計画の位置づけ

4. 歴史文化の保存・活用に関する基本理念

草津市文化財保存活用地域計画は歴史文化の価値を周知し、一体的な歴史資産の保存・活用を進めるための基本計画であり、平成28年度に策定した『第5次草津市総合計画第3期基本計画』の方針に沿って、草津の人とまちに“ふるさと草津の心”が育まれるよう、歴史文化の保存・活用を図るものとします。

本市ではこれまでも、指定文化財をはじめとした文化財の保存活用、そして、発掘調査報告会としての「草津の古代を掘る」、草津宿街道交流館の企画展や歴史講座「くさつ歴史発見塾」などの普及啓発活動を進めてきました。

一方で、本市全体の文化財を保存・活用するための基本的な方針がなかったために、それらの取組は個別的なものとなっていました。歴史文化は本市の財産であり、地域の魅力となりうる資産です。さまざまな歴史文化を後世に伝えるために必要な保存を図りつつ、新しい媒体や手法によって地域の暮らしと一体的な資産として活用する方法を模索し、より一層魅力的な草津らしいまちづくりへと展開できるように検討を重ねていく必要があります。

そこで、今後の本市における歴史文化の保存・活用に関する基本理念として、次の3つを設定します。

歴史文化の保存・活用に関する基本理念

1	草津市に受け継がれてきた歴史文化を後世に守り伝えます。
2	草津市の歴史文化を活用し、草津らしいまちづくりを推進します。
3	市民と行政と学識経験者が協働し、地域の活性化および魅力の再認識を図ります。

5. 歴史文化の保存・活用に関する基本方針

先述の基本理念に基づき、課題から導き出された本計画期間における文化財の保存・活用に関する基本方針は、以下の5点です。

【基本方針】

(1) 周辺環境を含めた総合的な保存・活用

【繋ぐ】歴史資産・歴史文化を守り、人・地域・未来を繋ぎます。

(2) 歴史文化を継承するための情報共有の推進

【伝える】草津との出会いを生み出すために、様々な情報を広く伝えます。

(3) 地域との連携の強化

【創る】歴史文化を活かして「草津らしい」まちを創ります。

(4) 歴史文化の保存・活用のための体制づくり

【活かす】歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に活かします。

(5) 防犯・防災を地域で担う体制づくり

【守る】市民と行政が協力して、天災・人災から地域の歴史文化を守ります。

5-1 周辺環境を含めた総合的な保存・活用

課題①「歴史資産の保存・継承と支援」について、本計画期間では歴史資産の保存・活用を進めるにあたり、その魅力を十分に把握する必要があります。そのためにも、まずは文化財を個別ではなく、周辺環境や関連する歴史資産を含め、総合的にとらえていくことが重要です。

特に、文化財の適切な保存・整備と情報の収集・記録は、今後の様々な保存・活用を進めていくうえでの土台となることから、継続して措置を行っていく必要があります。

そのために、次の4点について留意します。

- ① 文化財および文化財を取り巻く様々な要素を総合的にとらえます。
- ② 地域住民・関連団体と行政全体が互いに協力し、総合的な取組を進め、歴史文化の次世代への継承を推進します。
- ③ 地域・住民・専門家などから具体的なアイデアを募り、多様な視点・観点で取組を進めます。
- ④ 現存する文化財・伝統行事を記録します。

5-2 歴史文化を継承するための情報共有の推進

歴史文化の保存・活用は周囲の環境と一体となることから、歴史文化を構成する文化財そのものに加えて、それらを支える地域住民の存在が不可欠です。しかし、課題②「歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進」とあるように、現在、本市の歴史文化についての様々な情報発信は、十分とはいえません。

そこで、本計画期間では本市の歴史文化の正確な情報を共有し、伝えることで、保存・活用の基盤を整える必要があります。そのために、次の3点について留意します。

- ① 文化財について正確に情報を共有し、発信します。
- ② 歴史文化のあり方や活用の方法を把握し、バランスの取れた継承と活用に努めます。
- ③ 市民が地域の歴史文化に親しみを持ち、関わる機会を増やすことで、郷土への関心を醸成します。

5-3 地域との連携の強化

行政と地域住民、専門家、そして市外の人々など、多様な担い手が連携した歴史文化の保存・活用を推進することを目指しています。

課題③「歴史文化のまちづくりへの活用」に挙げるように、本市の歴史文化をより身近なものに感じられるよう、地域との連携を深め、歴史文化を活かした「草津らしい」まちづくりを進めます。

そのために、次の3点について留意します。

- ① 地域の人々と行政がともに本市の歴史文化の魅力を再確認・共有し、地域の魅力や個性を十分に伝えます。
- ② 様々な表現・方法を検討し、幅広い世代から理解を得られるように配慮します。
- ③ 周囲に話したくなるような「分かりやすい魅力」を設定し、交流人口の増加をうながし、地域活性化を図ります。

5-4 歴史文化の保存・活用のための体制づくり

所有者だけでなく、地域で文化財を保存・活用していくには、地域の人々が歴史文化の大切さに気付き、地域社会の中で協力できる体制づくりが必要です。そのためには、地域のニーズに応じ、課題④「歴史文化の公開・活用機会の創出」に挙げるように、様々な人が歴史文化に触れる機会を充実させることが求められています。

そのために、次の3点について留意します。

- ① 地域住民が歴史文化の保存・活用に積極的に参加できる体制を整えとともに、所有者や地域住民、民間団体などとの連携を図ります。
- ② 歴史文化の保存・活用のための人材育成という観点から、教育機関や生涯学習の講座など、様々な機会を創ります。
- ③ 展示・公開・活用施設の整備についての検討を進めます。

5-5 防犯・防災を地域で担う体制づくり

市域には多くの歴史資産が保存・継承されています。これらが天災・人災などにより、滅失しないよう、適切に保存し、次世代へ継承していく必要があります。

そのために、『草津市地域防災計画』をもとに、住民自らが地域の歴史資産の防災を担える仕組みをつくるための基本方針を示します。

さらに、近年多発している文化財のき損や盗難について地域による防犯体制の検討が必要であることから、課題⑤「防犯・防災を地域で担う体制づくり」にも挙げるように、

地域の文化財の防犯体制に関する基本方針についても定めます。

ア)火災

指定文化財(建造物)については、火災報知機や避雷針をはじめとした防火設備の設置・点検を進め、周辺住民の協力のもと、定期的な消防訓練を実施するなど防火対策を実施しています。今後、すべての歴史資産の状況に応じた適切な防火対策を進めるために、地域の自主防災組織の活動と連携し、火災への対策を推進します。

イ)大雨・台風

大雨や台風などの災害は、その影響が広範囲にわたることから深刻な被害をもたらします。また、近年取りざたされるようになったゲリラ豪雨は、発生を予測することが困難であり、急激な降雨が地域の排水機能の処理能力を一時的に上回る可能性もあります。歴史資産の中でも特に建造物への被害が懸念されることから、所有者のみならず、日常からの地域での見守り活動などを進め、防災意識の向上を推進します。

ウ)地震

市域の約75%は軟弱な沖積低地であり、さらに本市の発掘調査現場では、液状化現象を示す噴砂痕が確認されており、過去の地震の存在が明らかとなっています。過去に発生した地震の中でも、寛文2年(1662)に発生した寛文近江・若狭地震では、近江各地で大きな被害があったとの記録が残っており、この他にも、地震被害の記録が見られることから、周期的に発生するとされる巨大地震に備え、対策の強化を図ります。

エ)防犯

近年、寺社などで施設のき損や文化財の盗難の被害が県内各所で発生しており、地域ぐるみでの防犯体制の構築など、平時においても身近な歴史資産を保護する気運の醸成を図ります。

なお、緊急時には、歴史文化財課を窓口とし、県や近隣の博物館、文化財レスキューなどの協力のもと、適切な対応を行います。

また、文化財データベースを作成し、対象文化財の実態把握を行い、万が一、文化財の破損や盗難被害などが発生した場合に備えます。

上記のような防犯・防災の観点から次の5点について留意します

- ① 防災訓練などを通して、市民の防災意識を高めます。
- ② 地域の自主防災組織の活動と連携した防災体制の構築を図ります。
- ③ 歴史資産の状況を的確に把握し、適切な改修を推進します。
- ④ 災害発生時に適切な対応が図れるよう、所有者との連携方法を検討します。
- ⑤ 所有者・地域・行政との連携によって、盗難などの予防を推進します。

6. 計画の進捗管理と自己評価の方法

文化財の適切な保存活用は、一時的な事業として終わることなく、継続的に取組まなければならない、その中で定期的に現状の観察・評価を行う必要があります。該当の事業の状況(実施済・実施中・未着手)、計画年次と対応させた進捗状況、実施・検討にあたっての課題とその対応方針などとあわせて、実施状況の分かる写真や状況を記録し、事業の進捗状況と自己評価をまとめ、その後の事業を進めるうえで適切な修正や改善を図ります。

各事業の進捗管理はチェックシートなどを作成し、これに基づき歴史文化財課で現状の問題を抽出・把握し、分析した結果を、本市の附属の専門機関である審議会で評価し、結果を広く公開するものとします。

しかし、文化財の保存管理事業は専門的な内容も多く、数量的な指標のみでは、社会的な成果について評価しきれるものではありません。そこで、5年を目安に長期の事業については、これまでの評価や環境変化などを踏まえ、事業の方向性について再検討を行い、適切な対応に努めることとします。

第5章 草津市における文化財の保存・活用に関する措置

前述の基本理念および基本方針に基づき実施する事業は、次ページ以降に示すとおりです。

計画期間については、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、令和2年度から令和4年度を短期、令和5年度・6年度を中期、令和7年度から令和11年度を長期とします。

措置に示した取組主体について、市民とは本市市民および本市の歴史文化に関心を寄せる人、所有者とは文化財所有者や保存団体など、関連団体とは各地域まちづくり協議会や大学など、行政は本市を指します。◎は主体となって対象事業に取り組む、○は協力する、△は協力体制を整えておくことを意味します。

本計画の計画期間である10年間は、先述の基本方針にのっとり、文化財の適切な整備や文化財の情報収集と整理、将来的な文化財の保存・活用への基盤づくり、市民の参画などを中心に事業の展開を図ります。

なお、事業実施にあたっては文化庁の各種補助金や地方創生推進交付金などの財源を積極的に活用していきます。

次ページ以降の措置における色分けは、薄緑色が文化財の適切な整備・文化財の情報収集と整理事業を、桃色が市民の参画事業を、青色が文化財の保存・活用への基盤づくり事業をそれぞれ指しています。

課題① 歴史資産の保存・継承と支援

方針(1) 【繋ぐ】歴史文化を守り、人・地域・未来を繋ぎます

歴史資産の周辺環境を含めた保存・継承を支え、歴史文化を次の世代へ守り伝えます。

[表 12] 事業一覧【繋ぐ】

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
1	埋蔵文化財調査の実施 本市が調査を開始した昭和 53 年度から継続して実施しているものであり、市域に所在する 153 件の遺跡を対象に、埋蔵文化財の発掘調査や記録保存などを行い、かつての本市の姿の解明を進めます。	○	○	△	◎			
2	未指定文化財調査の実施 本市が昭和 51 年度から継続して実施している調査事業であり、本市に残る未指定文化財の現状や歴史性について調査を行い、適切な保存につなげます。	○	△	△	◎			
3	文化財データベースの作成 これまで個別に作成してきた文化財情報の一元化を行います。あわせて、個人情報に配慮しながら市ホームページなどにおいて、情報の順次公開を推進します。	△	○	△	◎			
4	歴史文化が記録された写真や映像記録の収集とデジタル化 市民が所有するかつての文化財の姿や伝統行事などが分かる写真や映像記録を広く収集するとともに、デジタルデータ化し、記録として残します。	◎	○	○	◎			
5	発掘調査フィルムのデジタルデータ化 これまでに記録した発掘調査のフィルム資料をデータ化し、記録を後世に伝えます。	△	△	△	◎			
6	指定文化財の記録作成 指定文化財の指定以降の現状を定期的に記録し、後世に草津の歴史文化の姿を残します。	○	○	○	◎			
7	行事・祭礼の調査および記録作成 寺社や各地域で行われている伝統的な行事・祭礼を調査し、記録・保存します。	○	○	○	◎			
8	草津市文化財保護審議会の開催 市域の文化財の保存・継承の根幹を揺るぎないものとするため、専門家などによる審議を今後も継続して行います。	△	○	○	◎			
9	文化財保存修理体制の検討 文化財の保存修理を適切な時期に、適切に実施できるよう、所有者と問題意識の共有を図り、クラウドファンディングなどの新たな財源確保の方法を検討し、本市の文化財の保存修理を順次行います。	△	◎	△	○			

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
10	様々な世代の人々と文化財のマッチング 本市に所在する大学やボランティアなどのサークルや転入者などと所有者を繋ぐ取組を行います。	○	○	○	◎			
11	市民が主体となって歴史文化の保存・活用に参加できるプラットフォームの形成 歴史文化の保存・継承について周知し、所有者・市民・行政が、皆で手を取りあい、次世代へ繋いでいく体制をつくります。	○	◎	○	◎			
12	未指定文化財の指定・登録 未指定文化財調査の結果に応じて文化財指定・登録を行い、文化財を次世代へと継承します。	○	◎	△	◎			
13	史跡草津宿本陣文書調査の実施 史跡草津宿本陣に残された古文書などを調査し、江戸時代の草津宿の姿を再確認します。あわせて歴史資料を適切に保存し、後世に残します。	△	○	○	◎			
14	「史跡草津宿本陣整備基本計画」の策定 57 頁の『史跡草津宿本陣保存活用計画』に基づき、整備の方針となる「整備基本計画」を策定します。	△	○	○	◎			
15	「史跡草津宿本陣基本・実施設計」の実施 「史跡草津宿本陣保存活用計画・整備基本計画」に基づき、整備工事の設計業務を行います。	△	○	○	◎			
16	「史跡草津宿本陣整備工事」の実施 「史跡草津宿本陣保存整備実施設計」に基づき、史跡の保存・活用のために整備工事を行います。	△	○	○	◎			
17	「史跡芦浦観音寺跡基本・実施設計」の実施 58 頁の『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画・整備基本計画』に基づき、整備工事の設計業務を行います。	△	○	○	◎			
18	「史跡芦浦観音寺跡整備工事」の実施 「史跡芦浦観音寺跡保存整備実施設計」に基づき、史跡の保存・活用のために整備工事を行います。	△	○	○	◎			
19	史跡野路小野山製鉄遺跡の整備 野路公園の整備と歩道をあわせて史跡野路小野山製鉄遺跡の整備を行い、史跡全体での活用を目指します。	△	○	○	◎			
20	常設の埋蔵文化財整理室の検討 発掘調査後の整理業務を一括して行える常設の整理室の設置に向けて検討します。	△	△	△	◎			

課題② 歴史文化の価値・魅力・情報発信の推進

方針(2) 【伝える】草津との出会いを生み出すために、様々な情報を広く伝えます

歴史文化の価値や魅力と出会うきっかけとなるよう、幅広い世代に対して積極的な情報の共有・発信を推進します。

[表 13] 事業一覧【伝える】

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
1	歴史文化を伝えるイベントの開催 転入したきた人や、普段歴史文化に触れる機会が少ない方に向けた、歴史文化にまつわるワークショップなどのイベントを様々な場所で開催し、実際に見て・触れて、歴史文化に親しんでもらえる機会を創出します(写真 55・写真 56)。	○	○	◎	◎			
2	歴史に親しむ講座の開催 より詳しく、歴史文化の魅力を多くの方に知ってもらう機会として、多様なニーズに沿った歴史に親しむための講座を開催します(写真 57・写真 58)。	○	○	○	◎			
3	くさつ歴史発見地図の活用の推進 既に作成した市域の文化財についての地図「くさつ歴史発見地図」を用いた、まち歩きや文化財の周遊などの活用を推進します。	○	○	○	◎			
4	歴史文化周遊ルートของ考案 本市の魅力を知り、観光客の誘致や市民の健幸促進に活用できる歴史文化周遊ルートを他部局と一緒に考案します。	○	○	○	◎			
5	歴史文化周遊への自転車活用の検討 環境に配慮しつつ歴史文化の周遊が出来るよう、歴史文化周遊ルートの検討とあわせて、自転車の活用について検討します。	△	○	○	◎			
6	文化財の説明版・サインの整備 周遊ルート上などに、気軽に「見て・回れて・知ることができる」ための説明板・サインを整備し、周遊しやすい環境を整えます。整備にあわせて、情報発信の多言語化対応も進めていきます。	△	○	○	◎			
7	周遊ルートガイドマップの作成 歴史文化周遊ルートを周知し、活用してもらうために、関連団体が主体となりガイドマップを作成します。	△	○	◎	○			
8	くさつ観光巡回バスの運行 文化財の一般公開などにあわせて巡回バスを運行し、本市の文化財の周知や観光促進・地域活性化に寄与します。将来的には、検討した周遊ルートでの運行についても検討します。	○	◎	○	◎			

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
9	市ホームページの改良とデジタルミュージアムの構築 現行の市ホームページを改良し、本市の歴史文化を紹介する環境を整えるとともに、デジタルミュージアムを作成し、検索機能などを備えた、現地でも家でも本市の歴史文化にアクセスできる環境を整えます。	△	○	△	◎	→		
10	先端技術を活用した情報の提供 歴史文化の見学に訪れた人が、より詳しい情報を得られるよう、QRコードやVR、アプリなどの先端技術の活用を検討します。	△	○	△	◎		→	
11	史跡野路小野山製鉄遺跡の活用連携の検討 滋賀県・大津市と協力し、瀬田丘陵生産遺跡群全体および史跡野路小野山製鉄遺跡の活用について検討します。	○	○	○	◎	→		



〔写真 55〕 草津宿街道交流館
草津宿・親子見学会



〔写真 56〕 商業施設でのイベント
「BIWART COLLECTION」
「くさつタイムトラベルすごろく」



〔写真 57〕 発掘調査成果報告会
「草津の古代を掘る」 風景



〔写真 58〕 古墳見学会風景

課題③ 歴史文化のまちづくりへの活用

方針(3) 【創る】歴史文化を活かして「草津らしい」まちを創ります

地域の人々によって守り伝えられてきた歴史文化は、地域の歴史を物語る重要な要素であることを認識し、これらの保存・活用に努めます。

[表 14] 事業一覧 【創る】

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
1	「草津市文化財保存活用地域計画」の周知 各種事業を通し、多くの方に「草津市文化財保存活用地域計画」の取組について周知します。	△	○	△	◎	→		
2	歴史文化を活用したプログラムの作成 市などが行う、様々な歴史文化を活用した事業を一覧にしたプログラムを作成し、歴史文化に触れる機会の増進や、行政のみならず、関連団体や地域の相互連携を図ります。	△	○	○	◎		→	→
3	景観整備についての指導の継続 史跡草津宿本陣周辺に建物を新築および改修する際、景観の保全のため、草津市景観形成ガイドラインに基づく指導を引き続き行います。	○	△	△	◎	→	→	→
4	健幸事業への歴史文化の活用 健幸フェアなどの各種健幸啓発イベントや取組で、まち歩きなどの歴史文化を活用したプログラムを実施し、市民の健幸づくりに歴史文化を活かします。	△	○	◎	◎	→	→	→
5	各地域まちづくりセンター活用へ向けた基盤づくり 地域まちづくりセンターを地域での歴史文化の活用拠点とするため、職員向けの講座を開催するなど、職員への啓発活動を行い、地域まちづくりセンター活用に向けた意識醸成や基礎づくりを進めます。	△	△	◎	◎	→		
6	各地域まちづくり協議会との連携の推進 各地域まちづくりセンターで地域に密着した講座・イベントを開催するなど、地域まちづくり協議会との連携を進め、地域や市民へ向けて、歴史文化を発信していきます。	△	○	◎	◎	→	→	→
7	地域で作られた「記憶絵」の活用と発信 住民の聞き取りなどを元に、各まちづくり協議会が作成した、地域の過去の風景を描いた「記憶絵」の活用・発信をします。あわせて、地域住民の考える地域の魅力の再確認を行います。	○	○	◎	○		→	
8	市民が作る歴史文化を活用した事業の支援 市民が行う歴史文化を活用した事業の支援を行い、地域の歴史文化を再発見し、ふるさとへの愛着を深めます。	◎	○	◎	○	→	→	→

課題④ 歴史文化の公開・活用機会の創出

方針(4) 【活かす】歴史文化の特徴を踏まえて、地域活性化に活かします

歴史文化の保存活用のための体制を整え、関連団体・地域などと行政が互いに協力しあい、歴史文化を活用する機会の創出をはかります。

[表 15]事業一覧【活かす】

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
1	教育の場における歴史文化の活用 地域への愛着をうながし、歴史文化を次世代へ継承するために、出前授業など、学校教育の場で歴史文化を活用していきます。	○	○	○	◎			
2	史跡草津宿本陣の公開 史跡草津宿本陣の建物などの公開を引き続き実施し、史跡草津宿本陣の歴史的価値を伝え、市民の歴史文化に対する意欲の向上を図ります。	○	○	○	◎			
3	史跡草津宿本陣の活用事業の実施 史跡草津宿本陣の空間を活用した伝統芸能の講演会や落語会を通じて、市民が伝統文化に触れる機会を今後も創出します。また、市民参加型のイベントなどを開催します。	○	○	○	◎			
4	本陣結婚式の実施 史跡草津宿本陣の建物で、草津市観光物産協会加盟ホテルが主催する結婚式(挙式)「本陣結婚式」を行います。また、前撮り写真の撮影を受け入れるなど、生涯に残る記念の地を演出します(写真 59)。	○	○	◎	○			
5	ライトアップイベント「草津街あかり」との連動企画の開催 JR 草津駅東側商店街通り一帯で開催される「草津街あかり」に連動し、史跡草津宿本陣をライトアップするなど、史跡の魅力を変えて感じられるようタイアップ企画を引き続き行います(写真 60)。	○	○	◎	○			
6	歴史文化を学ぶ資料づくり 市史概要本などの解説本の作成をはじめ、市民とともに幅広い年代に向け、本市の歴史文化を学ぶ入口を作ります。	○	○	△	◎			
7	マンホールカードの配布 草津を描いた浮世絵や追分道標をモチーフとしたマンホールのカードを配布し、草津の歴史文化を身近に感じられる手助けをします。	○	△	◎	◎			
8	芦浦観音寺の一般公開の支援 芦浦観音寺の一般公開を支援します。	○	◎	◎	◎			

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
9	博物館等展示収蔵施設の検討と整備 歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史資産を守り、伝え、活用する施設のあり方について検討し、歴史資産を保存・公開する施設の整備を進めます。	△	△	△	◎	→		
10	草津の歴史文化を伝える企画展の開催 草津宿街道交流館・史跡草津宿本陣において、様々な視点から草津の歴史を伝える展示を行います。あわせて、展示に応じた講演会やワークショップなどのイベントを開催します(写真 61)。	○	○	○	◎	→		
11	歴史文化を活かした地域づくりの創出 草津宿街道交流館や史跡草津宿本陣を核に、実際に見て・触れて・感じることで歴史文化を活かしてもらう機会を創出します。	○	○	◎	◎	→		



[写真 59] 本陣結婚式イメージ画像


[写真 60] 「草津街あかり」
本陣ライトアップ風景


[写真 61] 草津宿街道交流館ギャラリートーク風景

課題⑤ 文化財の防犯・防災体制の検討

方針(5) 【守る】 市民と行政が協力して、天災・人災から地域の歴史文化を守ります

台風などの自然災害や人災から文化財を守り、恒久的な保存を実現するため、市と地域の連携による防犯・防災対策の体制づくりに取組みます。

[表 16]事業一覧 【守る】

No.	事業名 事業内容	取組主体				実施計画期間		
		市 民	所 有 者	関 連 団 体	行 政	短期 (R2～R4)	中期 (R5～R6)	長期 (R7～R11)
1	助成制度の周知と更なる利用促進 所有者を対象とした補助制度説明会を始めるとともに、所有者が行う防災などの事業に対して補助金を交付し、ともに文化財の保存・継承を促進します。	△	◎	△	◎	→		
2	防災訓練の継続実施 文化財を火災から守れるよう、消防・行政・所有者・住民らで「文化財防火デー」にあわせて訓練を実施します(写真 62・写真 63)。	○	◎	△	◎	→		
3	防犯・防災設備の整備 文化財を盗難や災害から守るため、防犯・防災設備の設置を進めます。	△	◎	△	◎	→		
4	防犯・防災体制構築の推進 文化財の防犯のため、地域組織などの体制づくりについて検討します。また、災害から文化財を守るためのマニュアル作りを進めます。	○	◎	○	◎	→		
5	市民の防災意識の醸成 市民が地域の文化財を知り、価値を再確認することで「地域で文化財を守る」という意識を醸成します。	◎	◎	◎	○	→		
6	芦浦観音寺に所在する重要文化財の保存修理の検討 芦浦観音寺の観音寺阿弥陀堂と観音寺書院の適切な保存・修理が行えるよう、検討します。	△	◎	△	○	→		



[写真 62] 消防訓練風景



[写真 63] 防火点検風景

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 草津市の体制

草津市文化財保存活用地域計画を実現していくための本市の体制は、次のとおりです。さらに、文化財の保存と活用を担うことのできる民間団体の確立などを検討する必要があります。

【草津市】

- ・教育委員会 歴史文化財課
業務内容：文化財の保存・活用など、文化財業務に関わる全般
職員：10名（うち2名埋蔵文化財を専門とする非常勤職員）
- ・草津宿街道交流館
業務内容：街道を中心とする歴史資料館の運営・管理、テーマ展の開催などの普及啓発業務
職員：5名（うち1名学芸員資格を有する非常勤職員）
- ・史跡草津宿本陣
業務内容：史跡草津宿本陣の公開管理・普及啓発業務
職員：6名（うち4名草津宿街道交流館兼務、うち2名学芸員資格を有する非常勤職員）
- ・総合政策部 広報課
業務内容：本市の広報およびシティセールスに関わる全般
- ・まちづくり協働部 まちづくり協働課
業務内容：まちづくり協議会などに関する地域協働および市民活動の推進に関わる全般
- ・環境経済部 商工観光労政課（以下所管団体）
業務内容：本市の商業観光および産業労政に関わる全般
- ・健康福祉部 健康福祉政策課
業務内容：健幸都市づくりの推進など健康福祉に関わる全般
- ・教育委員会 教育総務課
業務内容：学校施設の管理および教育行政全般
- ・教育委員会 学校教育課
業務内容：教職員および学校教育、学事などに関わる全般

その他文化財の保存と活用に関係する部署

- 総合政策部 危機管理課
- 環境経済部 環境政策課
- 子ども未来部 子ども・若者政策課
- 都市計画部 都市計画課・都市再生課・開発調整課
- 建設部 草津川跡地整備課・公園緑地課
- 教育委員会 生涯学習課・スポーツ保健課・草津市立図書館・南草津図書館 など

※令和2年3月時点

【草津市文化財保護審議会】（五十音順・敬称略）

審議事項：草津市の文化財の保存および活用に関する重要事項

委員：職務代理者	東 幸代	(歴史：滋賀県立大学人間文化学部教授)
	会長 五十川 伸矢	(考古：元京都橘大学教授)
	鎌谷 かおる	(環境・景観：立命館大学食マネジメント学部准教授)
	高梨 純次	(美術工芸：元滋賀県立近代美術館学芸課長)
	伊達 仁美	(民俗：京都造形芸術大学芸術学部教授)
	富島 義幸	(建築：京都大学大学院工学研究科教授)
	増渕 徹	(史跡整備：京都橘大学文学部教授)
	南 英三	(普及啓発・公開活用：草津市観光物産協会会長)

【その他民間団体】

○市域 14 の各地域まちづくり協議会

活動内容：学区単位で、地域住民が自分たちのまちのことを自分たちで考え、さらに住みやすいまちづくりを行う。

【滋賀県や関連機関などとの連携】

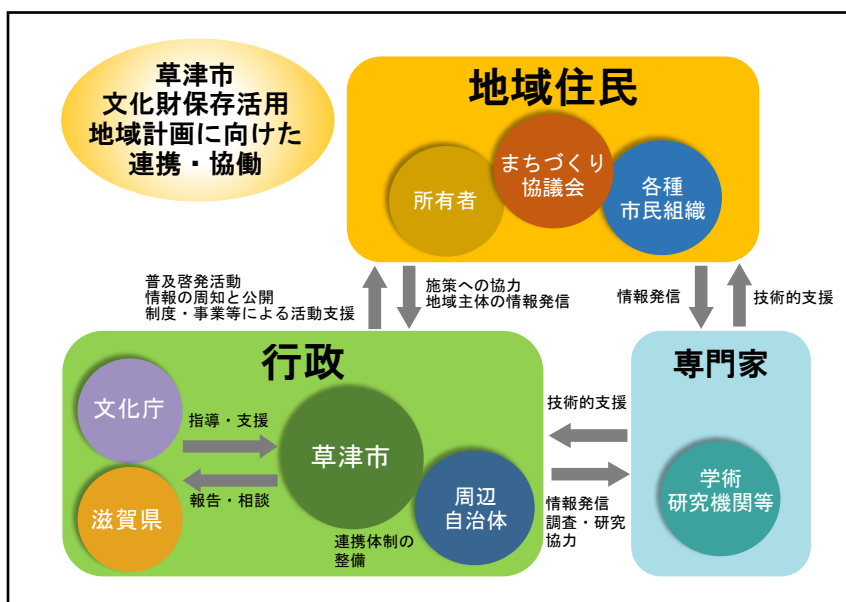
- 文化庁、滋賀県、大津市教育委員会事務局文化財保護課
- 湖南広域消防局 西消防署、南消防署
- 滋賀県立琵琶湖博物館
- 滋賀県立大学、立命館大学、龍谷大学、成安造形大学、湖南農業高校、
環びわ湖・地域コンソーシアム 他

本計画に向けた連携では、地域住民・専門家・行政の連携・協働が必要不可欠です。

地域住民とは、文化財の所有者や保存団体などの歴史文化に関わる人々、市域 14 の地域に所在する各地域まちづくり協議会など、各種市民組織をはじめとした本市の市民全体を指します。地域住民へは政策への協力や、歴史文化に関する情報の提供や発信を求めるものとしています。

```
graph TD; subgraph LocalResidents [地域住民]; direction TB; A((所有者)); B((まちづくり協議会)); C((各種市民組織)); end; subgraph Administration [行政]; direction TB; D[普及啓発活動  
情報の周知と公開  
制度・事業等による活動支援]; end; subgraph Specialists [専門家]; direction TB; E[技術的支援]; end; LocalResidents -- "施策への協力  
地域主体の情報発信" --> Administration; Administration -- "普及啓発活動  
情報の周知と公開  
制度・事業等による活動支援" --> LocalResidents; LocalResidents -- "情報発信" --> Specialists; Specialists -- "技術的支援" --> LocalResidents;
```

行政は歴史文化の啓発活動や地域住民から提供される情報の周知と公開、事業の実施や活動支援、啓発活動を行い、必要と判断する場合には専門家へ調



[図 22] 草津市文化財保存活用地域計画の実現に向けた体制整備

査・研究協力を依頼し、歴史文化の正確な情報や評価を求めます(図 22)。

2. 事務処理特例の適用について

ア) 事務処理の特例

認定地域計画の主体的かつ円滑な推進を図るため、本市の判断により実施することができる特例対象の事務の範囲は次のとおりです。

重要文化財の所有者以外の者による公開の許可、取消し、停止命令(当該重要文化財が本市に所在するものである場合に限る)。

なお、上記事務の実施を希望する際には、滋賀県に事前調整を図ります。

イ) 文化財登録原簿への登録の提案

未指定文化財のうち、滅失・散逸などの危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて穏やかな保護制度である登録文化財の仕組みを活用して、所有者の創意による様々な活用を促進しながら次世代への継承を図ります。

登録の提案にあたっては、当該文化財が登録基準を満たすかどうかを審議会の意見を聴き、滋賀県と相談を行い進めることとします。



【資料編】

ア) これまでに滋賀県および本市が実施した悉皆調査および詳細調査

[表 17] これまでに滋賀県が実施した文化財悉皆調査一覧

調査年度	名称
H2 年度	滋賀県石造建造物調査
H3～6 年度	滋賀県の祭礼行事調査
H4～5 年度	滋賀県の近代和風建築調査
H6～9 年度	滋賀県の伝統食文化調査
H7～9 年度	滋賀県の近世民家調査
H7～9 年度	滋賀県の民俗芸能
H10～11 年度	滋賀県の近代化遺産調査
H14～18 年度	滋賀県の自然神信仰調査

[表 18] これまでに市が実施した文化財悉皆および詳細調査一覧

調査年度	調査内容
S46 年度	草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査
S51 年度	史跡草津宿本陣古文書概要調査
S52 年度	鮒ずし切り神事
S53 年度	南山田町共有大般若経
S54・55 年度	市内寺社文化財
S56 年度	芦浦観音寺文化財総合調査
S57～59 年度	市内民家
S60 年度	市内寺社美術工芸品実態調査
S61 年度	下笠のサンヤレ踊り調査
S62 年度	市内民俗芸能(片岡、矢倉、渋川)
S63 年度	市内民俗芸能(志那、吉田、志那中)
H 元年・2 年度	中神良太氏コレクション
H 元年・2 年度	上笠天満宮講踊
H3～5 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(宿札・古記録)
H6 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(道具、調度品)
H7 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(古記録、報告書原稿作成)
H8 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(宿札整理、報告書編集)
H9 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(袴)
H10 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(袴整理、報告書編集)
H11 年度	史跡草津宿本陣田中家歴史資料(古記録、編集)
H11・12 年度	渋川の花踊り

調査年度	調査内容
H12～14 年度	草津のサンヤレ踊り
H13 年度	三大神社のフジ 最勝寺のツバキ
H14・15 年度	木内石亭関係資料調査(西遊寺鳳嶺関係資料)
H16 年度	木内石亭関係資料調査(願行寺関係資料)
H17 年度	木内石亭関係資料
H17・18 年度	草津宿内伝統的民家
H19・20 年度	長安寺古文書
H21・22 年度	常善寺須弥壇
H23 年度	惣社神社のフジ
H23・24 年度	旧草津川の思いで
H25 年度	川原観音堂十一面観音立像 浄雲寺釈迦如来立像(志那中町)
H25 年度	旧草津川の思いで(調査データ編集)
H26 年度	吉田家住宅
H26・27 年度	史跡草津宿本陣土蔵 2 収納資料概要調査
H27 年度	三大神社社殿 保田家住宅 印岐志呂神社社殿
H28 年度	立木神社
H28 年度	小槻神社男神坐像
H29 年度	吉田家住宅土蔵 春日神社本殿
H29 年度	下寺観音堂仏像群
H30 年度	大萱神社 鞭崎神社本殿 吉田家住宅
R 元年度	大萱神社

イ) これまでに自治体が刊行した文化財・歴史に関する書籍

[表 19] 刊行物一覧

報告書名	刊行年月
草津市花摘寺・南笠古墳群調査報告	S45. 2.
草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査報告	S49. 5
東海道草津宿田中七左衛門本陣古文書目録	S52. 5
鮒ずし切りの神事	S53. 3
花摘寺跡発掘調査報告Ⅰ	S53. 3
南山田町共有大般若経調査報告	S54. 3
昭和 53 年度草津市埋蔵文化財調査報告	S54. 3
昭和 54 年度草津市埋蔵文化財調査報告	S55. 3
野路岡田遺跡発掘調査報告	S57. 9
芦浦観音寺文化財調査報告書Ⅰ	S58. 12
市内遺跡分布調査報告書	S59. 3
花摘寺廃寺発掘調査報告書	S60. 3
上寺遺跡発掘調査概要報告書	S61. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書Ⅰ(1)	S61. 3
宝光寺跡発掘調査報告書	S62. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書Ⅱ(2)	S63. 3
市内遺跡発掘調査報告書	S63. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書Ⅲ(3)	H1. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(4)	H2. 3
北大萱・穴村遺跡発掘調査報告書	H2. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(5)	H3. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(6)	H4. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(7)	H4. 12
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(8)	H5. 12
下ノ笠堂跡・馬場・上笠遺跡発掘調査報告書	H6. 3
草津市文化財年報 1	H6. 3
草津市文化財年報 2	H6. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(9)	H7. 3
草津市文化財年報 3	H8. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(10)	H8. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(11)	H9. 3
草津市文化財年報 4	H9. 3
草津宿本陣田中家歴史資料調査報告書Ⅰ	H9. 3
史跡草津宿本陣保存整備工事報告書	H9. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(12)	H10. 2

報告書名	刊行年月
草津市文化財年報 5	H10. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(13)	H11. 3
草津宿本陣田中家歴史資料調査報告書Ⅱ	H11. 3
草津市文化財年報 6	H11. 3
草津川放水路関連 襖遺跡発掘調査報告書 1	H12. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(14)	H12. 3
草津市文化財年報 7	H12. 3
草津宿本陣田中家歴史資料調査報告書Ⅲ	H12. 3
草津市文化財年報 8	H13. 3
草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書(15)	H13. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 2	H13. 3
門ヶ町遺跡第 18 次発掘調査報告書	H13. 3
矢倉古墳群第 1 次発掘調査概要報告書	H14. 1
草津のサンヤレ踊り調査報告書	H14. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 3	H14. 3
草津市文化財年報 9	H14. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 4	H15. 2
草津のサンヤレ踊り調査報告書	H15. 3
草津市文化財年報 10	H15. 3
野路小野山製鉄遺跡発掘調査報告書	H15. 3
芦浦観音寺館跡総合調査報告書	H15. 10
草津市文化財年報Ⅺ(11)	H16. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 5	H16. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 6	H17. 3
草津市文化財年報Ⅻ(12)	H17. 3
草津市文化財年報ⅩⅢ(13)	H17. 11
木内石亭(西遊寺鳳嶺・願行寺了観)関係資料調査報告書	H17. 11
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 7	H18. 3
野路小野山製鉄遺跡調査概報	H18. 2
草津市文化財年報ⅩⅣ(14)	H18. 10
野路小野山製鉄遺跡範囲確認発掘調査報告書	H19. 3
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 8	H19. 2
国指定史跡 草津宿本陣西地区範囲確認調査報告書	H19. 10
草津市文化財年報 15	H19. 12
草津川放水路関連遺跡発掘調査報告書 9	H20. 3
野路岡田遺跡発掘調査報告書	H20. 3
西海道遺跡発掘調査報告書	H20. 3

報告書名	刊行年月
墓ノ町遺跡発掘調査報告書	H20. 3
矢倉口遺跡発掘調査報告書	H20. 9
草津市文化財年報 16	H21. 3
新堂前遺跡発掘調査報告書	H21. 3
中兵庫遺跡発掘調査報告書	H21. 2
野村北遺跡発掘調査報告書	H21. 3
近江国 長安寺文書調査報告書	H21. 3
矢倉口遺跡(第 36・37 次)発掘調査報告書	H21. 3
大定木遺跡発掘調査報告書	H22. 3
門ヶ町遺跡発掘調査報告書	H22. 2
市内遺跡詳細分布調査報告書 2	H22. 3
草津市文化財年報 17	H22. 3
草津宿場町遺跡発掘調査報告書(商労)	H22. 3
草津宿場町遺跡(第 7 次)発掘調査報告書	H22. 3
青地城跡発掘調査報告書	H22. 3
中畑遺跡発掘調査報告書(平成 21～平成 22 年度調査)	H22. 12
草津市文化財年報 18	H23. 3
常善寺須弥壇調査報告書	H23. 3
草津市文化財年報 19	H24. 3
中畑遺跡発掘調査報告書	H24. 3
中畑遺跡発掘調査報告書	H24. 3
南笠古墳群発掘調査報告書	H24. 3
大塚遺跡発掘調査報告書	H24. 12
大將軍遺跡発掘調査報告書	H25. 3
大定木遺跡発掘調査報告書	H25. 3
西海道遺跡・笠寺廃寺・南笠古墳群発掘調査報告書	H25. 3
草津市文化財年報 20	H25. 3
宮前遺跡発掘調査報告書(第 13 次調査)	H26. 3
霊仙寺遺跡 1 次発掘調査報告書	H25. 12
草津市文化財年報 21(2012)	H26. 2
中畑遺跡発掘調査報告書(平成 25 年度調査)	H26. 2
檜塚遺跡第 1 次発掘調査報告書	H26. 2
門ヶ町遺跡第 22 次発掘調査報告書(平成 25 年度調査)	H26. 3
中畑遺跡第 23 次発掘調査報告書(平成 25 年度調査)	H27. 1
上笠遺跡第 16 次発掘調査報告書	H27. 2
草津市文化財年報 22(2013)	H27. 3
中兵庫遺跡 9 次発掘調査報告書	H27. 2

報告書名	刊行年月
中沢遺跡第 19 次発掘調査報告書(平成 24 年度調査)	H27. 3
草津市文化財年報 23(2014)	H28. 2
柳遺跡第 24 次発掘調査報告書(平成 27 年度調査)	H28. 1
南東浦遺跡第 1 次発掘調査報告書	H28. 3
草津宿場町遺跡(第 11 次)発掘調査報告書	H28. 3
草津宿場町遺跡第 14 次発掘調査報告書	H29. 3
大將軍遺跡第 31 次発掘調査報告書	H29. 3
南笠古墳群第 6 次発掘調査報告書	H29. 3
草津市文化財年報 24(2015)	H29. 3
中畑遺跡発掘調査報告書(第 19 次調査)	H29. 3
柳遺跡第 23 次発掘調査報告書	H29. 3
宮西遺跡第 3 次発掘調査報告書	H29. 12
草津市文化財年報 25(2016)	H30. 3
中沢遺跡遺跡発掘調査報告書(第 20 次)(第 21 次)	H30. 3
坊主東遺跡発掘調査報告書	H31. 3
芦浦遺跡発掘調査報告書	H31. 3
大將軍遺跡発掘調査報告書	H31. 3
草津市文化財年報 26(2017)	H31. 3
史跡草津宿本陣保存管理計画報告書	S60. 3
草津の歴史と文化	S61. 3
草津市文化環境保存修景計画基本調査報告書	H1. 12
東海道五十三次と草津 浮世絵の世界	H1. 10

その他	刊行年月
草津の文人画家 横井金谷	H2. 9
草津川いまむかし	H3. 11
国指定史跡草津宿本陣図録	H8. 3
第 2 回本陣フォーラム記録集	H10. 3
国指定史跡芦浦観音寺跡	H16. 10
近江歴史探訪マップ 8 国づくりを支えた焔	H18. 11
史跡草津宿本陣(物入 2・乾門)保存修理工事報告書	H22. 3
史跡草津宿本陣(長屋ほか 2 棟)保存修理工事報告書	H26. 3

草津宿街道交流館刊行物	刊行年
草津市史 第 1 巻 古代・中世編	S56
草津市史 第 2 巻 近世編	S59
草津市史 第 3 巻 近代編	S61

草津宿街道交流館刊行物	刊行年
草津市史 第4巻 現代編	S63
草津市史 第5巻 宿場史料編	H2
草津市史 第6巻 南部地域編	H3
草津市史 第7巻 北部地域編	H4
草津市史資料集① 近江栗太郡村誌(上)	H2
草津市史資料集② 近江栗太郡村誌(下)	H3
草津市史資料集③ 古地図に描かれた草津	H6
草津市史資料集④ 草津宿庄屋の記録	H7
草津市史資料集⑤ ずっと KUSATSU	H8
草津市史資料集⑥ 芦浦観音寺	H9
中神コレクション図録	H7
年表にみる草津のあゆみ	H5
宿と街道・草津(草津宿マップ付)	H8
草津市史のひろば	S62
くさつこぼればな史(市史のひろば増補版)	H10
歴史的景観調査報告書	H13
歴史的総合調査報告書	H13
史跡草津宿本陣	H8
図録・歩いて見よう草津宿	H11
図録・癒しの旅情 西国巡礼の旅	H15
図録・鉄道たび物語	H15
図録街道をゆく～新選組と幕末の志士～	H16
図録・浮世絵～広重・三代豊国らの描く街道風景～	H16
図録・急がば廻れ～東海道と矢橋の渡し	H17
図録・参勤交代と草津宿	H17
図録・本陣今昔物語	H18
図録・街道鳥瞰～道中絵図から観光図へ～	H19
図録・弥次喜多道中さらに西へ～続『膝栗毛』の旅～	H19
図録・越すにこされぬ草津川ー近江における東海道・中山道の川越しー	H20
図録・江戸の旅～物見遊山と湯治～	H20
図録・ハッケヨイ！～街道を行く力士たちと近江の相撲～	H21
図録・草津の鉄道 120 年～東海道線・草津線と草津駅～(セット)	H21
図録・さくら～京・大坂・近江の花見～	H22
図録・西の草津・東の草津～宿場と温泉～	H22
図録・横井金谷～近江蕪村と呼ばれた放浪の画僧～	H23
図録・浮世絵を遊ぼう	H23
ブックレット 0 から学ぶ草津の歴史 宿場町	H31

[表 20] 滋賀県教育委員会が刊行した草津市域の遺跡に関する発掘調査報告書一覧

報告書名	刊行年月
草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査報告	S49. 5
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 3-2	S51. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 4-1	S52. 3
矢橋沖浄化センター建設に伴う発掘調査報告	S52. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 5	S53. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 6-2	S54. 3
湖南中部流域下水道矢橋処理場中間水路浚渫工事予定地内 埋蔵文化財試掘調査報告書 1	S57. 3
湖南中部流域下水道矢橋処理場中間水路浚渫工事予定地内 矢橋湖底遺跡試掘調査 2 「滋賀県草津市矢橋町所在」・矢橋湖底遺跡試掘調査報告書 2	S57. 3
湖岸堤管理用道路(南山田工区)建設に伴う埋蔵文化財試掘調査報告書 「草津市南山田所在」	S60. 3
国道 1 号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第 1 冊 「横土井(観音寺)遺跡発掘調査報告書」	S60. 3
志那・北山田湖底遺跡調査報告書	S60. 3
草津川橋脚部埋蔵文化財試掘調査概要報告書	S60. 9
湖岸堤管理用道路下笠その 2 工区建設に伴う埋蔵文化財試掘調査報告書 「草津市志那、下笠町地先」	S60. 11
湖岸堤管理用道路志那北その 2 工区建設に伴う志那湖底遺跡試掘調査報告書 「草津市志那中町地先」	S61. 3
湖岸堤矢橋工区埋蔵文化財試掘調査概要報告書	S61. 3
草津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概報「御倉・北萱地区」	S61. 3
近江大橋有料道路建設工事に伴う草津市墓ノ町遺跡発掘調査報告書	S61. 9
国道 1 号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第 3 冊 「矢倉口遺跡発掘調査報告書」	S62. 3
湖岸堤管理用道路志那北その 2 工区志那湖底遺跡発掘調査概要報告書 「草津市志那中町地先所在」	S62. 3
志那湖底遺跡発掘調査概要「志那南その 2 工区」	S62. 3
草津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 2「御倉・北萱地区」	S62. 3
一県道片岡栗東線特殊改良第 1 種工事に伴う一芦浦遺跡発掘調査報告書 1 「草津市芦浦町所在」	S62. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 15-4	S63. 3
草津川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概報 3「御倉・北萱地区」	S63. 3
一県道片岡栗東線特殊改良第 1 種工事に伴う一芦浦遺跡発掘調査報告書 2 「草津市芦浦町所在」	S63. 3

報告書名	刊行年月
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 17-12「草津市御倉町所在」	H1. 3
国道 1 号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第 4 冊 「野路小野山遺跡発掘調査報告書」	H1. 3
野路小野山製鉄遺跡発掘調査報告書	H2. 3
県道栗東志那中線道路改良工事に伴う霊仙寺遺跡発掘調査報告書	H2. 11
木瓜原遺跡試掘調査報告書	H3. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 18-8「五条・南山田遺跡」草津市南山田所在	H3. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 19-5 草津市五条・南山田、蒲生郡日野町西中道・太田氏館遺跡	H4. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 20-5「墓ノ町遺跡」草津市南山田町・ 「古堂遺跡・樋之口遺跡・十禅師遺跡」、蒲生郡日野町日田・木津	H4. 3
草津川改修工事に伴う発掘調査報告書「北萱遺跡発掘調査報告書」	H6. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 22-12「中兵庫遺跡」	H7. 3
草津市川原町における計量検定所建設工事に伴う「宮前遺跡発掘調査報告書」	H7. 3
一般県道片岡栗東志那中線単独道路改良事業に伴う 「長束三坊・中堂遺跡発掘調査報告書」	H8. 3
草津川改修工事に伴う発掘調査報告書「北萱遺跡発掘調査報告書」	H6. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 22-12「中兵庫遺跡」	H7. 3
烏丸半島基盤整備に伴う「烏丸崎遺跡発掘調査報告書」	H8. 3
主要地方道栗東志那中線単独道路改良工事事業に伴う 「霊仙寺遺跡発掘調査報告書 2」	H8. 3
立命館大学びわこ・くさつキャンパス造成工事関連 埋蔵文化財発掘調査報告書「木瓜原遺跡」	H8. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 24-11「中兵庫遺跡」	H9. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 24-12 「中兵庫遺跡」草津市北山田町・南山田町・木川町所在	H9. 3
草津川改修事業に伴う発掘調査報告書 2「御倉遺跡発掘調査報告書」	H9. 3
(仮称)滋賀県土木技術管理センター施設整備事業に伴う 「宮前遺跡発掘調査報告書」草津市川原町所在	H10. 3
滋賀県住宅供給公社芦浦住宅団地建設工事に伴う発掘調査報告書 「芦浦遺跡」滋賀県草津市芦浦町所在	H10. 3
十禅寺川河川改良工事に伴う「草津市榊差遺跡発掘調査報告書」 榊差遺跡ほか	H10. 3
ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 26-4 「中兵庫遺跡」草津市北山田町・南山田町・木川町	H11. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 3 「襖遺跡・大將軍遺跡発掘調査報告書」	H11. 3

報告書名	刊行年月
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 4 「襖遺跡」	H12. 3
一般県道山田・草津線単独改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 「中兵庫遺跡」 草津市北山田町・木川町	H13. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 5 「中畑遺跡 1」 草津市矢倉 1～3 丁目・西矢倉 2 丁目・草津 4 丁目	H14. 3
主要地方道栗東志那中線緊急地方道路整備事業に伴う発掘調査報告書 3 霊仙寺遺跡	H15. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 6 「御倉遺跡 2」	H16. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 7 「柳遺跡 1・下戸刈遺跡」	H16. 3
大津湖南幹線都市計画街路事業に伴う発掘調査報告書「宮前遺跡」	H16. 3
主要地方道栗東志那中線緊急地方道路整備事業に伴う発掘調査報告書 4 「霊仙寺遺跡」	H16. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 7 「柳遺跡 1・下戸刈遺跡」	H16. 3
大津湖南幹線都市計画街路事業に伴う発掘調査報告書「宮前遺跡」	H16. 3
草津川改修事業並びに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 8 中畑遺跡 2	H17. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 9 柳遺跡 2	H17. 3
滋賀県緊急雇用創出特別対策事業に伴う出土文化財資料化収納業務 報告書Ⅱ－1	H17. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 柳遺跡Ⅲ	H18. 3
主要地方道草津守山線(十里)緊急地方道路整備事業に伴う発掘調査報告書 霊仙寺遺跡	H19. 3
草津川改修事業ならびに草津川放水路建設事業に伴う発掘調査報告書 11 柳遺跡 4	H20. 3
琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書 9 烏丸崎・津田江湖底遺跡	H20. 3
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書 36－2 野村北遺跡ほか	H21. 3
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書 36－3 野村遺跡	H21. 3
琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書 10 志那湖底遺跡・七条浦遺跡	H23. 3
琵琶湖開発関連埋蔵文化財調査報告書 12 琵琶湖東南部草津川地域の湖底・湖岸遺跡	H25. 3

報告書名	刊行年月
宅地造成工事に伴う発掘調査報告書 中沢遺跡	H26.3
県道栗東志那中線緊急地方道路整備事業(新堂工区)に伴う発掘調査報告書 新堂前遺跡	H27.3

参考文献

- ・草津市『草津市史第1～7巻』昭和56年(1981)7月～平成4年(1992)3月
- ・環境省自然環境局「第6回自然環境保全基礎調査 植生調査(草津)」平成14年(2002)
- ・草津市『草津市都市計画マスタープラン』平成18年(2006)3月、平成22年(2010)6月一部変更
- ・草津市『草津市景観計画』平成24年(2012)10月
- ・滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財
発掘調査報告書12 琵琶湖東南部草津川地域の湖底・湖岸遺跡』平成25年(2013)3月
- ・草津市『草津市の自然2014—滋賀自然環境研究会調査—』平成27年(2015)3月
- ・草津市教育委員会『草津市教育振興基本計画第2期』平成27年(2015)3月
- ・草津市『くさつ環境文化プラン～第2次草津市環境基本計画～【改訂版】』平成28年(2016)3月
- ・草津市『草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略』平成28年(2016)3月
- ・滋賀県教育委員会『平成28年度滋賀県遺跡地図』平成29年(2017)3月
- ・草津市『第5次草津市総合計画2010-2020 第3期基本計画』平成29年(2017)3月
- ・草津市『草津市健幸都市基本計画』平成29年(2017)3月
- ・草津市『草津市協働のまちづくり推進計画』平成30年(2018)3月
- ・草津市防災会議『草津市地域防災計画資料編』平成30年(2018)3月
- ・草津市防災会議『草津市地域防災計画風水害対策編』平成30年(2018)3月
- ・草津市教育委員会『草津市文化振興計画』平成30年(2018)3月
- ・草津市『草津市景観形成ガイドライン』平成30年(2018)7月
- ・草津市『第2次草津市みどりの基本計画(改訂版)』平成30年(2018)8月
- ・草津市『草津市版地域再生計画』平成30年(2018)10月
- ・草津市『草津市立地適正化計画』平成30年(2018)10月
- ・草津市『草津市歴史文化基本構想』平成31年(2019)3月
- ・草津市教育委員会『史跡芦浦観音寺跡保存活用計画』平成31年(2019)3月
- ・草津市『草津市中心市街地活性化基本計画(第2期)』平成31年(2019)4月
- ・滋賀県教育委員会『滋賀県文化財保存活用大綱
—知る・守る・活かす 滋賀の宝 わたしたちの文化財—』令和2年(2020)3月
- ・草津市『草津市地域防災計画』令和2年(2020)3月
- ・草津市『第二期草津市子ども・子育て支援事業計画』令和2年(2020)3月
- ・草津市『草津市子ども・若者計画』令和2年(2020)3月
- ・草津市教育委員会『草津市教育振興計画(第3期)』令和2年(2020)3月
- ・草津市教育委員会『史跡草津宿本陣保存活用計画』令和2年(2020)3月
- ・草津市教育委員会『史跡芦浦観音寺跡整備基本計画』令和2年(2020)3月

草津市文化財保存活用地域計画

令和2年(2020) 月発行

発行：草津市

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2429 FAX 077-561-2488



平成 31 年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）
令和 2 年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化総合活用推進事業）